カンボジア国
「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」
及び
「裁判官・検察官養成校民事教育
改善プロジェクト（フェーズ２）」
終了時評価報告書

平成24年2月
（2012年）

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

産	公
ＪＲ	
12-078	

カンボジア国
「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」
及び
「裁判官・検察官養成校民事教育
改善プロジェクト（フェーズ２）」
終了時評価報告書

平成 24 年 2 月
(2012年)

独立行政法人国際協力機構
産業開発・公共政策部

序　文

我が国はカンボジア政府に対し、1999 年より同国司法省に対する技術協力「法制度整備プロジェクト（フェーズ１、２）」を通じて民法・民事訴訟法の起草・立法化を支援してきました。その結果、民事訴訟法は 2006 年７月に公布、2007 年７月に施行され、民法は、2007 年 12 月に公布、2008 年 12 月に施行（適用開始は 2011 年 12 月より）されました。両法案がカンボジア国内において適切に運用されるためには、関連法案の起草が不可欠であり、また、両法はこれまでカンボジアにはなかった概念を多く含んでいるため、普及活動には時間をかける必要があります。このことから、日本に対し更なる協力の継続について要請があり、司法省職員の民事実務改善及び関連法令起草支援を主眼とした技術協力プロジェクトフェーズ３を 2008 年 4 月から 4 年間の期間で開始しました。

同時に、国内において両法が適切に運用されるためには、両法を理解する法曹人材を養成する必要があることから、JICA は 2005 年 11 月から 2008 年 3 月まで、王立司法学院に対する「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」を実施し、王立裁判官・検察官養成校（RSJP）におけるカリキュラム策定・改訂、教材作成・改訂、教官の能力向上を支援し、民事教育が行われるための土台構築を支援しました。法曹人材が圧倒的に不足しているカンボジアの現状を踏まえ、今後同校において自立的・継続的に民事教育が行われるためには、学校運営の自立発展性を高める必要があることから、RSJP が自立的に民事教育を実施できるようになることを目指し、2008 年 4 月から 4 年間の期間で、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」を開始し、教官候補生養成及び教材作成を支援しました。

今般、「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」とも、終了まで半年という時点に至ったことから、終了時評価調査を実施し、両プロジェクトのこれまでの協力を踏まえ、現フェーズにて実施してきた活動の実績、成果、課題等を分析するとともに、プロジェクトの残り期間で取り組むべき活動等についてカンボジア国関係者と協議しました。本報告書は、今回の終了時評価調査及び協議結果を取りまとめたものであり、今後の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施していくための参考として、活用されることを願うものです。

本調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 24 年 2 月

独立行政法人国際協力機構

産業開発・公共政策部長　桑島　京子

目次

序文
目次
地図
写真
略語表
評価調査結果要約表

第１章　終了時評価調査の概要 …… 1
１－１　調査団派遣の背景 …… 1
１－２　調査団派遣の目的 …… 2
１－３　調査団構成 …… 2
１－４　調査日程 …… 2
１－５　主要面談者 …… 2

第２章　「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」の実績と達成度 …… 3
２－１　投入実績 …… 3
２－２　活動実績 …… 3
２－３　プロジェクト目標の達成度 …… 3
２－４　上位目標の達成見込み …… 4
２－５　各成果の達成度 …… 4
２－５－１　成果１の達成状況 …… 4
２－５－２　成果２の達成状況 …… 8
２－５－３　成果３の達成状況 …… 9
２－６　実施プロセスの評価 …… 11

第３章　「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」の評価結果 …… 13
３－１　妥当性 …… 13
３－２　有効性 …… 13
３－３　効率性 …… 14
３－４　インパクト …… 14
３－５　自立発展性 …… 15
３－６　結論 …… 16

第４章　「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」の実績と達成度 …… 17
４－１　投入実績 …… 17
４－２　活動実績 …… 17
４－３　プロジェクト目標の達成度 …… 17
４－４　上位目標の達成見込み …… 18

４－５　各成果の達成度 ･･18
　４－５－１　成果１の達成状況　･･･18
　４－５－２　成果２の達成状況　･･･20
　４－５－３　成果３の達成状況･･･20
４－６　実施プロセスの評価　･･･21

第５章　「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」の評価結果 ･･･22
５－１　妥当性　･･･22
５－２　有効性　･･･22
５－３　効率性　･･･23
５－４　インパクト　･･･23
５－５　自立発展性･･･24
５－６　結論･･･24

第６章　まとめ･･･25
６－１　今後の協力に向けての提言･･･25
　６－１－１　「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」に関する提言 ･･････････････25
　６－１－２　「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」に
　　　　　　　関する提言･･･25
６－２　類似案件実施への教訓･･･26
６－３　調査団長所感･･･27

附属資料Ⅰ
１．調査日程
２．主要面談者一覧

附属資料Ⅱ　「カンボジア法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」
１．ミニッツ（含むPDM）
２．達成度グリッド
３．評価グリッド
４．日本・カンボジア双方の投入実績
　Ⅰ．カンボジア側投入
　　１．カウンターパート
　　２．運営経費自己負担
　Ⅱ．日本側投入
　　１．専門家（長期・短期）
　　２．調査団派遣
　　３．機材供与

　　　　４．本邦研修
　　　　５．日本側部会活動
　５．現地セミナー、会合実績
　６．面談記録

附属資料Ⅲ　「カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」
　１．ミニッツ（含む PDM）
　２．達成度グリッド
　３．評価グリッド
　４．日本・カンボジア双方の投入実績
　　Ⅰ．カンボジア側投入
　　　１．カウンターパート
　　　２．運営経費自己負担
　　Ⅱ．日本側投入
　　　１．専門家（長期・短期）
　　　２．調査団派遣
　　　３．機材供与
　　　４．本邦研修
　　　５．日本側部会活動
　５．現地セミナー、会合実績

プロジェクト位置図

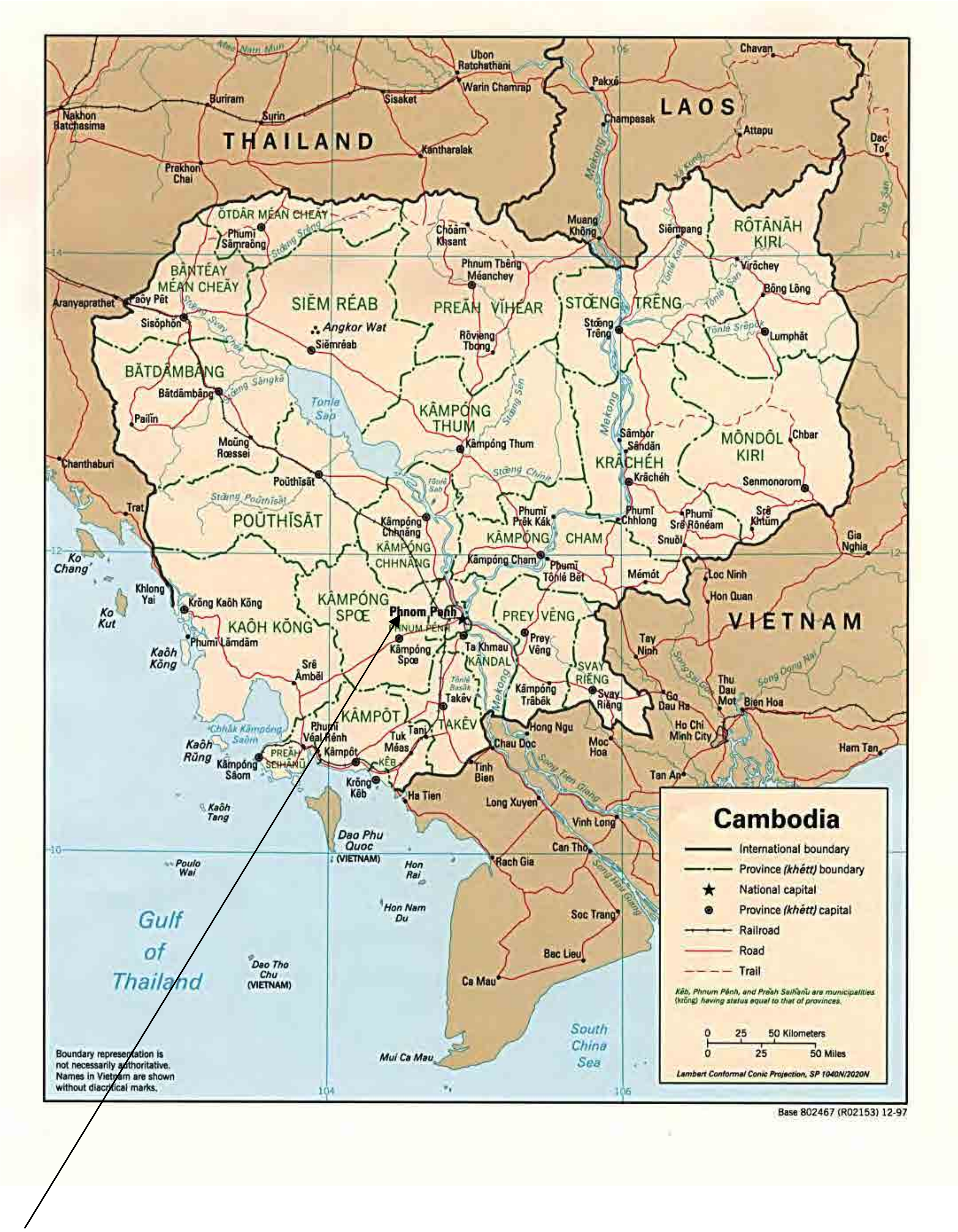

首都プノンペン（プロジェクト所在地）

出典：University of Texas, Perry-Castañeda Library Map Collection.

（http://lib.utexas.edu/maps/cambodia.html、2011年11月22日アクセス）

現地調査写真

司法省（MOJ）の日本人専門家による民法 Training of Trainers（TOT）の様子（2011 年 9 月 2 日）

MOJ との M/M 協議（2011 年 9 月 1 日）

MOJ での M/M 署名式（2011 年 9 月 2 日）

王立裁判官・検察官養成校（RSJP）での日本人専門家によるワーキンググループの様子（2011 年 8 月 27 日）

王立司法学院（RAJP）との N/M 協議（2011 年 9 月 6 日）

RAJP での M/M 署名式（2011 年 9 月 2 日）

略 語 表

AUSAID	Australian Agency for International Development	オーストラリア国際開発庁
BAKC	Bar Association of Kingdom of Cambodia	カンボジア弁護士会
CCJAP	Cambodia Criminal Justice Assistance Project	カンボジア刑事司法支援プロジェクト（AUSAID などが中心となって、モデル裁判所の刑事事件進捗管理や刑務所改善などを支援しているプログラム）
CLE	Continuing Legal Education	継続教育
CLJR	Council for Legal and Judicial Reform	法・司法改革評議会
C/P	Counterpart	カウンターパート
DANIDA	Danish International Development Agency	デンマーク国際開発援助庁
EWMI	East-West Management Institute	イースト・ウエスト・マネジメント・インスティテュート（USAID の資金で活動している米国を本拠とする NGO 団体）
ICD	International Cooperation Department, Research and Training Institute, Ministry of Justice, Japan	法務省法務総合研究所国際協力部
JETRO	Japan External Trade Organization	独立行政法人日本貿易振興機構
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人　国際協力機構
LASSP	Land Administration Sub Sector Program	国土管理サブセクター・プログラム（フィンランド、ドイツ等複数のドナーが国土管理都市計画建設省に対し、土地関連立法や登記システム構築等を支援しているプログラム）
LTC	Lawyers Training Center	BAKC傘下の弁護士養成校
MLMUPC	Ministry of Land management, Urban Planning and Construction	国土管理都市計画建設省
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
MOJ	Ministry of Justice, Kingdom of Cambodia	カンボジア司法省
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
P/O	Plan of Operation	活動計画
R/D	Record of Discussion	討議議事録
RAJP	Royal Academy for Judicial Profession	王立司法学院
RSJP	Royal School for Judges and Prosecutor	王立裁判官・検察官養成校
RULE	Royal University of Law and Economics	王立法律経済大学
SWG	Sub- Working Group	サブワーキンググループ
USAID	United State Agency for International Development	米国国際開発庁
WG	Working Group	ワーキンググループ

評価調査結果要約表

<table>
<tr><td colspan="3">１． 案件の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">国名：カンボジア</td><td>案件名：法制度整備プロジェクト（フェーズ３）</td></tr>
<tr><td colspan="2">分野：行政一般</td><td>援助形態：技術協力プロジェクト</td></tr>
<tr><td colspan="2">所轄部署：産業開発・公共政策部　法・司法課</td><td>協力金額（終了時評価時点）：約 2.7 億円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協力期間</td><td>(R/D)2008 年 4 月 8 日</td><td>先方関係機関：司法省</td></tr>
<tr><td>協力期間
2008 年 4 月 9 日～2012 年 3 月 31 日（4 年間）</td><td>日本側協力機関：法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等</td></tr>
</table>

１－１　協力の背景と概要

1970 年代から 20 年にわたり内戦を経験したカンボジアでは、1993 年に制憲議会が成立し、法制度整備を国の最重要課題と位置づけたが、基本法体系が十分に整備されておらず、また法曹人材がきわめて少ないことから、自力で法制度整備を行える状況になかったため、我が国はカンボジア政府に対し、1999 年から「法制度整備プロジェクト（フェーズ 1)」を通じて民法・民事訴訟法法案の起草支援を行ってきた。当該プロジェクトでは、日・カ合同起草チームにより民法・民事訴訟法起草作業の実施を中心に協力が行われ、2003 年 3 月に両法案をカンボジア司法省に引き渡すことにより終了した。その後、このプロジェクトの成果を踏まえ、民法・民事訴訟法法案の立法化支援及び附属法令を主眼とした継続支援を実施する「法制度整備プロジェクト(フェーズ 2)」が 2004 年 4 月から開始され、1 年間の期間延長の後、2008 年 4 月に終了した。フェーズ 2 の成果として、2007 年 7 月に民事訴訟法が適用され、2007 年 10 月に民法が下院を通過し、同年 12 月には成立した。

これまでカンボジアにはなかった概念を多く含んでいる両法がカンボジア国内において適切に運用されるには、関連法案の起草が不可欠であるとともに普及活動も必要であったことから、カンボジア政府より日本に対し、フェーズ 2 の後継案件として更なる協力の要請があった。2008 年 2 月に事前評価調査を行った結果、2008 年度より付属法令起草の軸足をカンボジア側に移し、司法省が民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようにすることを主眼としたフェーズ 3 を実施することとなった。

１－２　協力内容

本プロジェクトでは、カンボジア国において日本がこれまで支援して成立した民法・民事訴訟法に関連する各種法令の起草及び立法化を支援するとともに、民法・民事訴訟法の適切な運用に向け、司法省が新民法・民事訴訟法及び関連法令に関する知識を普及し、他省庁所管の関連法令との調整を適切に行えるようになることを目指すものである。

（１）上位目標

民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。

（２）プロジェクト目標

司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる。

（３）成果

1. 司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる。
2. 司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる。
3. 司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める。

（４）投入（終了時評価時点）

日本側：（総投入金額　2.7 億円）

- 長期専門家派遣　延べ 8 名
- 短期専門家派遣　延べ 13 名
- 研修員受け入れ　延べ 22 名
- 国内作業部会　委員 37 名
- 機材供与　48,697 米ドル
- 現地活動費　0.5 億円

相手国側：

- カウンターパート配置
  - プロジェクトディレクター：司法大臣
  - プロジェクトマネージャー：司法省次官
  - 第一審裁判所所長、最高裁判事、司法省職員等からなるコミッティ、サブコミッティおよび起草班
- 施設、事務室
  - 司法省内にプロジェクト担当者用の常設事務所、会議室を確保。
- 運営経費の自己負担

２．評価調査団の概要

2―1 調査団構成

（１）総括	桑島 京子	JICA 産業開発・公共政策部長
（２）法整備支援	磯井 美葉	JICA 国際協力客員専門員
（３）起草支援	松川 光康	法務省法務総合研究所国際協力部教官
（４）評価企画	金田 雅之	JICA 産業開発･公共政策部ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽｸﾞﾙｰﾌﾟ法･司法課職員
（５）評価分析	栗田 貴之	株式会社アイコンズ

（※通訳（日･ク）は現地傭上　サー・セネラ）
2−2 調査期間：2011 年 8 月 21 日〜9 月 7 日
2−3 評価種類：終了時評価

３．評価結果の概要

３−１　実績の確認

（プロジェクト目標の達成度）

プロジェクト目標は概ね達成される見込みである。

民法、民訴法に関連する附属法令については、本プロジェクトで整備された起草班体制に基づき、司法省職員により 10 余りの法令が起草された。また、起草の過程においては、最初のドラフトをカンボジア側が作成する等、カンボジア側の主体性も高まった（指標１）。立法プロセスにおける関連法令案の審議状況や他省庁管轄の法令案についての調整も、例えば国際養子縁組法との調整においてなど、カンボジア側が主体となって行われた（指標２）。民事関連法の普及セミナーについても、毎年司法省において年間計画を立て、約 20 回実施された。教材配布に関しても、司法省が管理する体制が整備され、着実に実施されてきた（指標３）。

以上のことから、司法省が民法・民事訴訟法の適切な運用に必要となる施策を実施する能力は向上したといえる。

（アウトプット（成果）の達成度）

<u>成果 1. 「司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる。」</u>

成果１は概ね達成されている。

カンボジア側が将来にわたって自立的に起草・立法業務を実施していけるよう、司法省民事局・立法局の組織を強化し、起草作業の軸足をカンボジア側に映していくことが必要であるという認識の下、起草班体制の変更をプロジェクトの初年度に行った。

プロジェクト開始当初は、日本側が法案のアウトラインを作成する形態が採られていたが、現在は、長期専門家及び日本国内の支援委員会（「カンボジア民法作業部会」「カンボジア民事訴訟法作業部会」「カンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループ」）、日本国法務省などの協力機関の支援を受けながら、「法制度整備プロジェクト（フェーズ 1）」において日本側との共同起草作業を担っていた司法省次官等の監督下で、司法省の民事局・立法局職員が中心となり起草作業を担うという新たな体制が構築され、各起草班が自主的に必要な起草会合を開催し、法案起草及び審議を主導する形態が定着した。

カンボジア側による自主的な起草班の活動の下、民事訴訟法関連の不動産登記共同省令（司法省と国土管理都市開発建設省との共同省令）、裁判官の填補に関する司法省令、手数料および訴額算定基準に関する改正省令などが起草され、発令された。また、民法関連の不動産登記共同省令、法人登記省令、夫婦財産契約登記に関する省令、執行官関連の省令などの起草作業が進められている。また、法令案の電子データについては、閣僚評議会に提出した時点のものを、立法局において一元的に管理・保管されている。

他方で、起草班会合での議論を記録として保存・共有するという活動は、部分的な実施にとどまっている。また、知識向上のための継続的な省内研修も実施されているが、参加職員の希望により逐条的に学習する形となっているため、基本的な民法の全体構造、機能の理解につながっていない側面があり、今後改善の余地がある。

成果 2. 「司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる」

成果２は概ね達成されている。

フェーズ２で起草された法案については、民事非訴訟事件手続法、人事訴訟法が閣僚評議会提出後の条文加除修正や国会での法案説明等に対する支援を実施した結果、成立したほか、裁判寄託省令も司法省から発令された。また、民法適用法が 2011 年 5 月に国王の審署を経て成立しており、同 12 月から民法及び上記関連法令等が適用開始となる。

他方、執行官法については、閣僚評議会に提出された後、副首相特別会合において、修正提案を受けている段階で、法律としては成立に至っていない。

他省庁管轄のものを含む関連法令については、主なものとして、裁判所構成法、外国人に建物専有部分の所有権を与える法律、国際養子縁組法、DV 防止法、労働組合法などがあり、それぞれ専門家の助言を得つつ、司法省からもコメントを提出している。また、他省庁から民法との抵触がないかについての確認依頼が労働組合法を所管する労働省などから寄せられるようになってきており、司法省が適切なコメント、省令チェックを行うことにより、同省に対する他省庁からの信頼も向上してきたことが伺える。

成果 3. 「司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める」

成果３は概ね達成されている。

普及セミナーは、これまでに各地で全 14 回実施され（2008 年 7 回、2009 年 6 回、2010 年 1 回。司法省が財務省から予算を得て実施した分のみで、他ドナーがスポンサーとなり実施した分については含まず）、以前は長期専門家が講師を務めたこともあったが、現在ではカンボジア側のコミッティ及び起草班メンバーが講師となり実施する体制となっている。

また、裁判寄託省令、人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法、不動産登記共同省令（民訴関連）の普及セミナーなどを実施するとともに、民法適用開始に向け、短期専門家が講師となり、裁判官、司法省職員、弁護士向けの民法現地セミナーを開催した。

このほか、教材・資料として、民法逐条解説全 6 巻、人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法、民事過料手続法の条文及び逐条解説書、2009 年 12 月開催の民訴部会委員による控訴裁・最高裁向けセミナーの議事録及びレジュメをまとめたものなどが出版され、民法逐条解説に関しては各地の裁判所、弁護士会、大学などに配布された。民法教科書については原稿作成に遅れがあり、現在も作成中であるが、本プロジェクト終了時には完成する見込みである。

新法理解研修について、2010 年 4 月に TOT（Training of Trainers）のメンバーが教官候補生として選出され、6 月から日本人専門家による週 1 回の民法講義が開始された。2011 年

1 月からは週 2 回となり、終了時評価の時点までに 61 回行われている。

外部（裁判所等）からの質問の受付窓口と回答送付は、民事局が担当することとなっている。以前は、日本人専門家に対して民事訴訟法の運用上の質問が直接寄せられることも多かったが、現在は、司法省において自主的に回答するようになっている。ただし、現状は、アドホックに対応していることが多く、今後、質問受付のメカニズムが確立されていくことが期待される。

３－２　評価結果の要約

（１）妥当性

本プロジェクトの妥当性は高い。

本プロジェクトは、カンボジアの政策に合致しており（「第二次四辺形戦略（2008 年)」、「法制度司法制度改革短期・中期行動計画（2005 年)」、「国家戦略開発計画（NSDP、2009-2013 年)」)、また日本政府の政策にも合致している（経済海外協力会議「法制度整備支援に関する基本方針（2009 年)」、外務省「カンボジア国別援助計画（2002 年)」、JICA のカンボジアへの援助実施方針)。加えて、これまでフェーズ１、２において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯を踏まえ、関連法令の起草や新法普及活動を引き続き日本が協力してきたことは、従来の協力の成果を高めることに資するものであり、過去の協力を通じて構築された支援体制や協力の成果を活用できる点で日本に優位性があると考えられる。

また、日本の支援の開始当初のカンボジア司法制度の状況を踏まえると、1999 年から継続的に長期的なスパンで、起草による民事法体制整備と人材育成を支援した本プロジェクトは社会のニーズに合致しており、妥当性は非常に高い。

加えて、カンボジア側のオーナーシップを高めるため、法案の起草作業準備を司法省職員に移行する本プロジェクトのアプローチは有効であった。

（２）有効性

本プロジェクトの有効性は概ね高い。

プロジェクト目標は概ね達成されており、３つのアウトプット（成果）は効果的に構成されている。成果１により関連法令の起草、成果２によりその立法化プロセスのフォロー、成果３により成立した関連法令及びその基盤となる民法・民事訴訟法の普及活動の実施を通じて、司法省が民法・民事訴訟法が適切に運用するために必要となる附属法令整備や他法令との調整、普及活動などを実施する司法省の組織及び職員の能力が強化された。

起草作業については、概ね日本人専門家からの民法・民事訴訟法の丁寧なインプットを伴いながら進められたことで、特に民法・民事訴訟法のうち、具体的な起草作業と関連する執行手続き、物件、法人制度などの部分についての理解が大きく促進されたことはプロジェクト目標の達成に向けての貢献要因となった。

他方、司法省の担う起草という作業の性質上、実務的にはさほど利用頻度の高くない制度についても条文を整備する必要があるために、若手職員は、民法・民事訴訟法の基本的な構造

に対する理解が乏しい状態のまま、各制度の重要性の軽重にかかわらず、各条文を詳細に理解することが要求されたこと、及び司法省には、現場で裁判や登記等の実務における具体的な課題に接する機会が少ないことが、結果的に、両法の全体構造や制度の機能に対する理解を困難にしたといえ、目標達成のための阻害要因となった。

ただし、不動産登記に関する共同省令を国土省職員と司法省職員の共同コミッティで検討したことは、より具体的な実務の状況に即した省令案を起草するのに役立ち、司法省職員にとっては、民法・民事訴訟法の制度をより具体的に理解することにもつながった点で、プロジェクト目標達成に貢献したといえる。

上記から、プロジェクト目標は概ね達成しており、各アウトプットの論理構成も明確で効果的であることから、有効性は比較的高いといえる。

（３）効率性

本プロジェクトの効率性は概ね高い。

投入については、概ね適切なタイミング・量であったと考えられるが、一時、長期専門家の派遣に遅れが生じたことがあった。また、プロジェクトの趣旨から求められる活動に比して、長期専門家の業務量が過多となった場面や、複数の専門家を派遣しているが、カウンターパートから全専門家それぞれの意見を求められるなど、専門家間の適切な業務の分担が困難となった場面も一時期見られた。

プロジェクトの実施においては、カンボジア司法省側起草班メンバーの関与が拡大し、長期専門家による彼らへの技術移転（起草に必要な法案起草技術や知識のインプット）が適切になされた。日本側支援体制については、民法の普及に必要な教科書・逐条解説の出版の遅れがあったが、カンボジア民法作業部会、カンボジア民事訴訟法作業部会、カンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループによる法令ドラフトに対するコメントや本邦研修、現地セミナーを通じたインプットは概ね効果的に行われた。

上記の各部会・アドバイザリーグループ及び法務省による日本におけるプロジェクト支援体制、短期専門家による現地セミナーやテレビ会議システムを利用したセミナー、本邦研修等複数の異なる形態を活用した支援形態は、カンボジア側カウンターパートの支援ニーズに対応することを可能にするとともに、民法・民事訴訟法の第一人者からなる作業部会・アドバイザリーグループによる支援により、質の面でも充足した支援が可能となり、プロジェクトの効率性を促進する要因となった。また、現地にて不動産登記共同省令起草のための体制が整ったことを受けて、その作業ニーズに対し、実務的な観点からの助言や情報の提供を通じた起草支援をすることを目的に、不動産登記実務アドバイザリーグループが 2009 年 7 月に新たに設置された。

更に、現在実施中の「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」や 2010 年まで実施されていた「弁護士会司法支援プロジェクト」との間で、成果である教材や法令解説等の共有がなされ、相互に活用されており、プロジェクト実施の効率性向上に貢献している。

（４）インパクト

「民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する」という上位目標の達成に向けて、民事法制度の基礎となる民法、民事訴訟法及び各種関連法令の起草、制定、適用が着実に進んでいる。また、制度の運用に欠かせない司法関係者の新民法・新民事訴訟法に対する理解に関しても、起草活動及び各種研修等の日本側からの技術移転の機会を通じて向上しつつある。これまでのフェーズでは、日本側が主導的に行っていた各種活動も今フェーズではカンボジア側カウンターパートが自立的・主体的に起草作業をはじめとする各種業務を進めるようになってきた。このような状況は、司法制度が崩壊し、法曹人材が一桁に近い壊滅的な状態であった協力開始時点に比して、大きな進歩である。今後、更に、司法省職員が裁判官・検察官をはじめとする法曹関係者等とともに、民法・民事訴訟法及び実務に関する着実な知識を習得し、両法の全体構造や機能に対する理解が定着することが重要であり、それにより将来的に上位目標の達成が見込まれる。

すでに発現している正のインパクトとしては、起草班メンバーである民事局・立法局の若手職員が、司法省プロジェクトでの起草班での作業で習得した法案起草技術や、法律に対する理解・解釈などの実際的な能力を、民事以外の分野の法令を起草したり普及したりする際に活用している点が挙げられる。また、PDM や PO によるプロジェクト管理の手法についてカンボジア側の認識・理解が進んだことにより、立法局が PDM を参考にした５カ年計画を独自に作成するといった副次的な効果も見られた。

このほか、特に不動産登記に関する共同省令を、国土省もまじえた共同コミッティで検討したことにより、不動産登記を扱う国土省職員にも、民法・民事訴訟法の理解が浸透しつつあり、このことは、上位目標の達成にも大きく貢献するものといえる。

また、最近では、一部の省庁が、その管轄する法案について、自発的に司法省に、民法・民事訴訟法との整合性について、具体的なポイントを挙げて問い合わせをしてくる例も出てきており、民法・民事訴訟法が徐々にカンボジアの社会にも広まっていることがうかがえる。

負のインパクトについては特に見られない。

（５）持続性

プロジェクトの持続性については、一定レベルで認められる。

プロジェクト開始当初から一貫した配慮がなされ、起草班会合における作業の進め方について、日本人専門家の関与の度合いを徐々に薄めてきた結果、作業に携わる民事局・立法局職員へのキャパシティ・ディベロップメントを通じて、少しずつ司法省のオーナーシップが涵養され、起草作業に主体的に関わる形に変化してきたことは、ポル・ポト政権時に司法制度が壊滅状態となっていたことを踏まえると、将来の自立発展に向けた大きな成果といえる。

また、資金面・人員配置面での継続性を維持することも持続性を確保するためには不可欠である。クメールルージュ特別法廷での裁判業務等への人材抜擢については、今後の予測が不透明な面も否めないものの、少なくともプロジェクト期間中に起草に携わった若手司法省職員は定着しており、人的な面での継続性については最低限確保されていると評価できる。ただし、より一層持続性を高めていくためには、引き続き、司法省から政府に対し、予算措置・人員強化を働きかけていくこと等が必要である。

３－３．効果発現に貢献した要因

【実施プロセスに関すること】

・オーナーシップの醸成（司法省の体制整備）

プロジェクトフェーズ１及び２において、起草作業は日本側が主導しつつも、日本人専門家とカウンターパートによるワークショップや「用語確定会議」等を通じてカンボジア側のオーナーシップを高める取り組みを行ってきたが、今フェーズではさらに進んで、カンボジア側が主体的・自立的に草案を作成する作業を行うとともに、会議運営やデータの管理等、付随する業務についても、自主的に推進できるような体制を構築することを目指してきた。

今フェーズにて起草作業をカンボジア側に主体的・自立的に実施させるアプローチを採ったことについて、プロジェクトの開始当時は混乱も見られたが、民法・民事訴訟法の適切な運用のために必要となる関連法案の起草に関しては、複数の起草班を司法省内に組織して、起草業務を分担して実施する体制が整備された。これらの起草班会合において、カンボジア側カウンターパートが徐々に主体的に起草に関与するようになった。

また、起草作業に限らず、セミナー等の普及活動や出版物の配布等についても、司法省内の担当窓口が明確化される等、プロジェクト期間を通じて、司法省の組織体制の強化が見られた。

・オーナーシップの醸成（専門家による起草支援方法）

上述のとおり、今フェーズでは、起草作業の軸足をカンボジア側に移してきたが、その際にカウンターパートが起草作業を通じて民事法に関する理解を深めていくことを重視し、カウンターパートが作成した草案に専門家が根気強く、丁寧にアドバイスするというアプローチをとってきた。このようなアプローチをとってきたために、起草作業には時間がかかっているものの、プロジェクト開始時点と比較して、カンボジア側のオーナーシップが強まり、民事法に関する理解も進みつつある。

・他省庁との調整・共同起草作業（不動産登記共同省令）

不動産登記省令の起草に際しては、省令を実効的なものとするために、登記実務を所管する国土省と司法省が共同で起草に取り組むために、省庁を超えた困難な調整を経て、共同コミッティを形成した。フェーズ３に入っても、特に国土省職員の多忙のために、なかなか起草作業が進まない場面も見られたが、司法省次官の努力や、専門家の丁寧な支援により、次第に作業が活発になっていった。これにより、司法省職員も共同コミッティや起草班会合の場を通じて実務面での適用にも配慮しながら起草作業を進めることが可能となるとともに、国土省側においても、新しい民法・民事訴訟法に対する理解が進み、両法との整合性を踏まえた共同省令が準備されている。

３－４．問題点及び問題を惹起した要因

（１） 計画内容に関すること

司法省は人材の層が薄いという事情もあり、主要なカウンターパートは複数の起草班メンバーとなる一方、業務多忙でプロジェクト活動への参加が一部制約され、起草作業や立法手続きに遅れが生じる結果となった。

（２）実施プロセスに関すること

長期専門家派遣に関するプロジェクトマネジメントに関し、以下の事態が発生したために、一部プロジェクトの円滑な実施運営が阻害される側面があった。

ア．一時、長期専門家の派遣に遅れが生じたこと。

イ．プロジェクトの趣旨から求められる活動に比して、長期専門家の業務量が過多となったこと

ウ．専門家間の適切な業務の分担の実施による効率化が困難となった場面が一時期見られたこと

３－５．結論

評価５項目に関し、妥当性は高く、有効性、効率性についても満足のいくレベルのものであり、かつ多くの正のインパクトの発現も確認することができた。持続性の確保については、育成された人材の継続的な関与が今後とも必要である。全体として、プロジェクト期間中にプロジェクト目標を概ね達成すると結論付けることができる。

３－６．提言

プロジェクト残り期間における活動に関しては、司法省の当該起草班による一部遅れている法令の起草作業の一層の推進と、より幅広い層の司法省職員を巻き込んで、民法・民事訴訟法に関する体系的な理解の促進を行うことが必要である。

また、プロジェクト終了後の対応については、民法・民事訴訟法の全体構造や機能に対する理解の定着のために更なる人材育成を図ることが必要であること、及び司法省職員は、裁判官・弁護士などの法曹実務家、大学等の研究者、国土省の不動産登記官など、外部の人材との連携を通じて、民法・民事訴訟法の実務現場における具体的な課題に触れ、学ぶ必要があることについても提言した。

３－７．教訓

（１）長期的な支援

協力開始時点で司法制度が崩壊しており、法曹人材が非常に少ない状況にあるような場合、長期的な支援を行う中で、最初は日本側が主導しつつも徐々に相手側のオーナーシップを醸成していく手法が必要である。民事関連法令の起草に関し、フェーズ１及び２では日本側が草案作成を主導し、カンボジア側と議論をしながら起草を行ったが、本プロジェクトでは、カウンターパートの能力強化とともに徐々にその支援の軸足を移し、カンボジア側が草案の作成を行い、それに対し日本側がコメント・アドバイスしながら起草していくという形に移行することができた。長期的な人材育成の視点をもって支援を実施することは有効である。

（２）次世代人材の育成

司法省の人材の層が薄いこともあり、フェーズ２までに育成してきた人材は昇進等によりプロジェクト活動への参加が制約され、起草作業等への関与が得られなかった。このため、本プロジェクトでは、次世代を担う若手をワーキンググループの活動に参加させ、起草作業・各種議論、講義を通じて育てることにより、より長期的な人材育成に貢献するとともに、人材の底上げに寄与してきた。

今後、プロジェクトと他の協力との相乗効果を図るべく、例えば長期研修制度等との連携なども通じて、次世代人材を育成していくことも検討が必要である。

（３）新たな法律・概念に対する理解の普及

協力開始時においては、カンボジア側にとって全く新しい法律・概念の導入であったため、起草作業を進める中でも、民法・民事訴訟法の基本的な理解を深めるために多大な時間とインプットが必要となった。基本的な理解、体系的な理解を深めるためには、人材の供給源たる大学教育においても新しい法律理解を普及することが重要である。新しい概念や制度などを定着させるための支援に取り組む場合には、例えば大学も巻き込みつつ重層的な人材育成とあわせて考えていく必要がある。

（４）多様な支援ツールの組み合わせと日本側支援体制の長期的なコミットメント

国内支援委員会（民法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記アドバイザリーグループ）及び日本国法務省による本邦におけるプロジェクト支援体制、短期専門家による現地セミナーやテレビ会議システムを利用したセミナー、本邦研修等複数の異なる支援ツールを最大限に組み合わせた支援形態をとることにより、カンボジア側カウンターパートの支援ニーズに対応することが可能となった。

また、フェーズ１の協力開始当初から作業部会・アドバイザリーグループの委員（日本の民法・民事訴訟法における第一人者である研究者及び実務家）による長期的なコミットメントを得られる体制を築いてきたことにより、日本の民事法制度のみならず、カンボジアの現地の法社会制度事情についての知識が蓄積され、質の面でも充足した支援が可能となった。

極めて専門性が高く、現地に派遣できる支援人材の確保が容易でない分野の支援を行う場合には、日本側支援関係者の長期的なコミットメントを得る支援体制を構築することが有効である。

３－８．フォローアップ状況

本案件終了後、民法・民事訴訟法の体系的な理解を深め、両法が適切に運用されるために、司法省に加えて王立司法学院、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学の中核人材を対象に、民法・民事訴訟法の理解促進を目的としたプロジェクト（民法・民事訴訟法普及プロジェクト）の実施を予定している。

以上

評価調査結果要約表

<table>
<tr><td colspan="3">１．　案件の概要</td></tr>
<tr><td colspan="2">国名：カンボジア</td><td>案件名：裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）</td></tr>
<tr><td colspan="2">分野：行政一般</td><td>援助形態：技術協力プロジェクト</td></tr>
<tr><td colspan="2">所轄部署：産業開発・公共政策部　法・司法課</td><td>協力金額（終了時評価時点）：約 1.8 億円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">協力期間</td><td>(R/D)2008 年 3 月 21 日</td><td>先方関係機関：王立司法学院（RAJP）・王立裁判官・検察官養成校（RSJP）</td></tr>
<tr><td>協力期間
2008 年 4 月 1 日～2012 年 3 月 31 日（4 年間）</td><td>日本側協力機関：法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等</td></tr>
</table>

１－１　協力の背景と概要

我が国はカンボジア政府に対し、1999 年から「法制度整備プロジェクト（フェーズ 1, 2)」を通じて民法・民事訴訟法の起草・立法化を支援してきている。その結果、2007 年 7 月に民事訴訟法がカンボジアにおいて適用され、民法も 2007 年 12 月に公布された。

他方、両法案はカンボジアにとって新しい概念を含んでおり、同国で両法案が適切に運用されるためには両法律を理解する法曹人材を養成する必要があるとのカンボジア政府からの要請に基づき、2005 年 11 月より王立裁判官・検察官養成校（RSJP）において、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（RSJP プロジェクトフェーズ１)」を開始し、2008 年 3 月に終了するまでの 4 年間、RSJP におけるカリキュラム策定・改訂、教材作成・改訂、教官の能力向上に取り組んできた。カリキュラムや教材が揃わないまま講義が進められていたプロジェクト開始前と比較すると、カリキュラムが策定され、教材が一部作成され、同校において民事教育が行われる土台を整備することに貢献した。

しかしながら、1990 年代前半までの内戦と社会的混乱の影響により、カンボジアでは法曹人材が絶対的に不足している状況であり、同校においても教官不足が大きな課題となっていたため、持続的に同校において民事教育が行われるためには、教官候補生の養成と教材作成により、持続性を高める必要があるということが「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」の終了時評価において確認された。

このような中、日本に対し、同校における民事教育改善のための更なる協力の継続について要請があり、2008 年 2 月に事前調査が行われ、RSJP が自立的に民事教育を実施できるようになることを目指し、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ 2」が開始された。

１－２　協力内容

本プロジェクトは、カンボジア国の裁判官・検察官養成校に対し、教官候補生の能力強化

や学校運営ノウハウの蓄積を支援することを通じて、同校が裁判実務に関する民事教育を自立的に実施できるようになることを目指すものである。

（１）上位目標

カンボジアにおいて民法･民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。

（２）プロジェクト目標

RSJP において民法・民事訴訟法に則った裁判官・検察官に対する裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」という）が自立的に実施できるようになる。

（３）成果

1. 組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される。
2. 教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。
3. 民事に関する継続教育が行われる。

（４）投入（評価時点）

日本側：総投入金額　1.8 億円

ー　長期専門家派遣	延べ 3 名	ー　国内作業部会	委員延べ 13 名
ー　短期専門家派遣	延べ 15 名	ー　機材供与	1,040 米ドル
ー　研修員受け入れ	延べ 37 名	ー　現地活動費	0.2 億円

相手国側：

ー　カウンターパート配置

プロジェクトディレクター：RAJP学院長

プロジェクトマネージャー：RSJP校長

ワーキンググループ構成員：RSJP校長、教官、教官候補生等

その他事務局員

ー　施設、機材

RSJP 内にプロジェクト担当者用の常設事務所、会議室を確保。

ー　運営経費の自己負担

２．評価調査団の概要

2ー1 調査団構成

（１）総括	桑島 京子	JICA 産業開発・公共政策部長
（２）法整備支援	磯井 美葉	JICA 国際協力客員専門員
（３）起草支援	松川 光康	法務省法務総合研究所国際協力部教官
（４）評価企画	金田 雅之	JICA 産業開発･公共政策部ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽｸﾞﾙｰﾌﾟ法･司法課職員
（５）評価分析	栗田 貴之	株式会社アイコンズ

2−2 調査期間：2011 年 8 月 21 日〜9 月 7 日
2−3 評価種類：終了時評価

３．評価結果の概要

３−１　実績の確認

（１）プロジェクト目標の達成度

プロジェクト目標は概ね達成される見込みである。

民事教育に関する講義は、日本人専門家が直接講義を行った前フェーズとは異なり、RSJP の教官及び教官候補生により実施されるようになった。（指標１）。教官の任命数は増えていないものの、単独での授業実施など教官と同等の役割を果たすことのできる教官候補生が 40 名育成された（指標２）。民事教育のカリキュラムについても、教官候補生が関与して作成、改訂がなされた（指標３）。プロジェクト開始以来、カンボジア側は教材開発により自主的に取り組むようになり、民事訴訟、民事執行、民事保全に関する教材や各種マニュアル（Q&A 集など）が作成され、教材作成に関する技術、ノウハウが蓄積されてきた（指標４）。

以上のことから、RSJP が自立的に民事教育を実施する能力は向上したといえる。

（２）アウトプット

成果 1. 「組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される。」

成果１は達成されている。プロジェクトでは、教材、カリキュラム作成に重要な役割を担っている教官候補生（選抜された現役裁判官）の能力強化に焦点を置いた活動を実施してきた。教官候補生は、日本人専門家とのコミュニケーション（日常的な質問、相談）、短期専門家による現地セミナー、テレビ会議システムを利用したセミナー、及び本邦研修参加などの活動を通じ、着実に知識、経験を蓄積してきた。また、日本人専門家と RSJP マネジメント層は、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねてきた。

この結果、日本人専門家が直接講義を行った前フェーズとは異なり、RSJP での民事法に関する講義は、RSJP の教官及びアシスタント教官（第 1 期教官候補生）により担当されるようになった。教官候補生を教官として採用し、さらに良質な教育を実施していくことにより、RSJP の組織的な能力の向上も期待される。

RAJP/PSJP には、教官（終了時評価時点で 7 名）を直接採用・増員する明確な計画は存在しないが、学校側は、合計 40 名いる教官候補生（1 期生から 5 期生の各 7 名、及び追加任命の 6 期生 5 名）の一部を、正式な教官として将来採用していく意思を有しており、今後、現役裁判官、検察官として勤務している教官候補生らの配置転換等があっても、RSJP の学校運営上、人数面では十分である。

また、プロジェクトでの研修等を通じて、模擬裁判では、教官候補生はコーディネーターおよびチューターとしての役割を十分担えるまでに成長し、今後 RSJP でのカリキュラムの一部として実践していく上でのノウハウが十分に蓄積された。加えて、学生裁判官のカリキュ

ラムは、教官ミーティングで教官候補生が自主的に策定してきており、教材配布に関しては、プロジェクトで作成した教材を管理し、関係機関へ効果的に配布するため、RSJP は新規教育と継続教育の担当部署を設定している。

成果 2. 「教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。」

成果２は概ね達成されている。プロジェクト開始以来、カンボジア側は教材開発により自主的に取り組むようになり、民事訴訟、民事執行、民事保全に関する教材（Q&A 集など）がプロジェクトにおいて作成された。

教官候補生は、日本人専門家の講義を基に、資料として草稿し、日本人専門家のコメントを反映させて教材として完成させるとともに、日本人専門家と相談し、本邦研修を有効活用して「一審手続マニュアル」を改訂するなど、その教材作成に関する技術、ノウハウは向上しつつある。一部の教官候補生は自主的に「督促手続マニュアル」（手続の解説と参考書式）を作成するなど、高い自主性を示す事例もある。

成果 3. 「民事に関する継続教育が行われる。」

成果３は部分的に達成されている。カンボジア全土の第一審の裁判官、検察官を対象とする継続教育は、2008 年及び 2009 年に、それぞれ 5 日間の 1 セッション（35-40 人程度で 1 グループ）が 6 回実施された。2010 年以降は RSJP の財政的な制約等により実施されていない。

なお、5 日間のうち、学校側が決定した教育項目に沿って、3.5 日間（2009 年は 3 日間）はカンボジア人の教官及び教官候補生が講義を行った。残りのうち、0.5 日（2009 年は 1 日間）は日本人専門家が講義を担当し、もう 1 日は他ドナーが担当した。また受講者総数（裁判官および検察官）は、2008 年は 187 人、2009 年は 206 人と記録されている。

2009 年は学校側の発案で Q&A スタイルが採用され、事前に全国の裁判所から質問を収集し、教官候補生と各講師が回答準備を担当した。

2010 年以降継続教育は実施されていないが、カンボジア政府から必要な予算措置がなされたため、RAJP/PSJP としては 2012 年以降には再開する意向を持っている。

３－２　評価結果の要約

（１）妥当性

本プロジェクトの妥当性は高い。

本プロジェクトは、カンボジアの政策に合致しており（「第二次四辺形戦略（2008 年）」、「法制度司法制度改革短期・中期行動計画（2005 年）」、「国家戦略開発計画（NSDP、2009-2013 年）」）、また日本政府の政策にも合致している（経済海外協力会議「法制度整備支援に関する基本方針（2009 年）」、外務省「カンボジア国別援助計画（2002 年）」、JICA のカンボジアへの援助実施方針）。

加えて、「RSJP プロジェクトフェーズ１」にて RSJP の民事教育に係るカリキュラム策定や教材作成を支援してきた経緯を踏まえ、民事教育を担う RSJP の組織強化及び教官候補生の能力強化に対し、引き続き日本が協力してきたことは、従来の協力の成果を高めることにも資

するものである。また、20年にわたる内戦によって日本の支援開始当初は、既存の司法制度が壊滅状態となり、法曹人材がほとんど一桁に近い状況まで激減していたことを踏まえると、将来的な法曹人材の拡大再生産につながる司法関係者の養成制度への支援を実施した本プロジェクトは社会のニーズに合致しており、妥当性は高い。

教官候補生の能力向上とノウハウ蓄積（成果２）に焦点を当てたプロジェクトのアプローチは若手裁判官が実務を通じて習得した知識を、学校のカリキュラムや教材作成に反映させていくことを可能とする点で非常に有効であった。また、教官候補生の能力が向上することで、多忙な教官に代わってRSJPで講義ができるようになった教官候補生もおり、教育の質の向上にとって大きな効果を上げている。また、RSJPのマネジメント側も、RSJPで講義することができる教官候補生を相当数育成することの重要性を十分に認識している。

（２）有効性

本プロジェクトの有効性は高い。

本プロジェクトのプロジェクト目標は概ね達成されており、3つのアウトプット（成果）は効果的に構成されている。成果１により民事教育を行う講師（特に教官候補生）の育成及びカリキュラム策定・改訂のための会議の開催、成果２により教官候補生による教材作成を通じて、RSJPの学生に対する民事教育の基盤が確保されるとともに、成果３の現職裁判官・検察官に対する民事に関する継続教育についても2008年及び2009年には実施された。これらのアウトプットを通じて、RSJPが自立的に民事教育を実施する能力が向上してきたことから、プロジェクト目標は概ね達成されており、各アウトプットはプロジェクト目標を達成するための必要な要素をカバーしており、論理構成も明確で効果的であることから、有効性は高いといえる。

（３）効率性

本プロジェクトの効率性は高い。

計画に沿って、適切なタイミング・量の投入が行われた。また現職裁判官である教官候補生の重要性の高まりに応じて、プロジェクト期間途中から、日本人裁判官を専門家として追加で派遣することで、教官候補生がより実務面に即して民事事例を効果的に学ぶことができるようになった。また、長期専門家、カンボジア法曹養成アドバイザリーグループ及び法務省による日本におけるプロジェクト支援体制、短期専門家による現地セミナーやテレビ会議システムを利用したセミナー、本邦研修等複数の異なるスキームを活用した支援形態は、カンボジア側カウンターパートの支援ニーズに対応することを可能にするとともに、質の面でも充実した支援が可能となり、プロジェクトの効率性を促進する要因となった。

作成した全ての教材や出版物は、実施中の「法制度整備プロジェクト（フェーズ3)」や、「弁護士会司法支援プロジェクト」(2010年6月終了）との間で共有されている。またRSJP主催のセミナー等に司法省職員を招き、実務に即した民法・民事訴訟法の適用を学ぶ機会を提供するとともに、司法省プロジェクトが主催するセミナーにも教官候補生が参加して、民法・民事訴訟法の理解を深める機会として活用しており、相互補完的な効果をもたらしてい

る。

RAJP・RSJP マネジメント層と日本人専門家は定期的に会合を持ち、プロジェクトの進捗や学校運営における方針等を議論・共有している。これらの取り組みが、相互にプロジェクトの効率性向上に貢献している。

（４）インパクト

教官候補生がワーキンググループ活動を通じて必要な知識と能力を身に着けるとともに、以下のインパクトが確認されており、本プロジェクトのインパクトは比較的高い。

・教官候補生が自発的に、テレビ会議システムを利用したセミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、督促手続きのマニュアルを自主的に作成し、同僚裁判官に配布した。
・教官候補生の一部は、既に書記官学校や大学等で教鞭を取っている。
・教官候補生が各裁判所で、多くの新しい民法・民事訴訟法にかかる教育を受けていない裁判官から主に民事訴訟法に関する質問を受け、プロジェクトで学んだ知識を共有している。

また、カンボジアでは、国内の経済活動や外国からの投資が活発化しており、これに伴い、国内においても、市民や企業の間の民事紛争を解決するニーズが高まっているところ、上位目標である「適切な民事裁判」の促進は、経済活性化ないし投資促進などへの波及効果も見込まれる。

また、民事にかかる適切な知識を有する裁判官の占める人数も、プロジェクトの重要なインパクトの一つである。2011 年 5 月の時点で RSJP において新しい民事教育を受けた卒業生は 291 名に上る。RSJP の卒業生は増加し、現在ではカンボジア国内の既存の裁判官、検察官の 70%を占めるようになった。

負のインパクトについては特に見られない。

（５）持続性

本プロジェクトの持続性は比較的高い。

RAJP は、策定した 5 カ年計画（2008-2012 年）に基づき、55 名の裁判官・検察官を毎年育成しており、プロジェクト終了後も継続的な教育がなされる。また、カンボジアでは、初審裁判所が 2 か所増設され、今後、民法も適用を開始することもあり、より多くの法曹人材が必要となる見込みである。

教官候補生の中には、既に講義を単独で実施する能力を身に着けている者もおり、40 名の教官候補生は、RSJP の自立的な運営に貢献するものと大いに期待される。

継続研修が、財政面での問題により 2010 年度以降実施されていない点が懸念材料であるものの、2012 年実施分については既に予算が確保されているなど、実施される見込みが高い。

なお、2010 年以降、副首相主導の国家試験改革の影響により、入学試験が行われていないため、若い期の教官候補生にとっては、講義を行い、ワーキンググループを通じて習得した知識を適用する機会が得られていない状況である点は、持続性確保の観点からも留意を要す

る。

３－３．効果発現に貢献した要因

【実施プロセスに関すること】

・オーナーシップの醸成

法曹人材が極めて少ない状況のカンボジアにおいて、確保困難である専任教官に限定せず、より長期的視点に立ち、教官候補生を育成するというアプローチをとったことが、本プロジェクトの実施プロセスにおいて、RSJP における民事教育の自立的実施、更には持続可能性を確保する上で有効であった。前フェーズでは日本人専門家が一部講義を実施して技術移転をし、今フェーズでは、カンボジア人教官のみで全ての講義を実施できるようになり、更にプロジェクト期間において、段階的に教官と教官候補生が共同で講義を実施する割合、更には教官候補生が単独で講義を実施する割合を着実に高めてきている。オーナーシップの醸成という観点からも、無理のない有効なアプローチであり、プロジェクト目標の達成に貢献した要因のひとつといえる。

・裁判所及び司法官職高等評議会の協力

教官候補生が所属する裁判所がプロジェクト活動に協力し、法曹人材の育成強化の重要性を認識している。また、司法官職高等評議会も、RAJP/RSJP からの要請に基づき、教官候補生が引き続き RAJP で講義できるよう人事異動上の配慮を行う等、法曹人材の教育に協力している。

３－４．問題点及び問題を惹起した要因

【計画内容に関すること】

2010 年及び 2011 年に新入生の入学試験及び継続教育が実施されていない。新入生の入学試験について、RAJP/RSJP は意思決定できる事項ではないが、継続教育については、2012 年以降に実施したい旨を表明しており、必要な予算措置も行われている。将来的にも継続し必要な予算措置が採られることが期待される。

３－５．結論

評価５項目に関しては、いずれも満足のいく評価がなされており、多くの正のインパクトの発現も確認されている。持続性の確保に関しては、一部懸念は残るものの、全体として、プロジェクト期間中にプロジェクト目標を概ね達成すると結論づけることができる。

３－６．提言

民法の適用開始が 2011 年 12 月であることから、教官候補生の民法に関する知識を深めていくことが必要である。また、現役裁判官、検察官を対象に実施する継続教育の再開も必要である。

３－７．教訓

カンボジアのように、協力開始時点で司法制度が崩壊していて法曹人材が一桁に近い壊滅的な状態であるような国に対しては、長期的な視点に立ち、最初は日本側が主導しつつも徐々に相手側のオーナーシップを徐々に醸成していく手法が必要である。人材が不足している状況では、得てして既に能力のあるカウンターパートにインプットが偏りがちであるが、本プロジェクトでは、フェーズ１からの支援も踏まえ、教官候補生に焦点を当て、プロジェクト活動を通じて徐々にその役割の拡大を図ってきた点は、人材のすそ野を広げるという観点及び RSJP という法曹人材養成校の教育実施体制強化の観点からも、極めて有効なアプローチであり、復興国等の人材が限られた国への法整備支援を実施するような場合などに対する教訓としても有益である。

３－８．フォローアップ状況

2011 年 12 月に民法が適用開始となったため、今後、裁判所において民事に関する実務上の課題にも直面することが予想されることから、継続的に民法に関する体系的な理解を深めていくことが必要である。

そのため、本案件終了後、民法・民事訴訟法の体系的な理解を深め、両法が適切に運用されるために、RAJP に加えて司法省、カンボジア弁護士会、王立法律経済大学の中核人材を対象に、民法・民事訴訟法の理解促進を目的としたプロジェクト（民法・民事訴訟法普及プロジェクト）の実施を予定している。

以上

第１章　終了時評価調査の概要

１－１　派遣の背景

1970 年代から 20 年にわたる内戦の結果、既存の法制度が破壊され、また、法曹人材を含む知識層の人口も激減したことから、自力で法制度整備を行える状況になかったカンボジアに対し、JICA は、「法制度整備プロジェクト」（1999 年から 2003 年まで）及び「法制度整備プロジェクト（フェーズ２）」（2004 年から 2008 年まで）を実施し、日カ合同起草チームによる民法・民事訴訟法の起草支援、立法化支援及び関連法令の起草を支援した。その結果、民事訴訟法は 2006 年７月に公布、2007 年７月に施行され、民法は、2007 年 12 月に公布、2008 年 12 月に施行（ただし、適用開始は 2011 年 12 月）された。

新しい民法、民事訴訟法で使用されている概念には、法律家や司法省職員にとっても馴染みの薄いものが含まれており、また、特に民法は条文数も多く、社会の様々な場面に影響することから、これら両法に関連する附属法令の起草・立法と、新法の普及のための更なる協力について要請があった。そこで、関連法令起草の軸足を「カ」国側に移し、司法省が民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策をとれるようにすることを主眼とし、「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」（以下、「司法省プロジェクト」）を 2008 年４月から４年間の期間で開始した。

一方で、カンボジア国内において両法が適切に運用されるためには両法を理解する法曹人材を養成する必要があることから、JICA は 2005 年 11 月から 2008 年３月まで、王立裁判官・検察官養成校（RSJP）において、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト」を実施した。同プロジェクトは、RSJP における民事教育のカリキュラムの策定及び改訂、教材の作成及び改訂、教官の能力向上に取り組み、カリキュラムや教材が整備されないまま講義が進められていたプロジェクト開始前と比較すると、同校において民事教育が行われるための土台が構築された。

しかしながら、1990 年代前半までの内戦と社会的混乱の影響により、「カ」国における法曹人材の不足は依然深刻であり、RSJP においても教官不足が大きな課題となっていた。今後、持続的に同校において民事教育が行われるためには、同校の卒業生から選抜した教官候補生の養成や教材作成により、学校運営の自立発展性を高める必要があるということから更なる協力の継続について要請があり、RSJP が自立的に民事教育を実施できるようになることを目指し、2008 年４月から４年間の期間で、「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」（以下、「RSJP プロジェクト」）を開始した。

今般、「司法省プロジェクト」および「RSJP プロジェクト」の両プロジェクトが、2012 年月３の終了まで残り約６か月という時点にあることから、終了時評価調査を実施した。今回の終了時評価は、上記２プロジェクトのこれまでの活動の進捗、成果の達成度、プロジェクト目標の達成見込みについて確認し、DAC 評価５項目基準に沿って評価を行うことを目的として実施した。

１－２　調査団派遣の目的

（１）「カンボジア法制度整備プロジェクト（フェーズ３）（以下、「司法省プロジェクト」)」および「カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）（以下、「RSJP プロジェクト」)」の両プロジェクトについて、R/D および PDM に基づき、これまでのプロジェクトの実績、計画達成見込みおよび実施プロセスについて調査・確認する。

（２）評価５項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性）の観点からカンボジア国（以下「カ」国）関係者とともに両プロジェクトの評価を行う。

（３）（１）及び（２）の結果に基づき、関係者と協議を行い、残りのプロジェクト期間で行うべき活動及び実施方針について確認する。

（４）上記結果に基づき、プロジェクト終了後に取り組むべき課題を提言にとりまとめるとともに、今後類似プロジェクトを実施する際の教訓をとりまとめる。

（５）上記協議結果を関係者間で合意し、ミニッツ（協議議事録：英文）にまとめる。

１－３　調査団構成

（１）総括	桑島　京子	JICA 産業開発・公共政策部長
（２）法整備支援	磯井　美葉	JICA 国際協力客員専門員
（３）起草支援	松川　充康	法務省法務総合研究所国際協力部教官
（４）法曹養成	上坂　和央	法務省法務総合研究所国際協力部教官
（５）評価企画	金田　雅之	JICA 産業開発・公共政策部法･司法課職員
（６）評価分析	栗田　貴之	株式会社アイコンズ

１－４　調査日程

附属資料Ｉ．１のとおり

８月２１日（日）～９月７日（水）

※磯井団員及び金田団員は、８月２５日（水）～９月７日（水）

※桑島団長は、８月２７日（土）～９月７日（水）

※松川団員は、８月２８日（日）～３０日（水）

※上坂団員は、９月４日（日）～７日（水）

１－５　主要面談者

附属資料Ｉ．２のとおり

第２章「法制度整備プロジェクト（フェーズ 3)」の実績と達成度

２－１　投入実績
附属資料Ⅱ．１「ミニッツ」Annex 4 のとおり。

２－２　活動実績
活動実績の詳細は、附属資料Ⅱ．１「ミニッツ」Annex 2 のとおり。

２－３　プロジェクト目標の達成度
プロジェクト活動は、PDM の計画に沿って概ね円滑に行われ、プロジェクト目標は概ね達成される見込みである。プロジェクトでの活動における進捗状況について確認された内容の概略を以下に示す。

プロジェクト目標「司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる」 【プロジェクト目標にかかる指標】 指標１：司法省による付属法令・運用指針の起草実績及び日本側の関与の変化 指標２：司法省による民法・民事訴訟法関連法案の立法プロセスにおける調整実績及び日本側の関与の変化 指標３：司法省による普及活動の実績及び日本側の関与の変化

プロジェクト目標の達成のため、民法、民訴法関連法案の起草、立法過程フォロー及び他省庁所管の法令との調整、適切な運用のための理解促進・普及という一連の活動を支援してきた。対象法令の分量・複雑さや関係省庁の有無により、起草班ごとに会合の頻度、起草の進捗にばらつきが見られるが、予定されていた法令案は概ね着実に起草されている。2010 年半ばころからは、次官・次官補や日本人専門家の出席がなくとも会合が開催されるようになり、司法省職員の自主性が徐々に高まってきた。また、各起草班メンバーは、まず内部で議論を行い、草案作成作業を行った後で、日本人専門家の助言を仰ぐようになっている。

法令案の審議状況や他省庁管轄の法令案についての確認も、少しずつ、カンボジア側が主体となってなされるようになってきており、以前に比べると日本側の関与の度合いも弱まり、カンボジア側が必要とする際にのみ助言をするという形が多くなっていることが確認された。また、普及セミナーについても、毎年司法省において年間計画を立て、実施されており、プロジェクトと共同して実施する場合も、連携して準備作業に取り組んでいる。教材配布に関しても、プロジェクトの支援の下、司法省が管理する体制が取られ、着実に行われている。

このように司法省は本プロジェクトの一連の活動を通じ、徐々にではあるが、コミ

ットメントと自主性を見せつつある。その結果、プロジェクト目標の達成に向かって、各成果は達成されつつある。今後、民法、民事訴訟法がより適切に実施されるためには、司法省職員の能力、コミットメント及び自主性がさらに高められることが求められる。

２－４　上位目標の達成見込み

上位目標「民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する」 【上位目標にかかる指標】 指標１：民法適用後の民事紛争解決手続及び内容の質 指標２：日常生活における民法の浸透

民法は 2011 年 12 月に適用開始予定であるため、終了時評価の時点では、上記指標の達成状況についてはまだ確認できる状態ではない。しかしながら、上位目標の達成に向けて、民事法制度の基礎となる民法、民事訴訟法及び各種関連法令の起草、制定、適用が着実に進みつつあり、また、制度の運用に欠かせない司法関係者の新民法・新民事訴訟法に対する理解も、起草活動及び各種研修等の日本側からの技術移転機会を通じて、向上しつつある。また、前フェーズまでは、日本側が主導的に行っていた起草作業をはじめとする各種活動も、今フェーズではカンボジア側カウンターパートが自立的・主体的に進めるようになっていることが確認された。これらの現状は、司法制度が崩壊し、法曹人材が決定的に不足する状態であった協力開始時点に比して、大きな進歩であるといってよい。今後、裁判官をはじめとする法曹関係者及び司法省職員等が、民法・民事訴訟法及び実務に関する知識を習得し、民法・民事訴訟法の全体構造や機能に対する理解が定着することで、将来的に上位目標の達成が見込まれる。

２－５　各成果の達成度

２－５－１　成果１の達成状況

成果１「司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる。」 【成果１にかかる指標】 指標 1-1：民法・民事訴訟法関連法令案及び運用指針の起草計画作成及び起草実績 指標 1-2：起草する体制（起草班等）の形成実績 指標 1-3：起草班によって開催された会合の記録及び管理実績 指標 1-4：コミッティによって開催された会合の記録及び管理実績 指標 1-5：最新の法令・法案データの一元的管理実績 指標 1-6：プロジェクト関係者の起草・立法に関する知識向上とそのための継続的な研修開催実績（参加者数、講師、テーマ）

＜指標 1-1：起草実績＞

司法省の起草班メンバーの主体的な活動の下、民事訴訟法関連の不動産登記共同省令（司法省と国土管理都市開発建設省（以下、国土省）との共同省令）、裁判官の填補に関する司法省令、手数料および訴額算定基準に関する改正省令などが起草され、発令された。また、民法関連の不動産登記共同省令、法人登記省令、夫婦財産契約登記に関する省令、執行官関連の省令などの起草作業が進められている。

	法令名	起草状況
1	人事訴訟法	起草済み（フェーズ２）、立法化支援、民法と同時に適用開始
2	民事非訴訟事件手続法	起草済み（フェーズ２）、立法化支援、民法と同時に適用開始
3	執行官法	起草済み、閣僚評議会にて審議中
4	裁判上の寄託に関する省令	起草済み（フェーズ２）、2009 年発令
5	民法の適用に関する法律	起草済み、国王署完了、民法と同時に適用開始
6	寄託省令関連通達	起草済み、2010 年発令
7	民法関連の不動産登記に関する共同省令	起草中
8	民事訴訟法関連の不動産登記に関する共同省令	起草済み
9	裁判官の填補に関する司法省令	起草済み、2009 年発令
10	手数料および訴額算定基準に関する改正省令	起草済み、2009 年発令
11	供託法	起草中
12	法人登記に関する司法省令	起草中
13	夫婦財産契約登記に関する司法省令	起草済み
14	民事訴訟法の一部を改正する法律	起草済み

＜指標 1-2：起草体制＞

カンボジア側が将来にわたって自立的に起草・立法業務を実施していけるよう、司法省民事局・立法局の組織・能力を強化し、起草作業の軸足をカンボジア側に移していくことが必要であるという認識の下、起草班体制の変更をプロジェクトの初年度に行った。プロジェクト開始当初は、関連法案の起草にあたり、日本側が法案のアウトラインを作成する形態が採られていたが、現在は、長期専門家及び日本国内の支援委員会（「カンボジア民法作業部会」「カンボジア民事訴訟法作業部会」「カンボジア不動産登記実務

アドバイザリー・グループ」)、日本国法務省などの協力機関の支援を受けながら、日本側との民法・民事訴訟法の共同起草作業を担っていた司法省職員[1]を母体とするコミッティ[2]メンバーの監督下で、司法省の民事局・立法局職員が中心となり起草作業を担う新たな体制が構築され、各起草班が自主的に必要な起草会合を開催し、法案起草及び審議を主導する形態が定着した。また、起草班メンバーに関しては、司法省次官等のイニシアチブの下で、必要に応じて職員が随時追加・交代されてきている。

＜指標 1-3：起草班活動＞

６つの起草班毎に進捗等に多少の差はあるものの、起草作業を通じて、担当メンバーがかなり理解を進め、次官や日本人専門家が不在の場合でも、自主的に会合を行い、検討を要する点については、複数の結論を併記して次官の決裁を仰ぐといったことができるようになってきている。

供託法の起草については、2009 年９月に本邦研修を実施した後、担当次官補をはじめ、司法省職員数名によって、供託法案が起草されている。この法案は、フェーズ２において民訴部会が支援し、今フェーズに入って司法省令として発令された裁判寄託省令を参考にし、ほぼ踏襲する形となっているが、その後、カンボジア政府において懸案となっている裁判所構成法案において、裁判所の管理部門の位置づけが大きく変更される見込みであるため、供託事務を取り扱う部署について最終確定ができないなどの事情があり、司法省内で法案として確定させる段階に至っていない。また、民訴部会からの指摘により、経過措置についてもあらためて検討している状況である。

なお、各起草班の具体的な活動実績については、附属資料Ⅱ．２「達成度グリッド」を参照されたいが、班によっては、当初定められたスケジュール以外にも、自主的に集まって草案を検討したりするような例も見られた。

起草班会合の記録については、多くの場合、起草メンバーの多忙などが主因となり、会合後に議事録の形に整理することができず、各メンバーの私的なメモにとどまっており、草案作成段階における議論を議事録に整理して保管・共有することは部分的に実施されているのみである。また、議事録担当を決めて議事録作成に努めている起草班においても、起草作業における検討・議論の過程についての記載はなく、検討結果しか記録されていないという課題もある。（法人登記省令起草班の議事録数点、内務省との共同会合の議事録、JICA-Net セミナーの議事録などが作成・保管されている。）

＜指標 1-4：コミッティ活動＞

コミッティ会合は、起草された法令案（執行官法、裁判上の寄託に関する省令、人事訴訟法、民事非訟事件手続法、民法適用法）について司法省としての最終的な意思

---

[1] 民法・民事訴訟法の共同起草作業を担っていた司法省職員とは、「法制度整備プロジェクト（フェーズ１）」にてワーキンググループと呼ばれたグループのメンバー。

[2] 当時のワーキンググループメンバーが昇進等で司法省の幹部となったため、各起草班の意思決定を行うコミッティのメンバーとして整理・改組された。

決定を実施してきた。また、コミッティ会合では、上記各法案について、発令・閣僚評議会での審議に備え、さらに検討を重ねている。特に民法適用法案では、土地法、担保取引法などの他省庁管轄法案との調整や、婚姻家族法との調整について検討し、一部カンボジア側で条文を起草して追加した。ただし、コミッティは、立法化準備委員会を母体とし、本来、12 名のメンバーがいたところ（ただし司法省次官１名は 2007 年６月急逝）、フェーズ２のなかばから、メンバーがクメール・ルージュ特別法廷その他の業務で多忙となり、フェーズ３では、２名の司法省次官を除いて、実質的な役割はほとんど果たせなくなった。フェーズ３の前半でも、コミッティ会合は週２回行われることが想定されていたが、実質的には司法省次官との最終確認の場であり、2010 年、2011 年には、定時の開催もあまり行われなくなった。ただし、コミッティとしての意思決定は、２名の司法省次官によって随時なされており、コミッティでの意思決定自体には大きな滞りは見られなかった。

　不動産登記に関する共同省令を検討する司法省と国土省との共同コミッティでは、当初、多忙等を理由に、なかなか国土省職員の出席が得られなかったが、次官や専門家による継続的な働きかけにより、現在では非常に積極的に草案の検討に参加するようになっている。国土省からは、活動途中から若手職員も数名が協議に加わるようになり、国土省職員の民法・民事訴訟法に対する理解も大きく進んだ。ただし、民法関連の不動産登記共同省令は、本プロジェクト期間中には完了しない見込みである。その原因は、初期の活動において国土省の関与がなかなか得られなかったことや、カンボジア側の希望により、準用規定をあまり用いず、個々の権利・制度に関して個別の規定を設ける構成をとっていることなどにあるが、現在は、上記のとおり、作業そのものは着実に進んでいる。

＜指標 1-5：法令データの一元管理＞

　法令案の一元管理については、司法省側から閣僚評議会に提出して以降の法案データは閣僚評議会が管理することになっているため、司法省では、閣僚評議会に提出した時点での法案の電子データを立法局において保管している。プロジェクトで起草し、成立・交付された法律は司法省内において管理されているが、常に起草班メンバーが参照できるような一元的なデータ管理まではなされていない。

＜指標 1-6：研修実施＞

　研修（知識向上のための勉強会）の実施状況については、2009 年以降、司法省次官の発意により週に一度自主勉強会が開催されている。ただし、カンボジア側の参加者の希望により、条文の重要度に関わらず逐条的に条文の文言を学習する形式をとっているため、民法の基本的な全体像、体系的な全体構造、各制度の機能の理解に十分つながっていない側面がある。現起草班メンバーの多くは、プロジェクトフェーズ１において民法・民事訴訟法の起草に携わった職員ではなく、大学で受けた民事教育もその多くは旧法に基づいたものであるため、新民法・民事訴訟法についての理解が必ずしも十分でな

く、その改善・向上が今後の課題である。まずは、自主勉強会の機会などに、特定のメンバーが講師を務めるだけでなく、各出席者にも自分で調べてまとめたことを報告する機会を作るなどして、より主体的に勉強し、理解を深めていけるよう、実施方法を改善することが期待される。

２－５－２　成果２の達成状況

成果２「司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる」

【成果２にかかる指標】

指標 2-1：司法省から提出された法令案の審議情報のコミッティ内での共有と意見提出及びその記録

指標 2-2：他省庁起草の法令案との調整の議論及び議事録

プロジェクトフェーズ２期間中に起草された法案については、民事非訴訟事件手続法、人事訴訟法が、閣僚評議会提出後のフォロー（条文の加除修正や国会での法案説明等）の結果、成立したほか、裁判寄託省令も司法省から発令された（民訴関連）。また、民法適用法も 2011 年５月に国王の審署を経て成立しており、同 12 月から、民法及び上記関連法令が同時に適用開始となる予定である。

他方、執行官法については、閣僚評議会に提出された後、副首相特別会合において、修正提案を受けている段階にある。司法省としては、執行官に対し、定年、給与体系等につき、公務員法の適用を一部排除し、「公職員」として位置付けるものとの方針であったが、修正提案では、あらためて公務員として位置付けるべきものとされている。このため、法律としての成立には至っていない。

また、以下に挙げる他省庁管轄の関連法令案について、日本人専門家のアドバイスも受けながら、司法省はコメントを提出し、民法・民事訴訟法等との整合性を確保するよう調整してきた。司法省が他省庁管轄の関連法令案の内容を確認し、適切なコメントを提出することにより、司法省に対する他省庁からの信頼も向上してきたことが伺える。

土地法（国土省）	国土省と司法省の間で、民法と土地法との調整についての協議が実施された。その結果、民法適用法によって、土地法の規定中の実体法規定は民法に移行させ、土地法中の該当する条文を廃止するとともに、民法適用法中に、担保権、リース等に関する調整の規定も設けられた。
区分所有権政令（国土省）	閣僚評議会の省庁間会合で、司法省が提出した意見について審議した。

外国人に建物専有部分の所有権を付与するための法律（国土省）	閣僚評議会の省庁間会合に提出する前に、民法との整合性に関し、司法省の意見および修正が求められた。
国際養子縁組法（社会福祉省）	社会福祉省の案に対して、司法省から、民事非訴訟事件手続法等との整合性をとるための修正案を提出し、多くが採用されて法案が成立した。
商業裁判所法（商業省）	商業省の起草案に対して、司法省として意見を提出。
貿易救済措置（Trade Remedy）法案（商業省）	2009 年 10 月に、民法・民事訴訟法との抵触の有無をコミッティ会合で検討した。クメール語版において、民法及び民事訴訟法の用語が正しく用いられるよう指摘することとなった。
地理的表示に関する法案（商業省）	2009 年 10 月に、民法・民事訴訟法との抵触の有無をコミッティ会合で検討した。
NGO 法案（内務省）	2010 年 8 月に共同セミナーを開催したほか、2011 年 1 月の内務省公聴会に参加した。公聴会参加前には、現地専門家と次官および第 5 班メンバーとで、同法案につき、逐条的な検討を行った。
家庭内暴力防止法（女性省）	女性省及びそのドナーである GIZ（旧 GTZ）の求めにより保護命令書式につき民事訴訟法との整合性を検討する作業部会を開いている。2010 年、2011 年は、女性省等との会合に現地専門家も同席し、助言を行っていた。なお、保護命令書式は、2011 年 7 月に完成した。
労働組合法案（労働省）	2010 年 10 月、労働省より、同法案が民法、民事訴訟法と齟齬がないかについての意見を求められた。司法省と労働省の共同会合が実施され、日本人専門家も同席し、司法省が同法案につき、主に組合の法人登記手続について意見を提出した。共同会合前には、現地専門家と、次官および第 5 班メンバーとで、同法案につき、逐条的な検討を行った。また、2011 年 7 月には、労働組合法案中の制裁に関する規定に関して、刑事罰とするか否か、制裁の発動要件は明確であるのか等について検討を行った。

２－５－３　成果３の達成状況

成果３．「司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める」

【成果 3 にかかる指標】
指標 3-1：普及する体制の形成実績（新法理解研修の実施、教材・法令配布体制）
指標 3-2：法令及び教材、種類、数及び配布先
指標 3-3：新法理解研修の実績と研修内容の記録
指標 3-4：新法理解研修における講師/講師アシスタントの人数と研修実績
指標 3-5：Q&A とりまとめ組織の形成、Q&A 集の作成実績

新法理解研修については、司法省の担当部局である法教育･普及局が担当しており、同局が計画・実施した民法・民事訴訟法の普及活動は、本プロジェクトにて各地で全 14 回実施された（2008 年７回、2009 年６回、2010 年１回。司法省が財務省から予算を得て実施した分のみで、他ドナーがスポンサーとなり実施した分については含まず）。なお、以前は長期専門家が講師を務めたこともあったが、現在ではカンボジア側のコミッティ及び起草班メンバーが講師となり実施する体制となっている。このほか、司法省及びプロジェクトの共同セミナーとして、書記官向けの裁判寄託省令セミナー（2010 年９月）、人事訴訟法・民事非訟事件手続法のセミナー（2011 年３月）、民訴関連の不動産登記共同省令普及セミナー（2011 年３月、国土省と共催）などが実施された。加えて、2011 年８月には、同年 12 月の民法適用に向けて、裁判官、司法省職員、弁護士向けの民法現地セミナー（民法適用法、抵当権、相続、登記）が開催され、2011 年９月及び 11 月にも同様の民法現地セミナーが企画されている。なお、普及セミナーの実施内容は、司法省が取り纏め、希望者には閲覧可能とすることで、司法省内外において情報共有がなされるよう配慮されている。

教材・資料に関しては、民法逐条解説全６巻、人事訴訟法、民事非訟事件手続法、民事過料手続法の条文及び逐条解説書、2009 年 12 月開催の民訴部会委員による控訴裁・最高裁向けセミナーの議事録及びレジュメをまとめたものなどが出版され、民法逐条解説に関しては各地の裁判所、弁護士会、大学などに配布された（教材の配布状況は、附属資料Ⅱ．１「ミニッツ」の Annex2（2）を参照）。民法教科書については原稿作成に遅れがあり、現在も編纂作業が継続中であるが、本プロジェクト終了時までには完成する見込みである。なお、条文および関連教材の配布業務は、以前はプロジェクトオフィスが担当していたが、現在は司法省に移管されている。

新法理解研修について、2009 年からは新たに起草班メンバーから５名が講師人材として加わり、基礎的な内容について講義を担当している。2010 年４月には、講師養成トレーニング（TOT）が導入され、司法省の中堅職員が将来の講師候補として TOT のメンバーに選出され、６月から日本人専門家による週１回の民法講義が開始された。2011 年１月からは週２回となり、これまでに 61 回の講義が行われている。

外部（裁判所等）からの質問の受付窓口と回答送付は、民事局が担当することとなっている。以前は、日本人専門家に対して民事訴訟法の運用上の質問が直接寄せられることも多かったが、現在は、できるだけそのような扱いをしないようにしており、司法

省において自主的に回答するようになっている。ただし、現状は、質問を受けた者や、担当次官をはじめ、わかる者が個人的に対応していることも多く、今後、質問対応のメカニズムが確立されていくことが期待される。

２－６　実施プロセスの評価

２－６－１　オーナーシップの醸成（司法省の体制整備）

プロジェクトフェーズ１及び２において、起草作業は日本側が主導しつつも、日本人専門家とカウンターパートによるワークショップや「用語確定会議」等を通じてカンボジア側のオーナーシップを高める取り組みを行ってきたが、今フェーズではさらに進んで、カンボジア側が主体的・自立的に草案を作成する作業をするとともに、会議運営やデータの管理等、付随する業務についても、自主的に推進していくことができるような体制を構築することを目指してきた。

今フェーズにて起草作業をカンボジア側に主体的・自立的に実施させるアプローチを採ったことについて、プロジェクトの開始当時は混乱も見られたが、民法・民事訴訟法の適切な運用のために必要となる関連法案の起草に関しては、フェーズ３において、複数の起草班を司法省内に組織して、起草業務を分担して実施する体制を整備した。これらの起草班会合の結果、カンボジア側カウンターパートが徐々に主体的に起草に関与するようになった。

また、起草作業に限らず、セミナー等の普及活動や出版物の配布等についても、司法省内の担当窓口が明確化される等、プロジェクト開始当時と比較して、司法省の組織体制の強化が見られた。

２－６－２　オーナーシップの醸成（専門家による起草支援方法）

上述のとおり、今フェーズでは、起草作業の軸足をカンボジア側に移してきたが、その際にカウンターパートが起草作業を通じて民事法に関する理解を深めていくことを重視し、カウンターパートが作成した草案に専門家が根気強く、丁寧にアドバイスするというアプローチをとってきた。このようなアプローチをとってきたために、起草作業には時間がかかっているものの、プロジェクト開始時点と比較して、カンボジア側のオーナーシップが強まり、民事法に関する理解も進みつつある。

２－６－３　他省庁との調整・共同起草作業（不動産登記共同省令）

不動産登記省令の起草に際しては、省令を実効的なものとするために、登記実務を所管する国土省と司法省が共同で起草に取り組むこととされたため、省庁を超えた困難な調整を経て、共同コミッティを形成した。フェーズ３に入っても、特に国土省職員の多忙のために、なかなか起草作業が進まない場面も見られたが、司法省次官の努力や、専門家の丁寧な支援により、次第に作業が活発になっていった。これにより、司法省職員

も、共同コミッティや起草班会合の場を通じて実務面での適用にも配慮しながら起草作業を進めることが可能となるとともに、国土省側においても、新しい民法・民事訴訟法に対する理解が進み、両法との整合性を踏まえた共同省令が準備されている。

２－６－４　実務ニーズに合わせた国内支援体制の強化

従来のフェーズに引き続き、民法作業部会、民事訴訟法作業部会、法務省法務総合研究所等の協力を得ているほか、現地にて、司法省及び国土省との共同コミッティが結成され、不動産登記共同省令起草のための体制が整ったことを受けて、そのニーズに応えるため、実務的な観点からの助言や情報の提供を通じた起草支援を行うことを目的に、2009 年７月、本邦における研究者及び実務家からなる不動産登記実務アドバイザリー・グループが新たに設置され、共同コミッティが行う具体的な制度検討を支援している。

第３章「法制度整備プロジェクト（フェーズ 3)」の評価結果

３－１　妥当性：極めて高い

カンボジア政府は、司法改革に高い優先順位を置いており、司法分野における人材育成を重視している。そのことは、2004 年７月発表の国家開発戦略である「四方形戦略」、また、2008 年に発足した内閣が策定し、これまでの四方形戦略の枠組みをそのまま引き継いだ「第二次四方形戦略」にも明記されている。

また、2003 年に発表された「法・司法制度改革戦略」や 2005 年に発表された「法・司法制度改革短期・中期行動計画」において、「立法の枠組みの近代化」が司法分野の７重点分野の１つと位置付けられている。これらの政策動向に関しては、終了時評価調査においても変更がないことを確認した。なお、「法・司法制度改革短期・中期行動計画」について、2010 年に実施された法・司法改革評議会によるレビューでもこの点が確認されている。

日本の法整備支援は、2008 年の海外経済協力会議にて海外経済協力の重要な一分野として戦略的に進めていくべきことが確認され、2009 年の同会議にて策定された「法制度整備支援に関する基本方針」において、カンボジアも重点国の一つとされている。カンボジアの法整備に対する支援は、2002 年に策定された「カンボジア国別援助計画」等においても、カンボジアの司法改革及びグッド・ガバナンスの推進を支援する法制度整備プログラムとして位置づけられており、本プロジェクトは日本の ODA 政策とも整合している。加えて、これまでフェーズ１、２において、民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯を踏まえ、それに続くものとして、関連法令の起草や新法普及活動、人材育成に対して日本が協力してきたことは、従来の協力の成果を高めることに資するものであることに加え、過去の協力を通じて構築された支援体制や協力の成果を活用できる点でも、日本に優位性があると考えられる。カンボジアでは、20 年にわたる内戦によって、かつては既存の司法制度が壊滅状態にあり、法曹人材も一桁に近い状況にあった。かかる状況を踏まえると、1999 年から継続的に長期的なスパンで、起草による民事法体制整備と人材育成を支援した本プロジェクトは、カンボジア社会のニーズにも合致している。

３－２　有効性：概ね高い

本プロジェクトではカンボジア側のオーナーシップを高めるため、法案の起草作業準備を司法省職員に移行し、日本人専門家および部会の関与は法案に対する助言とするアプローチを採っている。４年間のプロジェクト期間の中には、一時期、カウンターパートの自主性を引き出そうとするあまり、日本法に関する資料の提供も控えてカンボジア側から不満が出たり、逆にカンボジア側から頼られてプロジェクトと関連の薄い事項まで質問や相談を受けたりするなど、日本側の支援姿勢にも、時期と対象によって多少違

いがあったが、起草作業は概ね、日本人専門家からの民法・民事訴訟法の丁寧なインプットを伴いながら進められ、特に、民法・民事訴訟法のうち、具体的な起草作業と関連する執行手続、物権、法人制度などの部分についての理解が大きく促進された。現在までかかるアプローチは機能しており、その結果、カウンターパートが自主的に活動を遂行している。

２－５「各成果の達成度」に記載のとおり、起草・立法活動、他省庁との法令調整活動、及び教材作成・普及活動の着実な実施を通じて、司法省として民法・民事訴訟法の適切な運用に資する施策を実施できる能力が少しずつ蓄積されてきており、プロジェクトの目標の達成に貢献してきたものと考えられる。

３－３　効率性：概ね高い

投入については、概ね適切なタイミング・量であったと考えられるが、一時、長期専門家の派遣に遅れが生じたことがあった。また、プロジェクトの趣旨から求められる活動に比して、長期専門家の業務量が過多となった場面や、複数の専門家を派遣しているが、カウンターパートから全専門家それぞれの意見を求められるなどして、専門家間の適切な業務の分担が困難となった場面も一時期見られた。

プロジェクトの実施においては、司法省側起草班メンバーの関与の拡大、彼らに対する長期専門家による根気強い技術移転（起草に必要な法案起草技術や知識のインプット）が適切になされた。日本側支援体制については、民法につき、普及に必要な教科書・逐条解説の出版の遅れがあったが、カンボジア民法作業部会、カンボジア民事訴訟法作業部会、カンボジア不動産登記実務アドバイザリーグループ（実務的な観点からの助言や情報の提供を通じた起草支援をすることを目的に、2009 年７月に新たに設置）による法令ドラフトに対するコメントや本邦研修、現地セミナーを通じたインプットは概ね効果的に行われた。

上記の各部会・アドバイザリーグループ及び法務省による日本におけるプロジェクト支援体制、短期専門家による現地セミナーや JICA-Net セミナー、本邦研修等複数の異なる形態を活用した支援形態は、カンボジア側カウンターパートの支援ニーズに対応することを可能にするとともに、民法・民訴の第一人者からなる作業部会・アドバイザリーグループによる支援により、質の面でも充足した支援が可能となり、プロジェクトの効率性を促進する要因となった。また、実施中の「RSJP プロジェクト」や 2010 年まで実施されていた「弁護士会司法支援プロジェクト」との間で、成果である教材や法令解説等の共有がなされ、相互に活用されており、プロジェクト実施の効率性向上に貢献している。

３－４　インパクト：中程度

「民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する」という上位目標の達成に向けて、

当初予定より時間はかかっているものの、着実に進んでいると評価できる。

すでに発現している正のインパクトとしては、起草班メンバーである民事局・立法局の若手職員が、司法省プロジェクトでの起草班での作業で習得した法案起草技術や、法律に対する理解・解釈などの実際的な能力を、民事以外の分野の法令起草や普及に活用している点が挙げられる。また、PDM や PO によるプロジェクト管理の手法についてカンボジア側の認識・理解が進んだことにより、立法局が PDM を参考にした５カ年計画を独自に作成するといった副次的な効果も見られた。

このほか、特に不動産登記に関する共同省令を、国土省もまじえた共同コミッティで検討したことにより、不動産登記を扱う国土省職員にも、民法・民事訴訟法の理解が浸透しつつあり、このことは、上位目標の達成にも大きく貢献するものといえる。

また、最近では、一部の省庁が、その管轄する法案について、自発的に司法省に、民法・民事訴訟法との整合性について、具体的なポイントを挙げて問い合わせをしてくる例も出てきており、民法・民事訴訟法が徐々にカンボジアの社会にも広まっていることがうかがえる。

ただし、司法省職員の民法・民事訴訟法の全体構造や機能に対する理解は必ずしも十分とはいえず、上位目標の達成に向けてはさらなる取り組みが必要である。更に他機関との連携を通じて、司法省のみならず、裁判所、国土省などの他の省庁、地方行政機関、また民法に係る社会全般（弁護士、市民、企業等）が法令を理解し、活用することにより、将来的には上位目標は達成することが期待される。

民法についてはまだ適用が始まっておらず、民事法制度が適切に機能するか否かについては、今後の適用を待つ必要があるが、各種普及活動を通じて新法理解は限定的ではあるものの着実に進んでおり、民法適用後の適切な運用とそれによる民事サービスの向上が期待される

３－５　自立発展性：中程度

起草作業、また共同コミッティにおいては起草班会合における作業の進め方について、日本人専門家の関与の度合いを徐々に薄めてきた結果、少しずつ司法省のオーナーシップが涵養され、起草作業に主体的に関わる形に変化してきた。司法省職員の自主的な業務への取り組みが、協力終了後も継続することで、将来の自立発展が期待される。

他方で、司法省職員の民法・民事訴訟法の全体構造及び機能に対する理解については必ずしも十分ではなく、民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能するには、今後さらに自立的に民法・民事訴訟法及び関連法令を運用・普及していくための能力を向上させていくことが必要となる。

また、資金面・人員配置面での継続性を維持することも自立発展性を確保するためには不可欠である。クメール・ルージュ特別法廷での裁判業務等への人材流出については、今後の予測が不透明な面も否めないものの、少なくともプロジェクト期間中に起草に携

わった若手司法省職員の多くは省に定着しており、人的な面での継続性については最低限確保されていると評価できる。ただし、より一層自立発展性を高めていくためには、引き続き、司法省から政府に対し、予算措置・人員強化を働きかけていくこと等が必要である。

３－６　結論

成果１に関し、一部の活動において遅れがみられるものの、前フェーズまでに起草済みの法案（人事訴訟法、民事非訟事件手続法、裁判上の寄託に関する省令、民法適用法）の成立・発令が実現し、今フェーズ（本プロジェクト）にて民事訴訟法関連の不動産登記共同省令が発令されたほか、供託法及び夫婦財産契約登記省令などの起草作業がほぼ終了している。また、成果２、成果３についてもほぼ達成されており、プロジェクト目標は達成されつつある。

本プロジェクト開始時点、更にはフェーズ１以降の一連の協力を開始した時点における状況と比べて、着実な改善、進捗が確認できた。今後、残りの起草作業を促進していくことで、民法･民事訴訟法関連法令整備に一定の目途がつくことが見込まれる。また、2011 年 12 月の民法適用後も見据えて、インパクト、自立発展性の観点から、TOT や勉強会の実施方法の改善等を通じて、民法の一層の理解強化を目指していくことが必要である。

第４章 「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2)」の実績と達成度

４－１ 投入実績

附属資料Ⅲ.１「ミニッツ」Annex 4のとおり。

４－２ 活動実績

活動実績の詳細は、附属資料Ⅲ. １「ミニッツ」Annex 2に示すとおりである。

４－３ プロジェクト目標の達成度

プロジェクト活動は、PDMの計画に沿って概ね円滑に行われ、プロジェクト目標概ね達成される見込みである。プロジェクトでの活動における進捗状況について、終了時評価調査にて確認された内容の概略を以下に示す。

<u>プロジェクト目標「RSJP において民法・民事訴訟法に則った裁判官・検察官に対する裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」という）が自立的に実施できるようになる」</u>

【プロジェクト目標にかかる指標】

指標１：民事教育に関する授業実施状況（カンボジア人教官の授業の数、カリキュラム等の作成過程におけるカンボジア人の関わり方がフェーズ１よりも大きくなる）

指標２：教官（常勤及び非常勤）の数が増加する

指標３：カリキュラムの策定状況

指標４：RSJP内部で教材作成ができる体制が整備・維持される

プロジェクトは着実に進捗しており、プロジェクト期間内で成果は概ね達成される見込みである。具体的には、講義、カリキュラム開発、教材作成に関しても、40 名の教官候補生の能力は着実に向上しており、RSJP が民法・民事訴訟法に則って裁判実務に関する教育を自律的に実施する体制は整いつつある。

教官候補生が所属する裁判所もプロジェクト活動に協力し、法曹人材の育成の強化の重要性を認識している。また、司法官職高等評議会も、RAJP/RSJPからの要請に基づき教官候補生の人事異動(通常４年ごと)を遅らせる等､法曹人材の教育に協力している。中間レビュー時には､民法の理解度が十分ではない点が阻害要因として挙げられていたが､終了時評価実施までの時点で､徐々に理解度が高まっていることが報告されている。

なお、2010 年以降、副首相主導の国家試験改革の影響により、入学試験が行われていないため、教官候補生にとっては、講義を行い、ワーキンググループを通じて習得した知識を適用する機会が得られていない状況となっている。加えて、民法に関しては2011年12月に適用が開始される予定であるため、裁判所において民法に関する実際のケースの経験がない。そのため、教官候補生が継続的に民法に関して検討及び議論をし

て理解を深めていく機会を提供することが必要であると思われる。また、2010 年以降、財政的な制約により、既存の裁判官に対する継続教育が行われていないなど、RSJP およびプロジェクトとしては管理が困難な外部要因として、懸念すべき事項もある。

４－４　上位目標の達成見込み

上位目標:「カンボジアにおいて民法･民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる」 【上位目標にかかる指標】 指標 1：民法・民事訴訟法適用以降の民事裁判例のうち、民法・民事訴訟法に基づいて行われた民事裁判事例の質

民事にかかる適切な知識を有する裁判官の占める人数は、プロジェクトの重要なインパクトの一つである。RSJP は、2003 年から学生裁判官に対する教育を開始し、2011 年５月の時点で卒業生は 291 名に上る。RSJP の卒業生は増加し、現在ではカンボジア国内の既存の裁判官、検察官の 70%を占めるようになった（ミニッツ Annex 2（２）参照）。プロジェクトの活動を通じて選抜され、民事教育に関する訓練を受けた 40 名の教官候補生とともに、RSJP は今後、一定水準を満たす民事教育を提供し、新民法・民事訴訟法に関する知識とスキルを身に着けた裁判官及び検察官を持続的に育成していくことが期待される。

2011 年 12 月の民法適用を控え、司法教育の必要性は益々高まっていき、RSJP の教官の質・量両面のさらなる向上が必要不可欠となる。RSJP が能力ある裁判官・検察官を自律的かつ持続的に輩出していくために教官候補生が主導的な役割を果たし続けることが必要である。教官候補生には、今後、RAJP 傘下の書記官、執行官、公証人の育成にも関与していくことが期待される。加えて、弁護士等他の法曹人材の民事にかかる能力強化、理解の向上、及び関連法規の整備が進むことにより、上位目標は長期的には達成されることが見込まれる。

４－５　各成果の達成度

４－５－１　成果１の達成状況

成果１：「組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される」 【成果１にかかる指標】 指標 1-1：定例ミーティングの開催数及び検討内容の変遷 指標 1-2：教官ミーティングの開催数及び検討内容の変遷 指標 1-3： RAJP において教官もしくは RSJP においてアシスタント教官を勤める教官候補生の数

日本人専門家と RSJP マネジメント層は、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねてきた。記録に残っている会合だけでも 2008 年度 17 回、2009 年度９回、2010 年度８回、2011 年度（終了時評価調査時まで）２回実施しており、またこれら以外にも日常的に協議を行っている。2011 年９月時点で、教官数は７名である。RAJP/PSJP は教官数の増員の意向があるものの、教官を直接採用する計画は特になかったため、プロジェクトでは、教材、カリキュラム作成に重要な役割を担っており、将来教官となりうる教官候補生（RSJP の卒業試験の成績に基づき選抜された現役裁判官）の育成・能力強化に焦点を置き、活動を実施してきた。教官候補生は、日本人専門家とのコミュニケーション（日常的な質問、相談）、短期専門家による現地セミナー、JICA-Net セミナー、および本邦研修参加などの活動を通じ、着実に知識、経験を蓄積している。

この結果、日本人専門家が直接一部の講義を行っていた前フェーズとは異なり、RSJP での全ての講義は、本プロジェクト初年度より、教官及びアシスタント教官としての１期教官候補生により、担当されている。教官候補生は、教官のアシスタントとして教官と共同で、または単独で講義するようになってきている。今後、教官候補生がさらに単独で講義を行っていくことが期待されており、有能な教官候補生を教官として採用し、さらに良質な民事教育を実施していくことにより、RSJP の組織的な能力の向上も期待される。

現在、教官候補生として位置付けられている１期生から５期生各７名、合計 35 名の教官候補生は、今後も RSJP ないし RAJP の中で、教官候補生としての活動が期待されており、さらに一部の教官候補生については、学校側も、正式な教官として将来採用していく意思がある。加えて RSJP では、６期生として５名の教官候補生を独自に追加任命しており、合計で 40 名の教官候補生が養成されていることとなり、今後、現役裁判官、検察官として稼働している教官候補生らの配置転換等があっても、RSJP の学校運営上、人数面では十分であると思われる。

当初、若い教官候補生に単独で教鞭を取らせることに対して、学校側は消極的であったが、現実として、正規の教官が非常に多忙であることから、教官候補生に担当させざるを得ない場合があったこと、その結果教官候補生の講義内容も高く評価されたことから、RSJP としては教官候補生を積極的に講師として活用していくようになった。

このほか、教官候補生の一部は既に RAJP 傘下の書記官学校、大学等でも教鞭を取っている。

毎年１回、RSJP の学生を対象に行われている模擬裁判においては、プロジェクト開始当初に比して、徐々に学校側及び教官候補生らの運営能力が高まり、現在では、日本人専門家の補助をほとんど要せずに、教官候補生がコーディネーターおよびチューターとしての役割を果たして、自立的に実施できるようになった。

更に、教官候補生らは、カンボジア国内の州裁判所、控訴裁判所、最高裁判所で現役の裁判官としても勤務しているところ、特に地方の州裁判所において、新しい民法・民

事訴訟法にかかる教育をこれまでに十分受ける機会のなかった先輩裁判官から質問を受けたり、所長の指示により手続き案内のマニュアル作成にも携わったりするなど、勤務先である各裁判所においても頼りにされていると同時に、新しい民法・民事訴訟法の適切な普及にも貢献していることが確認された。

RSJP の学生に対するカリキュラムについては、教官ミーティングで教官候補生が自主的に策定している。なお、教官ミーティングは 2008 年に２回、2009 年、2011 年に各１回、教材の準備およびカリキュラムの検討のために実施されている。プロジェクトで作成した教材の配布に関しては、新規教育と継続教育の担当部署を設定して、関係機関へ効果的に配布している。

４－５－２　成果２の達成状況

成果２：「教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される」

【成果２にかかる指標】

指標 2-1：教官及び教官候補生が教材作成・改訂した教材数

指標 2-2：教官及び教官候補生が作成した教材の内容（RSJP で活用するに相応しい内容か否か）

指標 2-3：教官、教官候補生が教材作成において果たした役割及びその変遷

プロジェクト開始以来、カンボジア側は教材開発により自主的に取り組むようになり、Q&A 集など民事訴訟、民事執行、民事保全に関する教材がプロジェクトにおいて作成された（一部作成中の資料あり）。プロジェクトにおいて作成された教材の詳細は附属資料Ⅲ．１「ミニッツ」Annex2(1)に示す。

教官候補生は、以下のとおり、教材作成に関する技術やノウハウを向上させつつある。

（１）　日本人専門家の講義を基に、講義の内容を原稿にまとめ、日本人専門家の確認、コメントを経て、教材として完成させた。また、民法について、現在、鋭意教材作成の作業を進めている。

（２）　日本人専門家の支援のもと、本邦研修を有効活用して「一審手続マニュアル」を改訂した。

（３）　一部の教官候補生が、自主的に「督促手続マニュアル」（手続の解説と参考書式）を作成した。

（４）　作成すべき教材についても、意見、提案を出すようになった。

４－５－３　成果３の達成状況

成果３：「民事に関する継続教育が行われる」

【成果 3 にかかる指標】

指標 3-1：継続教育の実施回数と継続教育における参加者の理解度

カンボジア全土の第一審の裁判官、検察官を対象とする継続教育は、2008 年及び 2009 年に、それぞれ５日間の１セッション（35-40 人程度で１グループ）が６回実施された。2010 年以降は RSJP の財政的な制約等により実施されていない。

なお、５日間のうち、学校側が決定した教育項目に沿って、3.5 日間（2009 年は３日間）はカンボジア人の教官及び教官候補生が講義を行った。残りのうち、0.5 日（2009 年は１日間）は日本人専門家が講義を担当し、もう１日は他ドナーが担当した。また受講者総数（裁判官および検察官）は、2008 年は 187 人、2009 年は 206 人と記録されている。

2009 年は学校側の発案で Q&A スタイルが採用され、事前に全国の裁判所から質問を収集し、教官候補生と各講師が回答準備を担当した。

2008 年実施の継続教育と比して、2009 年実施の継続教育は、RSJP 側がカリキュラム策定などについてより自主性を持って実施した。前述のとおり、2010 年以降継続教育は実施されていないものの、カンボジア政府から必要な予算措置がなされたため、RAJP/RSJP としては 2012 年に再開する意向を持っている。

４－６　実施プロセスの評価

法曹人材が限られているカンボジアにおいて、確保が困難である専任教官に限定せず、より長期的視点に立ち、教官候補生を育成するというアプローチをとったことは、RSJP における民事教育の自立的実施、更には持続可能性を担保するために有効であった。プロジェクトフェーズ１では日本人専門家が一部講義を実施して技術移転を行っていたが、今フェーズでは、カンボジア人講師のみで全ての講義を実施するようにし、更に、プロジェクト期間を通じて、段階的に教官候補生の関与の割合を着実に高めてきた。オーナーシップの醸成という観点からも、結果としては、現状に沿った無理のない、かつ有効なアプローチであったといえる。

なお、当初は、RSJP の運営体制が整っておらず、教官人材も非常にかぎられていたため、教官候補生の育成とともに、専任教官の確保も目標とされていた。しかしながら、教官候補生が育成され、これら教官候補生が現役の裁判官として活動しつつも、RSJP での教育にも深く関与していることや、実務家を育成するという RSJP の役割に鑑みると、教育のみを担当する専任教官ではなく、現役法曹が実務経験も踏まえながら後進人材の育成を担う方が望ましいという考え方もあり、現在は、学校側も専任教官確保に拘泥してはいない。

他方で、新入生の入学試験が実施されていない、継続教育が実施されていない等の学校の運営上の問題がある。新入生の入学試験実施について、RAJP/RSJP は意思決定できる事項ではないが、継続教育については、すでに必要な予算措置もなされ、2012 年以降実施する旨が表明されているため、教官候補生らを活用して適切に実施することが期待されるとともに、将来的にも継続して必要な予算措置が採られることが望まれる。

第５章　「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ 2)」評価結果

５－１　妥当性：高い

３－１で記載のとおり、本プロジェクトは、カンボジアの政策・ニーズ及び日本政府の政策にも合致しており、これらの政策動向に関しては、終了時評価調査においても変更がないことが確認された。

加えて、「RSJP プロジェクトフェーズ１」にて RSJP の民事教育に係るカリキュラム策定や教材作成を支援してきた経緯を踏まえ、民事教育を担う RSJP の組織強化及び教官候補生の能力強化に対し、引き続き日本が協力してきたことは、従来の協力の成果を高めることにも資するものである。

また、20 年にわたる内戦終結時には、既存の司法制度が壊滅状態となり、法曹人材がほとんど一桁に近い状況まで激減していたことを踏まえると、将来的な法曹人材の拡大再生産につながる司法関係者の養成制度への支援を実施した本プロジェクトは社会のニーズに合致しており、妥当性は高い。

５－２　有効性：高い

教官候補生の能力向上とノウハウ蓄積（成果２）に焦点を当てたプロジェクトのアプローチは、若い現役法曹が実務を通じて習得した知識を、学校のカリキュラムや教材作成に反映させていくことを可能とする点で非常に有効であった。また、教官候補生の能力が向上することで、多忙な教官に代わって RSJP で講義ができるようになった教官候補生もおり、教育の質の向上にとって大きな効果を上げている。

また、RSJP のマネジメント側も、RSJP で講義することができる教官候補生を相当数育成することの重要性を十分に認識している。

カリキュラムに関しては、教官候補生を中心に自立的に内容が検討され策定されるようになっており、教材も着実に作成・改訂されている。実務的な観点から教育効果が高いと思われる模擬裁判も、教官候補生が中心となって運営できるようになった。これにより、成果１（組織的な学校運営のノウハウの蓄積）の達成の見込みは高い。

成果３に関し、継続教育が 2010 年、2011 年は実施されていないという不安要素はあるものの、2008 年、2009 年の実施実績に鑑み、今後、学校側が教官及び教官候補生らとともに自主的に実施していける見込みは高い。

これらの３つの成果は、それぞれ、新規及び現役の裁判官・検察官に対する RSJP の民事教育について、内容面及び運営面でカンボジア側に能力とノウハウが蓄積されることを目指すことによって、RSJP が自立的に民事教育を実施できるようになるというプロジェクト目標の達成を目指したものであるところ、これら３成果の発現によって、プロジェクト目標の達成も見込まれ、プロジェクトの有効性は高いと判断される。

５－３　効率性：高い

計画に沿って、適切なタイミング・量の投入が行われ、プロジェクトは着実に進捗し、成果は達成されつつある。また現職裁判官である教官候補生の重要性の高まりに応じて、プロジェクト期間途中から、日本人裁判官を専門家として追加で派遣することで、教官候補生がより実務面に即して民事事例を効果的に学ぶことができるようになった。また、長期専門家、カンボジア法曹養成アドバイザリーグループ及び法務省による日本におけるプロジェクト支援体制、短期専門家による現地セミナーや JICA-Net セミナー、本邦研修等複数の異なるスキームを活用した支援形態は、カンボジア側カウンターパートの支援ニーズに対応することを可能にするとともに、質の面でも充実した支援が可能となり、プロジェクトの効率性を促進する要因となった。

作成した全ての教材や出版物は、実施中の「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」や、「弁護士会司法支援プロジェクト」（2010 年６月終了）との間でも共有されている。また RSJP 主催のセミナーや WG に司法省職員を招き、実務に即した民法・民事訴訟法の適用を学ぶ機会を提供するとともに、司法省プロジェクトが主催するセミナーにも教官候補生が参加して、民法・民事訴訟法の理解を深める機会として活用しており、相互補完的な効果をもたらしている。

RAJP/RSJP マネジメント層と日本人専門家は定期的に会合を持ち、円滑なコミュニケーションを通じて、プロジェクトの進捗や学校運営における方針等を議論・共有している。これらの取り組みが、相互にプロジェクトの効率性向上に貢献している。

５－４　インパクト：比較的高い

法曹人材が不足している状況にありながらも、教官候補生が所属する裁判所はプロジェクトへの教官候補生の提供に協力的な姿勢を示しており、法曹界全体として人材の質・量両面の向上に強い意欲を見せている。かかる環境の下、教官候補生は着実にレベルアップしており、一部の教官候補生は、RSJP のみならず、RAJP 内の書記官養成校や、大学においても、講義を担当するようになった。

また、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、督促手続のマニュアルを自主的に作成し、同僚裁判官に配布する教官候補生もいた。

その他のインパクトとして、多くの教官候補生は、職場である裁判所において、新しい民法・民事訴訟法にかかる教育を十分受ける機会のなかった先輩裁判官から、新民法・民事訴訟法に関する質問や情報共有を求められるケースもあり、教官候補生は、民法・民事訴訟法の知識を他の裁判官に対して部分的ながら普及させる役割を果たすという効果も見られた。

評価時現在、民法はまだ適用を開始していないが、12 月には適用を開始する見込みである。今後、RSJP の民事教育の質がさらに向上することによって、高い能力を持った現役または新規の裁判官・検察官の数が増え、上位目標である「適切な民事裁判」の

促進が期待される。
　また、カンボジアでは、国内の経済活動や外国からの投資が活発化しており、これに伴い、国内においても、市民や企業の間の民事紛争を解決するニーズが高まっているところ、上位目標である「適切な民事裁判」の促進は、経済活性化ないし投資促進などへの波及効果も見込まれる。

５－５　自立発展性：比較的高い

　RAJP は、策定した５カ年計画（2008-2012 年）に基づき、55 名の裁判官・検察官を毎年育成しており、プロジェクト終了後も継続的な教育の実施が期待される。また、カンボジアでは初審裁判所が２か所増設されることから、より多くの法曹人材が必要となる見込みである。
　教官候補生たちは、新しい民法・民事訴訟法の理解を深め、今後より適切な裁判を行っていくこと、さらに、教官候補生として RAJP の運営や後進人材の育成に関与することに対して、高い誇りとモチベーションを持っている。すでに単独で講義を実施する能力を身に着けている者もおり、また、プロジェクトの計画外でも教材を自発的に作成したりするなど、40 名の教官候補生は、RSJP の自立的な運営に貢献するものと大いに期待される。
　2010 年度以降入学試験が実施されず、新入生が入学していないことに加え、継続研修が、財政面での問題により 2010 年度以降実施されていない点が懸念材料であるものの、新入生の入学試験も近い将来実施される方向であり、また、継続研修に関しては、すでに 2012 年実施分に関し既に予算が確保されており、実施される見込みが高い。

５－６　結論

　成果３の継続教育が、RAJP/RSJP の財政的な制約により 2010 年以降実施されていないといった懸念はあるが、プロジェクトの成果１の学校運営、成果２の教材開発については概ね達成されている。成果３の継続教育についても、2012 年からの実施に向け、RAJP/RSJP 側は準備を進めており、必要な予算措置もとられていることから、プロジェクト目標もカンボジア側の継続的な努力により達成されると見込まれる。

第６章　まとめ

６－１　今後の協力に向けての提言

６－１－１　「法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」に関する提言

プロジェクト残り期間内での活動に関する提言は（１）及び（２）、プロジェクト終了後の対応に対する提言に関しては（３）及び（４）のとおり。

（１）法令起草作業の一層の推進

民法関連供託法、執行官法、法人登記に関する司法省令等、一部遅れている法令の起草作業に関して、作業の優先順位を整理する等の方策を通じて、プロジェクト期間内での起草終了に向けてより一層注力する。

（２）民法・民事訴訟法及び関連法案の理解の促進

司法省においてより幅広い層による民法・民訴法の体系的理解を促進するため、司法省は民法TOTへのメンバー以外の若手職員のオブザーバー参加を促進するとともに、既に実施中の省内自主勉強会において、より幅広いメンバーに講義や発表の機会を与え、若手も含めてより主体的に関与する体制を構築する。

（３）民法・民事訴訟法の全体構造や機能に対する理解の定着

民法・民事訴訟法の全体構造や機能に対する体系的な理解を定着させ、それを踏まえた起草に必要な議論が行えるよう、さらなる人材育成を図ることが必要となる。

（４）民法・民事訴訟法の実務における具体的な課題に対する運用

司法省職員は、現場で裁判や登記等の民事法関連実務における具体的な課題に接する機会が少ないことから、民法・民事訴訟法の運用のために必要な施策をとるにあたっては、裁判官・弁護士などの法曹実務家、大学等の研究者、国土省の不動産登記官など、外部の人材との連携を適切にとっていくことも求められる。

６－１－２　「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」に関する提言

プロジェクト期間内での活動に対し、以下の２点につき、調査団より提言を行った。

（１）　教官候補生の継続的な能力開発

長期的な視点から、将来的に教官候補生を中心的な法曹人材として育成していくことは非常に重要である。実務的な民事に起因する事項に対応するため、民法に関する知識は特に深めていく必要がある事項である。

（２）　継続教育の実施

RAJP/RSJPのマネジメント層は継続教育の重要性を認識しており、近い将来に継続教育を実施する意向がある旨を表明している。裁判官、検察官を対象に最

近実施した調査でも継続教育に高いニーズがあることが明らかになった。2011年12月に民法がさらに適切に運用されるためにも、RAJP/RSJPは継続教育の実施に必要な措置を講じる必要がある。

６－２　類似案件実施への教訓

（１）長期的な支援

協力開始時点で司法制度が崩壊しており、法曹人材が非常に少ない状況にあるような場合、息の長い支援で、最初は日本側が主導しつつも徐々に相手側のオーナーシップを醸成していく手法を採用することが必要である。この点は、今後、同様の条件の国での法整備支援を実施するような場合や、他分野においても制度及び人材の両面で脆弱な状況にある国に対する支援などに対する教訓としても有効である。

（２）次世代人材の育成

司法省の人材が限られていたという事情もあり、司法省プロジェクトフェーズ２までに育成してきた人材は昇進等によりフェーズ３プロジェクト活動への参加が制約され、起草作業等への関与が得られなかった。このため、本プロジェクトでは、次世代を担う若手をワーキンググループの活動に参加させ、起草作業・各種議論、講義を通じて育てることにより、長期的な人材育成に貢献するとともに、人材の底上げに寄与してきた。

RSJP プロジェクトにおいても、教官が極めて限られたハイレベルな人材のみであることから、フェーズ１からの支援も踏まえ、若手裁判官である教官候補生に焦点を当て、プロジェクト活動を通じて徐々にその役割の拡大を図ってきた点は、人材のすそ野を広げるという観点及び RSJP という法曹人材養成校の教育実施体制強化の観点からも、極めて有効なアプローチであった。

人材が不足している状況では、得てして既に能力のあるカウンターパートにインプットが偏りがちであるが、長期的視点に立ち、若手人材に焦点を当てて人材育成に取り組むことは、復興国等の人材が限られた国への法整備支援を実施するような場合などに対する教訓としても有益である。

カンボジアにおいては、今後、例えば長期研修制度等の活用なども通じて、更なる次世代人材を実務につながる形で継続的に育成していくことが必要となる。

（３）新たな法律・概念に対する理解の重要性

協力開始時においては、民法及び民事訴訟法は、カンボジア側にとって全く新しい法律・概念の導入であったため、起草作業を進める中でも、基本的な理解を進めるのに大変な時間とインプットが必要となった。基本的な理解、体系的な理解を深め、充足させることが、起草も含めた民事法制度の構築に不可欠であるため、大学における民事法教育の向上等も含めた長期的な人材育成とあわせて考えていく必要がある。

（４）現地の事情に精通した日本側支援体制による長期的コミットメント

国内支援委員会（民法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記アドバイザリーグループ）及び日本国法務省による本邦におけるプロジェクト支援体制、短期専門家による現地セミナーや JICA-Net セミナー、本邦研修等複数の異なる支援メニューを最大限に組み合わせた支援形態は、カンボジア側カウンターパートの支援ニーズに対応することを可能にした。

また、法整備支援という極めて専門性の高い分野の支援において、日本の民法・民事訴訟法における第一人者である研究者及び実務家が、フェーズ１の協力開始当初から継続的に助言を行っており、作業部会・アドバイザリーグループという形で長期的なコミットメントを得られる体制を築いてきたことにより、日本の民事法制度のみならず、カンボジアの現地の法社会制度事情についての知識が蓄積され、質の面でも充足した支援が可能となった。

６－３　調査団長所感

（１）法制度整備支援プロジェクトは、99 年度の「重要政策中枢支援」に始まり 、このフェーズ３をもって、20 を超える関連法令の起草や調整への支援とともに、民法、民事訴訟法の両基本法とも適用されるに至り、12 年にわたる起草支援の大きな節目に至ったと感じられる。2004 年に開始された RSJP プロジェクトも、教官候補生の選抜育成が軌道に乗り、同じく大きな節目に至ったと感じられる。今後は起草された両法の適切な運用への支援に移行する段階に移ることとなる。

① 法制度整備支援は今フェーズより、日本側主導の起草や普及セミナーの実施という方式から、両基本法起草のプロセスを知らない「第二世代」職員を中心とする司法省主導の方式に方向転換を行ったため、初年度より多くの困難と混乱をもたらしたが、長期専門家の多大な尽力により、2008 年後半以降、司法省職員による６班の起草体制（国土省との共同起草委員会を含む）が立ち上がり、本邦研修との組み合わせで、同体制のもとでの起草・立法化作業が徐々ではあるが、着実に進展した。なかでも、次官、次官補以外に、やる気のある職員がでてきたことは、今フェーズの最大の成果のひとつといえよう。司法省予算による普及セミナーもだんだんと定着し、数名の起草班メンバーは、次官・次官補とともに一部の講義を担っている。2010 年６月からは、普及を担う講師育成を目的とした、長期専門家による「TOT」研修も開始されたところであり、起草の OJT と「TOT」を通じ、司法省の職員の能力向上が進みつつある。

② RSJP プロジェクトは、2004 年の RSJP 卒業生（１期生）より、７名ずつの「教官候補生」を選抜して、長期専門家が毎週末の Working Group Session により指導し、本邦研修で模擬裁判の企画・実施能力をあげるという支援アプローチ

をとってきた。同プロジェクトについても、歴代専門家と法総研のご尽力により、フェーズ２をもって、40 名の民事に関連する知識とスキルを身に着けた「教官候補生」を生み出し、主体的に RSJP の教育カリキュラムの策定や教材開発・改訂を行える体制が整った。

（２） 新規プロジェクトは、民法・民事訴訟法の法曹関係者における普及と TOT 支援に焦点をおいたものとして、司法省から要請がなされ、来年度の実施案件として、すでに採択されている。同新規案件の概念枠組みは、昨年より、日本側関係者の間で議論が始まり、カンボジア側の司法省、RAJP/RSJP、弁護士会、RULE の４者を対象とし、ワーキング・グループの形式で、中核的メンバーとの間で、民事に関するトピックを選び、法理論や法解釈の理解を深めていくことが検討されている。次期案件検討に関連し、今次終了時評価を通じ、気づきを得た点は以下のとおり。

（ア） 起草や省内外からの照会への支援

① 当初要請に含まれ、また、今次協議においても、司法省より累次の要望のあった「付属法令への起草」支援について、日本側の基本姿勢として、「起草あるいは、他省庁の起草する法令との調整は、司法省が主体的に行うべきで、原則として次期協力では支援しない」との方針をとることは適切である。一方で、これまでの日本からの支援により、司法省による民事関連法令の起草・立法プロセスが進行中であり、これらは、民法、民訴法の適切な運用・実施のためには不可欠なものである。他方、他省庁による法令整備も進む中で、司法省に対する外部からの照会事項も増えつつある。このため、司法省から民法、民訴法に関連する起草、調整についての相談があっても日本側は一切対応しない、という対処は、今後の民法、民訴法の運用を考えると現実的にはとり難い。

② したがって、司法省のオーナーシップを損なうことなく、かつ、民法、民訴法の適切な運用も考慮した現実的対処として、司法省が主体となって起草し、省内外からの照会や相談に対応する体制づくりを行うことを前提におき、司法省内で作成した回答案のなかから助言の必要なものを選択して、週に一度等の定期的頻度で、長期専門家に助言を求める、などの方式を検討することが妥当ではないか。

③ なお、今次調査団からも明示したとおり、不動産登記省令に限り、起草と登記実務関係者に対する普及支援を行う。

（イ） ４機関ごとのサブ・ワーキンググループ（WG）について

① ４機関において両基本法の体系的な理解を深め、将来的な教育普及を担う「中

核人材」を育成することを主たる目的におき、４グループごとに特定のテーマの論点や法文の解釈について発表・議論しながら理解を深めさせ、合同WGで共有する方法は有効と思われる。一方で、４機関ごとに「人材」のおかれた現状が相当程度異なるため、４グループにおいて、両基本法の体系的な理解を深め、将来的な教育普及を担う「中核人材」や具体的な活動のイメージ、また、到達目標のイメージも異なるのではないかと思われる。たとえば、司法省は、現行のTOTメンバー19名が出発点と思われるが、各職員は、上述した起草や内外からの照会対応、普及セミナー実施などの日常業務に忙殺されるなかの参加となり、現行の「TOT研修を受講する」という姿勢から勉強や発表という積極的姿勢に転換することは容易とはいえない。また、法人登記などの限られた法令を除くと、司法省内に実務機能を有していないため、法令運用上の問題に直面する機会が少ない。RSJP教官候補生40名は現役裁判官であり、実務に臨むうえでの問題意識や勉学意欲は基本的に高い。弁護士会には、既往のプロジェクトで育成した民事実務改善WGの７名が属しており、実務に従事しているとともに、一定の問題意識と知識を身に着けている。RULEは、これまでJICAプロジェクトとの直接的接点がなく、民法を教える15名の専任教員のほとんどが、旧民法に基づく知識を有すると思われる。

② したがって、次期案件においては、最終的に「中核人材」に身につけてほしい基本的理解と知識の項目を想定するとともに、合同WGで取り上げるべきテーマを設定する、という演繹的目標設定がまず重要であるが、各サブWGのテーマ設定はもとより、活動方法や活動目標等についても、４機関ごとに異なる現実的なものを検討する必要があると思われる。サブWG方式によらない、部会委員等によるセミナー的な知識供与も引き続き重要と思われる。また、RULE教員は完全な１グループとはせず、他のグループ活動への自由参加可とするなど、グループメンバー間の交流も刺激を与えるうえで検討することが必要と思われる。

附属資料

附属資料Ⅰ
　１．調査日程
　２．主要面談者一覧

附属資料Ⅱ　「カンボジア法制度整備プロジェクト（フェーズ３）」
　１．ミニッツ（含む PDM）
　２．達成度グリッド
　３．評価グリッド
　４．日本・カンボジア双方の投入実績
　　Ⅰ．カンボジア側投入
　　　１．カウンターパート
　　　２．運営経費自己負担
　　Ⅱ．日本側投入
　　　１．専門家（長期・短期）
　　　２．調査団派遣
　　　３．機材供与
　　　４．本邦研修
　　　５．日本側部会活動
　５．現地セミナー、会合実績
　６．面談記録

附属資料Ⅲ　「カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）」
　１．ミニッツ（含む PDM）
　２．達成度グリッド
　３．評価グリッド
　４．日本・カンボジア双方の投入実績
　　Ⅰ．カンボジア側投入
　　　１．カウンターパート
　　　２．運営経費自己負担
　　Ⅱ．日本側投入
　　　１．専門家（長期・短期）
　　　２．調査団派遣
　　　３．機材供与
　　　４．本邦研修
　　　５．日本側部会活動
　５．現地セミナー、会合実績

１ 調査日程

Day	日時		実施事項
1	8月21日	日	プノンペン着
2	8月22日	月	8:00 事務所との打合せ MOJ専門家打合せ/ヒアリング 11:00 民法TOT関係者インタビュー RSJP専門家打合せ/ヒアリング
3	8月23日	火	9:00～12:00 RSJP・RAJP学校運営側インタビュー 15:00～ TWGドナー会合
4	8月24日	水	9:00 DANIDA 14:30～ RSJP教官候補生（プノンペン）インタビュー
5	8月25日	木	8:30 AusAID 10:00 Avocats sans Frontieres 11:00 MOJ起草班インタビュー（ブン・ホン次官補） 14:00 RSJP専門家との打合せ 16:00 事務所打合せ
6	8月26日	金	11:00 USAID 12:00 MOJ専門家との打合せ 14:30 普及セミナー等に関するインタビュー（パウ・サンピー総局長、フィリップ局長）
7	8月27日	土	14:30～ 教官候補生（在地方）インタビュー 17:00～ 第5期教官候補生インタビュー
8	8月28日	日	団内打ち合わせ（ヒアリング結果取りまとめ内容確認） 18:30 専門家、事務所等日本人プロジェクト関係者会食
9	8月29日	月	8:00～9:00 MOJプロジェクト専門家との打合せ 9:00～12:00　ソティアビ次官表敬・協議 15:00～17:00　国土省共同コミッティメンバーインタビュー
10	8月30日	火	13:00 JETRO駐在員との意見交換 15：00～16：00 ブンレン高等裁判所長表敬・ヒアリング
11	8月31日	水	9:00 在カンボジア日本大使表敬 14:30 RSJP専門家との打合せ
12	9月1日	木	9:00～11:30 ソピア次官との協議 11：30 MOJ起草班インタビュー（カオルット次官補） 14：00～15：30 RAJP学院長、事務局長、RSJP校長表敬・協議 16:00 ソピア次官とのMM協議
13	9月2日	金	14：30 ソティアビ次官とのMM最終協議 15:00　司法大臣表敬・協議 15:30 MOJ M/M署名式
14	9月3日	土	資料整理・団内打合せ
15	9月4日	日	資料整理・団内打合せ
16	9月5日	月	9:00 RSJP専門家との打合せ 14:00 RAJP/RSJPとの協議
17	9月6日	火	9:00～12:00 RAJP/RSJP協議 14:00 RAJP/RSJP M/M署名式 16:00 RULEとの協議 RAJPとの会食
18	9月7日	水	9:00 司法改革評議会事務総長表敬 15:00～16:00 事務所報告 プノンペン発

終了時評価調査主要面談者一覧

（１）司法省

H.E. Ang Vong Vathana	大臣
H.E. Hy Sophea	次官（立法担当）
H.E. Chan Sotheavy	次官（民事担当）
H.E. Bun Honn	次官補（刑事担当）
H.E. Koeut Rith	次官補（検察担当）
Mr. Phov Samphy	研究・司法総局長
Mrs. Pen Somethea	研究・司法総局次長
Mr. Touch Tharith	民事局長
Mr. Tith Rithy	司法省付判事
Ms. Nil Philippe	教育・普及局長
Mr. Ket Sineth	研究・研修局長
Mr. Bunyay Narin	総務・財務部次長
Mr. Meng Sinavathanak	立法局次長
Mr. Son Sor	刑事局次長
Mr. Se Veng	H.E. Koeut Rith 次官補（検察担当）アシスタント
Ms. Mao Phiron	民事局次長
Mr. Keo Setha	民事局次長
Mrs. Phan Chanly	総務局次長

（２）RAJP/RSJP

H.E. Chhorn Proloeung	RAJP 学院長代行
H.E. Thong Chenda	RAJP 副学院長
H.E. Koeut Sekano	RAJP 事務局長
Mr. Sum Sokhamphou	RSJP 学院長補佐／国際関係部長
Mr. Tanheang Davann	Royal School of Notary 校長
Mr. Pen Vibol	RAJP 職員
Mr. Sum Nata	RAJP 専門員
Mr. Hout Heang	カンダル州一審裁判所判事
Mr. Y Thavarak	プノンペン首都裁判所判事
Mr. Chaing Sinath	プノンペン首都裁判所判事
Mr. Srunchhun Voleak	カンダル州一審裁判所判事
Mr. Seng Neang	プノンペン首都裁判所判事
Mr. Keng Somarith	カンダル州一審裁判所判事
Mr. Nhim Pisal	シアヌーク州一審裁判所判事
Mr. Chhun Chann Seyha	シェムリアップ州一審裁判所判事
Mr. Yoib Meta	バッタンバン州一審裁判所判事

Mr. Heng Sokna	タケオ州一審裁判所判事
Mr. Kong Tarachhath	コンポンチュナン州一審裁判所判事
Mr. Kong Tarachhath	バッタンバン州一審裁判所判事
Ms. Sor Lynna	シアヌーク州一審裁判所判事
Mr. Sin Sovannarath	プレアヴィヒア州一審裁判所判事

（３）国土管理都市計画建設省

H.E. Lim Voan	顧問
H.E. Siek Vanna	次官
Mr. Chhy Leang	登記局長
Ms. Pech Katy	登記局次長

（４）RULE

H.E. Yuok Ngoy	大学総長
Mr. Luy Channa	大学副総長
Ms. Sok Yan	法学部長
Mr. Kim Saven	国際関係室長

（５）その他主要カンボジア側関係者

H.E. You Bunleng	控訴裁判所所長
H.E. **H.E** SUY Mong Leang	司法改革評議会事務総長

（６）現地専門家

【法制度整備プロジェクト（フェーズ３）】

金武　絵美子	専門家
原田　政佳	専門家
田宮　彩子	専門家

【裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）】

西村　恵三子	専門家
岡本　陽平	専門家
森田　隆	業務調整員

（６）在カンボジア日本大使館

黒木　雅文	大使
松尾　秀明	参事官
森　伸雄	二等書記官

（７）JETRO

道法　清隆	現地代表

（８）JICA カンボジア事務所

鈴木　康次郎	所長
小林　雪治	次長
灘本　智子	企画調査員
Mr. Phok Phira	現地職員

（９）ドナー関係者

【DANIDA】

Mr. Michael ENGQUIST	Human Rights and Good Governance Advisor

【Australia Embassy & AusAID】

Ms. Jennifer Lean	First Secretary, Development Cooperation, Australian Government
Mr. David Moor	Australian Team Leader, CCJAP
Mr. Ky Bunnal	CCJAP チーム副リーダー
Mr. Yan Sokha	National Advisor, MOJ 職員、CCJAP 担当

【Avocats Sans Frontieres】

Ms. Celine Trublin	Chief, Cambodia Office
Mr. Nay Sinek	Principal Coordinator, Judicial Aid Project

【USAid】

Ms. Shally Prasad	Director, Office of Democracy and Governance
Ms. April O’neill	Democracy Officer
Mr. Seng Rethy	Rule of Law Specialist、カンボジア弁護士

MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE FINAL EVALUATION TEAM AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA
ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION
FOR
THE LEGAL AND JUDICIAL DEVELOPMENT PROJECT (PHASE 3)

The Japanese Final Evaluation Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Ms. Kyoko Kuwajima, Director General, Industrial Development and Public Policy Department of JICA, visited the Kingdom of Cambodia from 21st August to 7th September 2011, for the purpose of conducting the final evaluation on the achievement of the Legal Judicial Development Project (Phase 3) (hereinafter referred to as "the Project") on the basis of the Record of Discussions signed on April 9th 2008.

During its stay in the Kingdom of Cambodia, the Team had a series of discussions with the Cambodian authorities concerned (hereinafter referred to as "the Cambodian side"), on the matters pertaining to the successful implementation of the Project.

As a result of the study and discussions, both sides agreed upon to forward to their respective governments the matters referred to in the documents attached hereto.

Phnom Penh, 2nd September, 2011

Ms. Kyoko Kuwajima Director General Industrial Development and Public Policy Department Japan International Cooperation Agency Japan	H.E. Ang Vong Vathana Minister of Justice Kingdom of Cambodia

THE ATTACHED DOCUMENT

1. Purpose and Method of Evaluation

1-1. Purpose of Final Evaluation

The objectives of the Final Evaluation are set forth below:

1) To review the progress, the achievement and the implementation process of the project activities, based on the Record of Discussions and the Project Design Matrix (hereinafter referred to as PDM)
2) To evaluate the Project from the viewpoints of the five evaluation criteria of Relevance, Effectiveness, Efficiency, Impact and Sustainability.
3) To summarize the results of the evaluation and recommendations on necessary measures to take for successful implementation by Cambodian and Japanese sides for the remaining project cooperation period.
4) Based on the results of the evaluation, to discuss the matters pertaining to the further development of the outcomes of the projects.

1-2 Methodology of Evaluations

1-2-1 Methodology of Evaluation

In order to conduct the evaluation, "an evaluation grid" is made in advance to clarify what data and information are needed. The grid is filled with the records and information drawn from the Project reports, the findings from the interviews as well as questionnaire survey to the Japanese experts and to the Cambodian counterpart personnel and the results of the exchange of views between the Japanese Team and the Cambodian side.

1-2-2 Five Evaluation Criteria

The five basic components defined by JICA are as mentioned below. The introduction of these components enabled a consistent and well-balanced evaluation, which minimizes evaluator's bias. Further, the criteria allow us to share and discuss the results, knowledge, and lessons-learned from the Project.

1. Efficiency

   Evaluate the methods, procedure, duration, and cost of the project from a productivity perspective.

2. Effectiveness

   Evaluate the results in comparison with the goals (or revised ones) defined at the initial or intermediate stage, and evaluate the attributes (factors and conditions) of

the results.

3. Impact

Evaluate the positive and negative effects of the project, extent of the effects, and effects on beneficiaries.

4. Relevance

Evaluate whether the needs in the country have been correctly identified, and whether the design is consistent with the national and/or master plan.

5. Sustainability

Evaluate the autonomy and sustainability of the project after the termination of cooperation, from the perspectives of operation, management, economy, finance, and technology.

2. Summary of the Results of Final Evaluation of the Project

2-1. Achievement of the Outputs

(1) Output 1: Ministry of Justice (hereinafter referred to as "MOJ") takes necessary measures for drafting and legislating laws related to the Civil Code (hereinafter referred to as "the CC") and the Code of Civil Procedure (hereinafter referred to as "the CCP")

a) The Sub-Committee was restructured into the Drafting Groups for drafting respective ancillary laws and regulations in the first year of the Project.

b) New drafting structure was formed in that the Drafting Groups take initiatives in organizing necessary meetings for drafting under the supervision and management of the Committee with the support of the Japanese experts, the Japanese Advisory Groups and MOJ of Japan. (See Annex3 (1) for the record of Drafting Group meetings)

c) At the beginning of the Project, the Japanese side supported the preparation of the outline of the laws and regulations to be drafted so as to guide the Cambodian side.

d) In the later period of the Project, the Drafting Groups started to take initiative in preparing and discussions for drafting.

e) Drafting of several laws and prakas has been steadily proceeded through the active engagement of the Drafting Groups.

f) The Inter-Ministerial Prakas on Immovable Registration Pertaining to the CC is not expected to be completed during the period of the Project. (See Annex 2 (1) for the list of achievements and progress of drafting and legislating laws and regulations related to the CC and the CCP.)

(2) Output 2: MOJ follows-up on laws submitted by MOJ and makes necessary adjustment to laws submitted by other ministries.

The MOJ officials followed the legislating process of such laws as the Law on Non-Litigation Civil Procedure, the Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status, and the Law on Application of the CC.

With the promulgation of the Law on Application of the CC, the CC and all these laws will be effective in December 2011.

The Law on Deposit has been under the process of internal discussion in MOJ. The Law on Bailiff has been revised and is currently waiting for the final approval of the Special Meeting held by Deputy Prime Minister in charge of the Council of Ministers with relevant ministers before submitting to the meeting of the Council of Ministers.

MOJ has made comments on the drafts of the related laws and regulations under the jurisdiction of other ministries, with regard to the consistency with the CC and the CCP. Such laws include the Law on Provision of Ownership Rights of Private Portions of Co-owned Buildings to Foreigners, the Law on Inter-Country Adoption, the Law on the Prevention of Domestic Violence, and the Trade Union Law.

MOJ started to perform its function of maintaining the consistency between the laws and regulations of the other ministries and the CC and the CCP. Appropriate comments and explanations made by the MOJ officials contributed to the enhanced credibility of MOJ.

(3) Output 3: MOJ disseminates knowledge for implementing the CC, the CCP and ancillary laws to relevant parties in the legal and judicial field.

MOJ planned and implemented dissemination seminars on the CC and the CCP with its own budget for 7 times in 2008, 6 times in 2009 and once in 2010 (as of September 2011). The Committee members and a limited number of the Drafting Groups delivered lectures in dissemination seminars, which used to be provided by the Japanese experts in the early stage of the Project. In addition, MOJ officials frequently deliver lectures on the CC and the CCP in the workshops and seminars organized by other ministries.

Furthermore, the Project helped MOJ to organize dissemination seminars on ancillary laws and regulations with the lectures by Japanese short-term experts.

The Textbook on the CCP, the Commentaries on the CC and CCP and other materials were published and distributed to the courts, the Bar Association of the

Kingdom of Cambodia (hereinafter referred to as "the BAKC") and universities.. The Textbook on the CC is still under preparation and is expected to be published before the end of the Project. (See Annex2.(2) List of published laws and teaching materials)

2-2. Achievement of the Project Purpose

The Project Purpose agreed in the Record of Discussions (hereinafter referred to as "R/D") dated on 8th April 2008, is "The MOJ is able to take necessary measures to implement the Civil Code and the Code of Civil Procedure appropriately".

The Project was designed so as to support MOJ in drafting, following legislating procedures, arranging necessary coordination regarding to the drafts prepared by relevant ministries and implementing internal trainings and dissemination seminars.

MOJ has started to show their commitment and initiative in the above mentioned process through a series of activities in the Project. The achievement of the Outputs indicates that the results are on the right track towards the accomplishment of the Project purpose. The capacity of the MOJ officials is of significance and should be further enhanced in order to sustain their commitment and initiative in implementing the CC and the CPP in the long run.

2-3. Prospect of the Overall goals

As to the overall goal "The legal system relevant to civil matters functions appropriately", drafting and legislating the CC, the CCP and the related laws and regulations, which are the basis of the civil legal system, have been proceeded gradually and steadily. The comprehension of the CC and the CCP among MOJ officials and legal professionals has been improved through drafting process and trainings. The initiatives in drafting laws and regulations, which were led by the Japanese side in the former two phases of the Japanese cooperation, have been gradually shifted to the Cambodian counterparts. It is deemed as a significant progress, taking into consideration the disrupted judicial system and scarcity of legal professionals at the time when the Japanese cooperation started for legal and judicial sector development. It is important for the MOJ officials and legal professionals to gain knowledge necessary to implement the CC and the CCP and to understand the entire structure and functions of these laws with long-term perspectives. This will lead to the achievement of the overall goal in the future.

3. Summary of the Results of the Evaluation based on the Five Evaluation Criteria

3-1. Relevance

The relevance of this project is deemed to be extremely high.

The Project is consistent with the strategy and the policy needs of the Royal Government of Cambodia, such as those in "the Rectangular Strategy 2004", "the Second Rectangular Strategy 2008, "the Strategy for Legal and Judicial Reform 2003", and the "Plan of Action for Implementing the Strategy for Legal and Judicial Reform 2005" and the "National Strategic Development Plan 2009-2013". The Project is aligned with the Japan's ODA policy and strategy such as "the Basic Policy of Assistance for Legal and Judicial System Development" of the Overseas Economic Cooperation Council in 2009, "Cambodia Country Assistance Program of 2002" of the Ministry of Foreign Affairs, and JICA's "Country Assistance Implementation Strategy for Cambodia of 2009".

Since the support for the draft and legislation of the CC and the CCP was carried out by Japan through the Legal and Judicial Development Project (Phase 1 and 2), Japan has comparative advantages in the utilization of the resources and knowledge accumulated through the cooperation in the past.

3-2. Effectiveness

The effectiveness of the Project is deemed to be relatively high.

The approach to enhance the ownership of the Cambodian side through shifting the main role of preparing the first draft of laws and regulations to the MOJ officials was effective. Some Drafting Group members actively and eagerly engaged in drafting activities in spite of busy working schedule, while it took more time than expected.

Through drafting activities on the ancillary laws and regulations, the Drafting Group members improved the understanding of the related articles of the CC. However, it seems that some MOJ officials do not fully understand the whole structure and the practical meaning of the CC and the CCP, while they understand some specific functions of the CC and the CCP very well in details. Broadened understanding on the whole structure and function of the CC and the CCP is also necessary for MOJ officials to improve the skills and capacity of drafting and implementing the laws and regulations.

The approach to establish the framework of drafting prakas in collaboration with MLMUPC was effective, since it allowed MOJ to reflect the practical implementations and applications into the prakas which needed to respond to the actual situation.

3-3. Efficiency

The efficiency of the project is deemed to be relatively high.

(3)

Although inputs were deemed appropriate in general, following difficulties were found at some points of the project period.

a) The dispatch of one long-term Japanese Expert was delayed in 2008.

b) The effective division of tasks among experts was not arranged.

In the process of project implementation, commitment of MOJ officials, especially Drafting Group members has greatly improved. The transfer of technical skills for drafting and of knowledge on the relevant laws and regulations was properly made by Japanese experts to those members. The Japanese Working Groups on the CC and the CCP, and the Advisory Group on Practice of Immovable Registration which was newly formed in July 2009, provided appropriate comments on drafting laws and regulations, made proper inputs through training in Japan and seminars in Cambodia, even though there was a delay in preparing the Commentary and the Textbook on the CC. The Advisory Group was formed in response to the needs of drafting works on regulations on immovable registration of the Joint Committee through giving advices from the practical point of view and providing information.

The combined assistance of Japanese experts, the Japanese Working Groups, the Advisory Group and MOJ of Japan as well as the combination of assistance methodologies like dispatching short-term experts for implementing seminars in Cambodia, JICA-Net seminars and training in Japan both enabled the Project to respond properly to the needs of the Cambodian side. The Working Groups and the Advisory Group composed of top level scholars and legal practitioners provided assistance in high quality, which contributed to the efficiency of the Project.

In addition, the Textbook, the Commentaries, and the other teaching materials were mutually shared and utilized among the Project and the other two JICA projects for legal and judicial sector development: the ongoing RSJP Project and the BAKC project which was ended in June 2010.

3-4. Impact

The impact of the Project is moderate.

Several positive impacts of the Project have been already observed. For example, the MOJ officials involved in the Project have gained skills and experiences in drafting and interpreting laws through activities in the Drafting Groups. These skills and experiences are utilized for drafting and dissemination not only in their civil case matters but in other fields as well. MOJ has also increased their knowledge of PDM concept and applied it for their 5-year planning.

Additionally, MLMUPC officials acquired knowledge and understanding on the

CC and the CCP through drafting activities of the Joint Committee, which greatly contribute to the achievement of the Overall Goal.

Recently, some ministries voluntarily ask for the advices of MOJ concerning the consistency of draft and laws and regulations under their jurisdiction with the CC and the CCP, raising specific points to be considered. This implies that the contents of theCC and the CCP are recognized among the government institutions in Cambodia.

3-5. Sustainability

Sustainability of the Project is deemed to be moderate.

As a result of the continuous efforts to keep reducing the involvement of the Japanese side in the drafting activities from the beginning of the Project, MOJ has developed capacity of its young officials and start to be engaged in drafting works with ownership. This is a great achievement towards sustainability in the future taking into consideration the fact that legal and judicial system was devastatingly destructed under the Pol Pot regime.

However, understanding of the whole structure and practical function of the CC and the CCP cannot be said to be sufficient among the MOJ officials. This kind of understanding will be necessary for developing their capacity to implement the CC, the CCP and the relevant laws on their own so as to make the civil legal system function appropriately.

To make the progress more sustainable, it is necessary for MOJ to continue its effort to ensure necessary financial and human resources.

4. Conclusion

Based on the results stated in the previous sections, it has been agreed that the achieved Project Output is expected to lead to the achievement of the Project purpose, with the continuous efforts by the Cambodian counterparts. Therefore the Project will be concluded as scheduled.

5. Recommendations

5-1. Actions to be taken during the project period

Both sides recommend as follows;

(1) Continuous efforts for steady progress in drafting process of laws and regulations

There are several laws and regulations, of which drafting or legislating process has been behind the schedule, such as the Law on Deposit, the Law on Bailiff, and the Prakas on Registration of Juristic Persons. It is recommended that further efforts should be made to finish drafting the above mentioned laws and regulations during the rest of

(3)

the project period.

The Team said that JICA would consider to include the drafting of the Inter-Ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to the CC in the scope of a new project that is under mutual consultation.

(2) Promote further comprehension of the CC, the CCP and the relevant laws and regulations by MOJ officials

In order for more MOJ officials to obtain comprehensive understanding of the CC, the CCP and the relevant laws and regulations, MOJ should take the following measures for internal dissemination of the knowledge;

a) Promote the non-member officials to attend "the Training of Trainers (hereinafter referred to as "TOT")" as observers.
b) Provide the officials who attend the internal study sessions with the opportunities of giving presentations in the sessions, so as to encourage more proactive learning environment.

5-2. Issues to be considered after the completion of the Project

(1) Importance of comprehensive understanding of the structure and functions of the CC and the CCP

From long-term perspectives, it is recommended that MOJ to develop human resources further in terms of systematic and comprehensive understanding of the structure and functions of the CC and the CCP. This kind of understanding of the CC and the CCP would also enable effective discussion even on the interpretation and application of specific articles.

(2) Implementation of the CC and the CCP in line with reality of practice

Access to practical and actual cases related to the application of the CC and the CCP, such as court practices and registration procedures, would help improve the capacity for implementing the two laws in line with reality of practice, It is recommended that MOJ continue to work closely with legal practitioners such as judges and lawyers, and officers in charge of immovable registration.

Annex 1. Achievement and Progress

(1) Achievement and Progress Grid

Annex 2. Record of Achievements

(1) List of achievement and progress of drafting and legislating laws and regulations pertaining to the CC and the CCP

(2) List of published laws and teaching materials

Annex 3. Record of Activities

(1) Record of Drafting Group activities

(2) List of Dissemination Seminars

Annex 4. Record of Inputs

(1) List of Japanese Experts

(2) List of Counterpart Personnel

(3) List of Japanese Advisory Group

(4) List of Participants of Workshops in Japan

(5) List of Equipment

(6) Project Activity Cost

Annex 1 Achievement / Progress Grid

The Legal and Judicial Development Project (Phase 3)

	Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Achievement / progress
Output1.MOJ takes necessary measures for drafting and legislating laws related to the CC and CCP.				
Activities	1-1-1 Examine list of laws which need to be drafted or modified, and puts priorities among them	・The existence of the prioritized list of laws.	・List of laws	● The plan of drafting and legislating the laws and regulations related to the CC and the CCP was made in May 2008.
	1-2-1 Set up Drafting Groups for each laws	・The extent to which Drafting Groups are established.	・Interview with Japanese experts and Drafting Group members in MOJ ・Member list of Drafting Groups	● The Sub-Committee was restructured in the first year of the Project into the Drafting Groups for drafting respective ancillary laws and regulations. ● Six Drafting Groups were established. (Group II completed its drafting work and has not been active since then)
	1-2-2 Select members	・The extent to which members are selected.	・Member lists of Drafting Groups	● The members of Drafting Groups were nominated by the Minister of Justice.
	1-2-3 Re-form groups when necessary	・The extent to which the groups are re-formed.	・Member lists of Drafting Groups	● The Drafting Groups were reformed in May, June, July, August in 2009. ● New members were added to promote the progress of the drafting work under the initiative of the Secretary of the State.
	1-3-1 Have drafting meetings by each Drafting Group.	・The record of meetings held by Drafting Group.	・Record of meetings ・Interview with Japanese experts and Drafting Group members in MOJ	As for the achievement and progress of each Drafting Group, see Annex.2 (1).

1-3-2 Keep record of each drafting meetings	・The extent to which the record of meetings are kept.	・Record of meetings	● Records of meetings were not kept systematically mainly because of the busy schedule of the members. The records of the date/time and topics of drafting group meetings and the conclusion were kept in certain drafting groups, without the process of the detailed discussions. ● In most cases, the records are kept as personal. ● Records of some of the draft meetings, inter-ministerial meetings with Ministry of Interior, and JICA-Net Seminars on Prakas on Registration of Juristic Persons were kept.
1-4-1 Have Committee meetings under MOJ's initiative and discuss laws.	・The record of Committee meetings	・Record of meetings	● The Committee meetings are the step of final approval in MOJ concerning drafted laws and regulations of each Drafting Group. ● Concerning the Law on Application of the Civil Code, the Committee added some articles in order to keep consistency between the CC and the laws submitted by other ministries such as the Land Law, the Secured Transaction Law, and Law on Marriage and Family these Laws. ● Committee meetings are held occasionally when the Secretaries of State are available.
1-4-2 Keep record of Committee meetings and keep them in one allocated location.	・The extent to which the record of meetings are kept in one allocated location.	・Record of meetings	● The Committee has not been held regularly and the records of Committee meetings are not taken.
1-5-1 Appoint person to be in charge of collecting latest laws and draft law	・The existence of the list of persons in charge	・List of persons in charge ・Interview with C/Ps ・Interview with Japanese experts	● The department of legislative affairs keeps the electronic data of the version that is submitted to the Council of Ministers. However, MOJ has difficulty in obtaining the data of the revised drafts after the submission, since the Council of Ministers is the responsible body to manage the data of draft laws after receiving from ministries.,

③

	1-5-2 Collect and compile latest laws and draft laws and keep them in one allocated location.	• The extent to which the latest laws in one allocated location.	• Interview with C/Ps • Interview with Japanese experts • Data of latest laws and draft laws kept	● MOJ keeps all the laws and regulations which were drafted by MOJ and promulgated. ● However, the versions of laws and regulations in the drafting process are not always shared among other members. Specific members of each Draft Group are keeping the latest version of electronic data on individual basis.
	1-6-1 Make a plan for continuation of internal seminars and conduct them.	• The record of seminars • Level of understanding for the participants.	• Result of training • Interview with participants	● Based on the request of the Secretary of State, Mr. Tith Rithy, a Committee Member, started, Internal Study Sessions in MOJ in 2009. ● Internal Study Sessions are held every Tuesday: 90 minutes session on interpretations of articles of the CC and explanation on the difference between the new and the old CC. The last 30 minutes are a question and answer session with the support of Japanese long-term experts.
	1-6-2 Keep record of internal seminars and prepare instructional materials.	• The extent to which seminar record and instructional materials	• Instructional materials • Record of seminars	● Records of the Internal Study Sessions are not taken. ● Teaching materials are not always made in the form of hard copies. ● Cambodian side and Japanese side realized that the current level of understanding of the CC and the CCP of the Drafting Group members, especially those who have newly joined, is not always sufficient. The reasons are; 1) The officials who newly joined drafting activities had not attended the discussion in the drafting the CC and the CCP 2) They studied the old code in universities.
Output 2. MOJ follows up laws submitted by MOJ and makes necessary adjustment for laws submitted by other ministries.				
Activities	2-1-1 Determine a process of sharing information on deliberation	• The process of information sharing	• Record of the meeting in the Committee	● The information on discussions in the process of legislating laws is shared among the MOJ officials by the responsible Secretary of State, when necessary.

2-1-2 Appoint person to be in charge of collecting information concerning deliberation on each draft law	· The extent to which persons in charge are appointed	· Interview with C/P · Interview with Japanese experts	● Deputy Director of legislative department is in charge of collecting and confirming the information concerning the result of discussions on each submitted draft law.
2-1-3 Share information on deliberation in Committee meeting and submit comments, when necessary	· The extent to which information is shared and comments are submitted.	· Minutes of meeting · Interview with C/P · Opinion paper	Followings are the information shared in MOJ: ● MOJ revised the draft Law on the Procedure of Litigation relating Personal Status and the draft Law on Non- Litigation Civil Procedure respectively based on the instruction from the Council of Ministers and submitted the revised drafts in August 2009. Subsequently, through the legislative procedure, the Royal King signed the Law on the Procedure of Litigation relating Personal Status in June 2010 and the Law on Non- Litigation Civil Procedure were signed in July 2010 ● Concerning the Law on Application of the Civil Code, MOJ submitted the revised draft to the Council of Ministers in August 2010. The law was signed by the Royal King in May 2011. The CC, the Law on Application of the CC, the Law on the Procedure of Litigation relating Personal Status and the Law on Non- Litigation Civil Procedure will come into effect on 21st December 2011,
2-2-1 Determine a process of collecting information on laws drafted by other ministries	· The process of collecting information on laws drafted by other ministries	· Process of collecting information · Extent to which information is collected	● Secretary and the Undersecretary of State receive information on laws submitted by other ministries through the Inter- Ministerial Meeting of the Council of Ministers.

(3)

2-2-2 In each case where law adjustment is deemed necessary, appoint person to be in charge in Committee meeting	・The extent to which persons in charge are appointed	・Interview with C/P ・Interview with Japanese experts	● Specific Committee members are appointed to be in charge when necessary.
2-2-3 Share information and discussions when adjustment are needed on drafts of laws by other ministries and ones by MOJ	・The extent to which discussions are hold between the laws	・Minutes of meeting ・Interview with Japanese experts ・Interview with C/P	● Sub-decree on Management and Use of Co-owned Buildings (MLMUPC): The opinion submitted by MOJ was deliberated in the Inter-Ministerial Meeting of the Council of Ministers. ● Law on Provision of Ownership Right of Private Portions of Co-owned Buildings to Foreigners (MLMUPC): MOJ was asked to submit an opinion and to revise the draft law in terms of consistency with the CC before its submission to the Inter-Ministerial Meeting of the Council of Ministers. ● Law on Inter-Country Adoption (MSAVYR): MOJ proposed to revise the draft law prepared by MSAVYR in order to ensure consistency between relevant laws including the Law on Non-Litigation Civil Procedure. The Law was finally enacted with many revisions proposed by MOJ. ● Law on Commercial Courts (MOC): MOJ submitted an opinion to the draft law prepared by MOC ● Law on Trade Remedies (MOC): The Committee discussed whether the law may conflict with the CC or the CCP in October 2009. As a result, MOJ commented to MOC to use the same and precise wordings which were used in the articles of the CC and the CCP. ● Law on Geographical Indications (MOC): The Committee discussed whether the law might conflict with the CC and the CCP in October 2009. ● Law on NGO (MOI): MOJ and MOI held a joint seminar in August 2010, and the MOJ members attended the public hearing of MOI in January 2011. ● Law on the prevention of Domestic Violence (MOW) : MOJ held a workshop

				to discuss the form of the protection order in response to the request from MOW and the donor, GIZ (former GTZ). In 2010 and 2011, a series of consultations with MOI were held with the support of JICA experts. The form of the protection order was completed in July 2011 ● Law on Labor Unions (MOL): In October 2010,MOL asked for advice from MOJ about the consistency between the draft Law on Labor Unions and the CC and the CCP　A joint meeting between MOJ and MOL was organized (Japanese experts also participated). Before the joint meeting, Japanese experts, the Secretary of State and the members of Drafting Group V discussed the draft law by articles to submit MOJ's opinions on it. In July 2011, MOJ made further discussion on the order of sanction of the draft.
	2-2-4 Keep records of discussion (2-2-3)	・The extent to which persons in charge are appointed	・Minutes of meeting	● The minutes of meeting are not made.
Output 3. MOJ disseminates knowledge for implementing the CC, the CCP and ancillary laws to relevant parties in the legal and judicial field				
Activities	3-1-1 Establish a system(cultivation of human resources; lecturers, assistant lecturers, keeping seminar records, etc.) of seminars on the Cc, the CCP and ancillary laws, and implement seminars	・The extent to which the system of seminars is established ・The extent to which the seminars are implemented	・Number of trained lecturers and assistant lecturers ・Record of lectures ・List of conducted lectures	● Department of Legal Education and Dissemination is in charge of the dissemination seminars for the CC and the CCP. ● MOJ planned and implemented dissemination seminars on the CC and the CCP with its own budget for 7 times in 2008, 6 times in 2009, once in 2010, and 14 times in total so far. ● MOJ and the Project jointly organized dissemination seminars on the Prakas on Court Deposit Procedure for court clerks in September 2010, on the Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status and the Law on Non-Litigation Civil Procedure in March 2011, and on the Inter-Ministerial Prakas on Immovable Registration Pertaining to the Civil Procedure in March 2011, jointly with MLMUPC.

3-1-2 Establish a system for distributing laws, commentaries, textbooks and other necessary materials (decide persons in charge and procedure of distribution)	・The extent to which the distribution system in established ・The assignment of persons in charge ・The existence of the distribution procedure	・Interview with C/P ・Distribution list	● Although the Project Office used to distribute the publications such as the CC, the CCP, the Commentaries and the Textbooks related to the two laws, MOJ has taken over this responsibility. However, actual distribution has still been carried out by the Project Office and the function of MOJ at the moment is final decision making on distribution
3-2-1 Develop necessary materials of the CC, the CCP and ancillary laws	・The extent to which the necessary instructional materials are developed	・Materials ・Interview with C/P	● The Textbook on the CC is under preparation. See the Annex2. (2) for List of published laws and teaching materials.
3-2-2 Distribute the materials developed in 3-2-1 promptly and efficiently	・The extent to which the materials developed in 3-2-1 are distributed.	・Interview with C/P ・List of distribution, record of distribution ・Publication of new law	● See the Annex2. (2) for List of published laws and teaching materials.

3-3-1 Conducts dissemination seminars on the CC, the CCP and ancillary laws for relevant parties in the legal and judicial field, in coordination with RSJP	・The extent to which the coordination with RSJP is made	・Interview with C/P ・Interview with Japanese experts ・Interview with C/P in RSJP ・Interview with Japanese experts in RSJP ・Records of implementation of the dissemination seminar	● The prospective lecturers have started to participate in the Working Group session on security rights of the JICA RSJP Project since June 2011, so that they can obtain the basic knowledge efficiently in order to prepare for dissemination seminar on the CC provided by Japanese short-term experts. ● The prospective trainers of RSJP also attended the dissemination seminar of MOJ held in August 2011 in which Japanese short-term experts provided lectures. They will also attend seminars scheduled in September and November in 2011.
3-3-2 Keep records of dissemination seminars and distribute them as instructional materials	・The extent to which the seminar records are prepared and distributed	・Seminar records ・Distribution list	● The records of the seminars have not always been taken by MOJ.
3-4-1 Select prospective lecturers and assistant lecturers	・The extent to which the prospective lecturers and assistant lecturers	・List of lecturers and assistant lecturers ・Interview with Japanese experts and C/P	● In April 2010, the members of "the Training of trainers (TOT)" were assigned by the Minister of Justice as the prospective lecturers.
3-4-2 Conduct internal seminars for prospective lecturers and assistant lecturers	・The extent to which the internal seminars are conducted	・List of conducted seminars	● Since June 2010, the Japanese experts have started to deliver lectures for TOT members once a week during 2010 and twice a week since January 2011, 61 lectures in total by the end of July 2011.

	3-4-3 Conduct dissemination seminars by prospective lecturers and assistant lecturers	• The extent to which the seminars are conducted by lecturers and assistant lecturers	• List of conducted seminars • Participants list • Seminar records	● Some TOT members have started to deliver dissemination lectures jointly with the Committee members since 2008.
	3-5-1 Appoint people/department to be in charge of receiving inquiries on the implementation of the Cc, the CCP and sending replies	• The extent to which the people/department are appointed	• Interview with C/P • Interview with Japanese experts	● The necessity of establishing the mechanism to receive and response to inquiries from relevant officials is realized by MOJ. Currently the Civil Affairs Department is nominated as the department in charge. The process of establishing mechanism is undergoing with the initiative of MOJ.
	3-5-2 Formulate mechanism which provide unified answers to inquiries	• The extent to which the mechanism is formulated	• Interview with C/P • Interview with Japanese experts	● To organize a mechanism in MOJ for preparing answers, MOJ officials need to deepen further understanding on the CC and the CCP.
	3-5-3 Provide answers immediately to each court	• The extent to which the answers are provided	• Result of distribution • Record of answers provided	● Same as activity 3-5-1 and 3-5-2
	3-5-4 Publish and distribute Q&A	• The extent to which Q & A are published and distributed	• Q&A • Distribution list	● Q&A has not been compiled.
	3-5-5 Select necessary information for revision of law from Q & A and reflect such information in the process of drafting laws	• The extent to which Q & A are selected and reflected in the drafting processes	• Interview with C/P • Interview with Japanese experts	● MOJ identified problems and discussed the amendment of the CCP in response to the question from the Court. MOJ identified the problems on the draft Law on Deposit in response to the discussion in the seminar on the Prakas on Court Deposit Procedure held in September 2010 and made necessary revision of the draft Law on Deposit.

3

Project Purpose	The Ministry of Justice (MOJ) is able to take necessary measures to implement the Civil Code (CC) and the Code of Civil Procedure (CCP) appropriately.	1. The record of drafting laws, regulations and instructions by MOJ and the degree of involvement of the Japanese side in drafting law	・ Drafted laws ・ Questionnaire and interview with Japanese experts and MOJ officials	● There are differences in progress by each Drafting Group according to the volume and complexity of the drafts as well as the extent of involvement of other ministries. However, in general, steady progress has been seen in the drafting of laws and regulations ● The Drafting Group I could not organize Joint Committee meetings with MLMUPC frequently because of busy schedule and the limited number of MLMUPC officials in charge. However, the continuous efforts of MOJ and the Japanese experts have enabled the active involvement of MLMUPC since the middle of 2010. ● Drafting Group meetings have been organized regardless of the presence of the Secretary and the Undersecretary of State. ● As stated above, Cambodian counterpart officials have increasingly shown their commitment and initiative in activities of drafting laws and regulations. In each Drafting Group, members have done their best to discuss and draft the laws independently especially in the last year of the project and then ask for advice from the Japanese experts ● However, advices from Japanese experts are still necessary in many occasions because the knowledge and understanding of MOJ officials on the CC and the CCP is not sufficient.
		2. The record of adjustment among laws related to the CC and the CCO conducted by MOJ and the degree of involvement of the Japanese side	・ Questionnaire and interview with Japanese experts and MOJ	● Up to the present, Cambodian side has taken initiative in following legislation procedures of draft laws submitted by MOJ, and in monitoring laws submitted by other ministries. ● Involvement of the Japanese experts has been smaller over time.

		3. The record of dissemination seminars on the CC and the CCP conducted by MOJ and the degree of involvement of the Japanese side in the	• Questionnaire and interview with Japanese experts and MOJ official.	● The dissemination seminars, as mentioned above, have been planned and implemented by the initiatives of MOJ. Distribution of the teaching materials have been steadily implemented with support of the Project Office. ● When MOJ and the Project jointly organize dissemination seminars, MOJ jointly makes preparatory arrangement.
Overall Goal	The legal system relevant to civil matters functions appropriately	1. The procedure and quality of civil dispute resolutions are after application of the CC	• Interview relevant parties in the legal and judicial field.	● Since the CC will be applied in December 2011, it is not possible to see the impact of the CC. ● The understanding of the CC and the CCP among MOJ officials and legal professionals has been improved through drafting process and trainings. This will lead to the achievement of the overall goal in the future.
		2. Prevailing awareness of the CC in the people's lives	• Interview with relevant partied in the legal and judicial field	● Judging from the increasing number of requests for materials and questions to MOJ, the CC and the CCP has been more recognized among the government institutions in Cambodia

(3)

Annex 2 (1) List of achievement and progress of drafting and legislating Laws and regulations pertaining the CC and the CCP

No.	Name of Law	Achievement
1	Civil Code (CC)	Promulgated in December 2007. Scheduled to be effective in December 2011.
2	Code of Civil Procedure (CCP)	Promulgated in July 2006. Enforced in July 2007.
3	Code of Civil Forfeit Procedure	Promulgated in 31 March 2008.
4	Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status	Promulgated in June 2010.
5	Law on Non-Litigation Civil Procedure	Promulgated in June 2010.
6	Law on Bailiff	Submitted to the Council of the Ministers in January 2010. The draft is waiting for final approval.
7	Prakas on Court Deposit Procedure	Promulgated in December 2009. Enforced in January 2010.
8	Law on Application of the Civil Code	Promulgated in May 2011.
9	- Instruction for opening bank account for deposit in each court - Guideline on Standard of Calculation of Amount of Security - Instruction Concerning Ruling of Cancellation of Security	"Instruction for opening bank account for deposit in each court" was promulgated in January 2010. Drafting of "Guideline on Standard of Calculation of Amount of Security" and "Instruction Concerning Ruling of Cancellation of Security" have been suspended since April 2010.
10	Inter-Ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to the CCP Inter-Ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to the CC	Promulgated in March 2011 by signiture of Ministe Justice and Minister of Land Management, Urban Planning, and Constitution. Scheduled to be effective on October 1st 2011. Under drafting as of September 2011.
11	Prakas on Supplement of Judges to the Provincial Courts which are Lacking of Judges	Promulgated in December 2008.
12	Prakas on motions which require payment of filing fees and amounts thereof, amount of fees for acts other than decision, and standards for calculation of amounts of court costs other than filing fees and the cost related to the nature of the case	Promulgated in June 2009.
13	Prakas on Formalities, Procedure and Requirements for Bailiff Selection	The draft was completed in October 2009
14	Sub-Decree on the Amount of Bailiff's Minimum Income which Requires the Government's Supplement	The drafting work of "Sub-Decree on the Amount of Bailiff's Minimum Income which Requires the Government's Supplement" has been commenced since January 2010 Under drafting as of September 2011
15	Law on Deposit	Second draft has been completed in April 2010.
16	Prakas on Registration of Juristic Persons	Inter-Ministerial meeting was held for the sake of coordination between "the Prakas on Registration of Juristic Persons" of MOJ and "Law on Local Associations and Non-Governmental Organizations" of Ministry of Interior A joint seminar was held between the Ministry of Interior, the Ministry
17	Law on Registration of Matrimonial Property Contract	The final draft was completed in July 2011.

3

Annex 2 (2) List of published laws and teaching materials

No	Item	Original Copy at Printing	Distributed	Number of Copy in inventory
Code				
1	Code of Civil Procedure	1st Printing: 13000 2nd Printing: 1000 3rd Printing: 2000 4th Printing:1000 **【Total:17000】**	Aug 2006 to Mar 2007 = **3817** Apr 2007 to Sep 2007 = **3760** Oct 2007 to Mar 2008 = **1544** Apr 2008 to Sep 2008 = **1647** Oct 2008 to Mar 2009 = **1556** Apr 2009 to Sep 2009 = **1133** Oct 2009 to Jan 2010 = **519** Others=**2234** **【Total: 16210】**	**790**
2	Civil Code	1st Printing: 12005 2nd Printing: 5000 3rd Printing: 1000 4thPrinting:1000 **【Total: 19005】**	Feb 2008 to Sep 2008 = **11336** Oct 2008 to Mar 2009 = **1660** Apr 2009 to Sep 2009 = **1135** Oct 2009 to Mar 2010 = **887** **【Total: 15018】**	**3987**
Textbook				
3	Text Book I of Code of Civil Procedure (Procedure on Litigation)	5000 Re-printed on 28/07/2009: 3000 **【Total: 8000】**	Feb 2008 to Sep 2008 = **327** Oct 2008 to Mar 2009 = **2506** Apr 2009 to Sep 2009 = **2322** Oct 2009 to Jan 2010 = **308** Others=**1239** **【Total: 6702】**	**1298**
4	Text Book II of Code of Civil Procedure (Procedure on Litigation)	3000 Re-printed on 3000 Copies **【Total: 6000】**	Apr 2009 to Sep 2009 = **2501** Oct 2009 to Jan 2010 = **370** Others=**1231** **【Total: 4102】**	**1898**
5	Textbook on Civil Fine Procedural Law		**26**	
6	Textbook on Personal Status Litigation Procedural Law		**26**	
7	Textbook of Non-Suit Civil Case Procedural Law		**26**	

(3)

No	Item	Original Copy at Printing	Distributed	Number of Copy in inventory
Commentary				
8	Commentary of Code of Civil Procedure	1st Printing: **5000** 2nd Printing: **2000** 3rd Printing: **2000** 4th Printing: **2000** 5th Printing: **1000** **【Total: 12000】**	Feb 2007 to Sep 2007 = **5955** Oct 2007 to Mar 2008 = **1088** Apr 2008 to Sep 2008 = **1152** Oct 2008 to Mar 2009 = **1490** Apr 2009 to Sep 2009 = **996** Oct 2009 to Jan 2010 = **301** Others=**864** **【Total: 11838】**	154
9	Commentary of Civil Code Part 1 (book 1 to book 3)	Printing: **5500 Copies** **【Total: 5500 Copies】**	Jan 2009 = **510** Others=**3280** **【Total: 3790】**	**1710**
10	Commentary of Civil Code Part 2	Printing:**7000**	**3573**	**3427**
11	Commentary of Civil Code Part 3	Printing:**7000**	**3569**	**3431**
12	Commentary of Civil Code Part 4	Printing:**7000**	**3575**	**3456**
13	Commentary of Civil Code Part 5	Printing:**7000**	**3587**	**3413**
14	Commentary of Civil Code Part 6 (book 8 to book 9)	Printing: **6000 Copies**	**3741**	**2259**
15	Commentary of Prakas on Court Deposit Procedure	1st Printing = **150** 2nd Printing = **300** 3rd Printing = **150** 4th Printing = **300** 5th Printing = **400** **【Total: 1300 Copies】**	**Total = 1250**	**250**
16	Commentary of Law on Application of the Civil Code	Printing=**2000**	**206**	**1794**
17	Commentary of Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status, Law on Non-Litigation Civil Procedure, and Law on Civil Forfeit Procedure	Printing=**2500**	**65**	**2435**
18	Introduction to the Civil Code	Printing:**3000**	**370**	**2630**
Others				
19	Record of Seminar on CCP for Appeal Court and Supreme Court	Printing=**250**	**130**	**120**
20	Record of Lecture of Training in Japan on Immovable Registration pertaining CC (Security)	Not Completed		

(3)

Annex 3 (1) Record of the Drafting Group meetings

The contents of drafts	**Results**
【Drafting Group 1】 Drafting group meetings in the Ministry of Justice, Joint Committee meetings	The number of the meetings is 167 times in total.
【Drafting Group 2】 - Prakas on Supplement of Judges to the Provincial Courts which are Lacking of Judges - Prakas on motions which require payment of filing fees and amounts thereof, amount of fees for acts other than decision, and standards for calculation of amounts of court costs other than filing fees and the cost related to the nature of the case	The number of the meetings was 10 times before the submission of the draft law to the Committee
【Drafting Group 3】 - Prakas on Formalities, Procedure and Requirements for Bailiff Selection - Sub-decree on the amount of bailiff's Minimum Income which requires the government's supplement	The number of formal meeting s is 10 times in total.
【Drafting Group 4】 Law on Deposit	The number of preparation meetings and drafting meetings held is at least 34 times.
【Drafting Group 5】 Prakas on Registration of Juristic Persons	The number of the meetings was 59 times
【Drafting Group 6】 Law on Registration of Matrimonial Property Contract	The number of the meetings is 43 times after April 2010

(3)

Annex 3.(2) List of Dissemination Seminars

a). Dissemination Seminars implemented by MOJ

Date	Theme	Belonging Organization of lecturers	Number of participants	Belonging Organization of participants	Phase of the project
2004.1.5-6	Dissemination WS on draft of the CCP(Siem Reap)	MOJ	16	Courts	Phase 1
2004.1.13-14	Dissemination WS on draft of the CCP(Battam Bang)	MOJ	22	Courts	
2004.1.27-28	Dissemination WS on draft of the CCP	MOJ	19	Courts	
2004.2.3-4	Dissemination WS on draft of the CCP	MOJ	16		
2004.2.9-10	Dissemination WS on draft of the CCP	MOJ	20		
2007.4.10	Dissemination of the CCP	Secretary of the State Judges in the Supreme Court, and Long-term experts	N/A	Judges who belong to the Supreme Court and the Appellant Court	Phase 2
2007.4.24	Dissemination of the CCP		N/A		
2007.5.8	Dissemination of the CCP preparatory procedure for rhetoric		N/A		
2007.5.22	Dissemination of the CCP preparatory procedure for rhetoric		N/A		
2007.7.3	Dissemination of the CCP (Appeal, Retrial, Transitional Provision, Compulsory Execution, Preservative Disposition)		N/A		
2007.7.10	Dissemination of the CCP (Appeal, Retrial, Transitional Provision, Compulsory Execution, Preservative Disposition)		N/A		
2007.7.27	Dissemination of the CCP (Appeal, Retrial, Transitional Provision, Compulsory Execution, Preservative Disposition)		N/A		
2007.8.3	Dissemination of the CCP, civil execution, Preservative Disposition		N/A		
2007.8.27-29	Dissemination of the CCP(Battam Bang)	Secretary of the State and Long-term experts	70	Judges and court clerks in the local courts	
2007.9.10-12	Dissemination of the CCP(Kampong Cham)		N/A		
2007.9.18-20	Dissemination of the CCP(Kratie)		N/A		
2007.9.26-28	Dissemination of the CCP(Sihanouk ville)		N/A		
2007.10.3-5	Dissemination of the CCP(Phnom Penh)		100		
2008.3.19-20	Seminar on Prakas on Court Deposit Procedure				
2008.3.24-26	Dissemination of the CCP(Svay Rieng)				
2008.4.1-3	Dissemination of the CCP(Kampong Chhnang)	H E Hy Sophea, Ms Khiev Sokha, Ms Nil Philippe, Mr Seng Puthy			
2008.5.5-7	Dissemination of the CCP (Banteay Meanchey, Sisobong city)	H E Hy Sophea	60	Judges, prosecutors and court clerks of district courts, MOJ officials	
2008.5.20-22	Dissemination of the CCP (Kampot)	H E Hy Sophea	50	Judges, prosecutors and court clerks of district courts, MOJ officials	
2008.6.3-5	Dissemination of the CCP (Kampong Thom)	H E Hy Sophea	30	Judge, prosecutors, court clerks	
2008.6.24-25	Training for understanding of new CCP (Svay Rieng)	H E Hy Sophea, H E Bun Honn			

2008.7.27-29	Training for understanding of new CCP (Koh Kong)	H.E Hy Sophea, H.E. Bun Honn, Mr. Tith Rithy		
2009.3.11-13	Dissemination of the CCP (Kampong Cham)	In addition to H.E Hy Sophea, new committee member, H.E. Bun Honn (Contract) 、sub-committee member, Ms. Nil Philippe (brief summary of the CC) 、Mr. Seng Puthy (CCP procedure follow)		Local government, officials of branch of each ministry, judges, prosecutors and court clerks of local courts
2009.3.19-20	Seminar on Prakas on Court Deposit Procedure	H.E. Chan Sotheavy, H.E. Bun Honn, H.E. Yean Sina, Ms. Khiev Sokha, Mr. Tith Rithy	60	Each local court, chief of clerk, MOJ officials
2009.04.01-03	Dissemination on the CCP (Kampong Cham)	H.E. Hy Sophea, Ms. Khiev Sokha, Ms. Nil Philippe, Mr. Seng Puthy		
2009.07.27-29	Training for understanding of new CCP (Koh Kong)	Mr. Tith Rithy		Local bureaucrats
2010.2.3-5	Training for understanding of new CCP (Preah Sihanouk)	H.E. Hy Sophea, H.E. Bun Honn, Ms. Nil Philippe, Mr. Seng Puthy		Syndics
2010.2.24-26	Training for understanding of new CCP (Takeo)	H.E Hy Sophea, H.E. Bun Honn, Ms. Nil Philippe, Mr. Seng Puthy		Syndics
2010.3.3-5	CC seminar for local administrative officers (General theory of the CC, contract, fort act) (Kampot)		130	Each ministries, courts near Phnom Penh(Supreme Court, Appellant Court, Phnom Penh municipal court, Kandal district court) , court clerks, MOJ officials
2010.3.15-19	Seminar for strategy planning (Siem Reap)			

Phase 3

2010.3.22	Seminar on the CC (Contract, torts)		130	Each ministries, courts near Phnom Penh(Supreme Court, Appellant Court, Phnom Penh municipal court, Kandal district court), court clerks, MOJ officials	
2010.08.12-13	Seminar on registration of juristic persons				
2010.09.15-21	Seminar on Family Law	RSJP			
2010.09.30	Seminar on Prakas on Court Deposit Procedure			Court clerks	
2011.01.10-14	Seminar on law on Anti-Human Trafficking				
2011.03.21 - 23	Seminar on Inter-ministerial Prakas on Immovable Registration pertaining to the Civil Code (Ratana Kiri)				
2011.03.21-22	Dissemination Seminar on Law on the Procedure of Litigation relating to Personal Status and Law on Non-Litigation Civil Procedure		80	Judges, lawyers, MOJ officials	

b) Dissemination Seminars supported by Japanese side

Date	Theme	Belonging Organization of lecturers	Number of participants	Belonging Organization of participants	Phase of the project
2002.10.15-16	Memorial seminar for Draft CC and CCP	Japanese Working Group member	250	Judges and legal professional in each ministry	Phase1
2003.12.28-29	Dissemination WS on draft CCP	Japanese Working Group member	67	Court	
2005.6.20-29	Local seminar for RSJP (Mock trial)	Japanese Working Group member			Phase 2
2006.12.06	JICA-Net Seminar on the CCP (1st)	Japanese Working Group member			
2006.12.11	JICA-Net Seminar on the CCP (2st)	Japanese Working Group member			
2006.12.11	JICA-Net Seminar on the CCP (3st)	Japanese Working Group member			
2006.12.13	JICA-Net Seminar on the CCP (4st)	Japanese Working Group member			
2007.1.6-9	Dissemination seminar on the CCP	Japanese Working Group member			
2007.3.5	Basic flow of the procedure of first instance of Civil case	Japanese Working Group on the CCP (Academic 2 lawyer 1) (Prof Miki, Prof. Yamamoto, Prof Honme)	80	Judges who belong to Supreme Court and Appellant Court	
2007.3.6	Case study (Application of the basic principle)		80		
	Appellant procedure (Lecture)		80		
2007.3.7	Basic flow of the procedure of first instance of Civil case		120	Lawyers	
	Important and basic fundamental and principle of Civil case		120		
2007.3.8	Case study (Application of the basic principle)		120		
2008.1.7	Dissemination seminar on the CCP (Answer for FAQ)	Japanese Working Group on the CCP (Academic 2)	N/A	Judges who belong to the Supreme Court and the Appellant Court MOJ officials	
2008.1.8	Dissemination seminar on the CCP (Answer for FAQ)		N/A		
2008.12.18-19	WS on draft Prakas on Court Deposit Procedure	Japanese Working Group member			Phase 3
2008.12.29-30	Seminar on adjustment of the CC and the Land law	Prof Matsumoto, ex=Experts Ms Wanabe			
2009.1.5	JICA-NET seminar on the CC	Judge, Yanagida			
2009 12.24-26	Seminar on the CCP for Supreme Court and Appellant Court	Japanese Working Group member	90	Judges and Prosecutors of the Supreme Court, the Appellant Court, Director of local courts, committee members of MOJ, Sub-Committee members	
2011.12.03	JICA-NET seminar (Prof. Niimi, Judge Minami)				
2010.12.17	JICA-NET seminar (Prof Niimi, Judge Minami)				
2011.8.2-5	Law on Application of the Civil Code, Security rights, succession	Japanese Working Group member			

Annex 4 (1) List of Japanese Experts

FY2008	Long-term	Kana MANABE	Lawyer(Mori, Hamada and Matsumoto)	Drafting of additional law / Coordination of cooperation	Ministry of Justice	4/9/2008	9/28/2008
	Long-term	Issei SAKANO		Support of the Formulation the Legal and Judicial System	Ministry of Justice	4/9/2008	4/8/2010
	Long-term	Atsushi KAMIKI	lawyer	Drafting of additional law	Ministry of Justice	4/9/2008	4/30/2008
	Long-term	Kozue TERAUCHI		Coordinator	Ministry of Justice	5/19/2008	5/18/2010
	Long-term	Hitoshi KIYOHARA	Lawyer (Musashi International Law Office)	Drafting of additional law / Coordination of cooperation	Ministry of Justice	3/30/2009	3/29/2011
	Short-term	Tsuneo MATSUMOTO	Academic Expert (Hitotsubashi University)	Civil Code and Land law	Ministry of Justice	12/28/2008	12/31/2008
	Short-term	Kana MANABE	Lawyer(Mori, Hamada and Matsumoto)	Seminar lecturer on the adjustment between the land law and the Civil Code	Ministry of Justice	12/28/2008	12/31/2008
	Interpreter	SAR SENERA	JICE	Interpreter	Ministry of Justice	12/28/2008	12/31/2008
	Short-term	Miha IIZUKA	Lawyer(Tenmoto Law and Accounting Offices)	Registration of property	Ministry of Justice	1/11/2009	1/31/2009
	Interpreter	KORK BOREN		Interpreter	Ministry of Justice	1/11/2009	1/31/2009

FY2009	Short-term	Morio TAKESHITA	Academic Expert	Code of Civil Procedure	Ministry of Justice	12/22/2009	12/27/2009
	Short-term	Koichi MIKI	Academic Expert	Code of Civil Procedure	Ministry of Justice	12/23/2009	12/27/2009
	Short-term	Junichi MATSUSHITA	Academic Expert	Code of Civil Procedure	Ministry of Justice	12/23/2009	12/27/2009
	Short-term	Kazuhiko YAMAMOTO	Academic Expert	Code of Civil Procedure	Ministry of Justice	12/23/2009	12/27/2009
	Interpreter	Ren SUWAI	JICE	Interpreter	Ministry of Justice	12/23/2009	12/28/2009
	Short-term	Minoru UNO		Registration of property (2)	Ministry of Justice	1/11/2010	1/16/2010
	Short-term	Tomoko SAWAMURA		Registration of property (3)	Ministry of Justice	1/11/2010	1/15/2010
	Short-term	Miha ISOI		Registration of property (1)	Ministry of Justice	1/11/2010	1/16/2010
	Long-term	Masayoshi HARADA		Drafting of additional law	Ministry of Justice	3/18/2010	3/17/2012

FY2010	Long-term	Emiko KANETAKE		Support of drafting of additional law／Coordinator	Ministry of Justice	4/11/2010	4/10/2012
	Long-term	Ayako TAMIYA	lawyer	Human resource development ／ Support of drafting of additional law	Ministry of Justice	3/17/2011	3/31/2012
	Interpreter	SAR SENERA		Interpreter (Code of Civil Procedure)	Ministry of Justice	3/16/2011	3/26/2011

FY2011	Short-term	Toshifumi MINAMI		Civil Code (Accession, Collateral)	Ministry of Justice	8/1/2011	8/11/2011
	Short-term	Toyohiro NOMURA		Civil Code (Accession, Collateral)2	Ministry of Justice	8/2/2011	8/11/2011
	Interpreter	Ren SUWAI	JICE	Interpreter (Khmer)	Ministry of Justice	8/1/2011	8/11/2011
	Short-term	Akio MORISHIMA		Civil Code (General theory and particulation encumbrance) *scheduled	Ministry of Justice	9/8/2011	9/16/2011

Annex 4(2) List of Counterpart Personnel

1 H.E Ang Vong Vathana, Minister of Justice — Project Director

2 H.E Hy Sophea, Secretary of State of MOJ — Project Manager

3 H.E Chan Sotheavy, Secretary of State of MOJ — * assists the Project Manager when necessary

4 Committee Member

	NAME	POSITION
1	H.E Ang Vong Vathana	Minister of Justice
2	H.E Hy Sophea	Secretary of State of MOJ
3	H.E Chan Sotheavy	Secretary of State of MOJ
4	H.E Bun Honn	Under-Secretary of State of MOJ
5	H.E.Koeut Rith	Under-Secretary of State of MOJ
6	H.E.Yean Sina	Under-Secretary of State of MOJ
7	H.E.Pen Pichsaly	Technical Director General of MOJ
8	H.E. Phov Samphy	Legal Research and Development Director General of MOJ
9	Mr Chuon Tech	Deputy Inspector General of MOJ
10	Mr Touch Tharith	Director of Civil Affairs Department of MOJ
11	Mr Tith Rithy	Judge of MOJ
12	H.E You Bunleng	President of Appeal Court
13	Ms Khiev Sokha	Vice Technical Director General of MOJ → Judge at Supreme Court
14	H.E Kong Srim	Deputy Prosecutor General of Appeal Court → Vice President of Supreme Court
15	Mr Mong Monichariya	Judge at Supreme Court → President of Court of First Instance of Preah Shihanouk Province
16	Mr You Ottara	Judge at Supreme Court
17	Mr Saly Theara	Judge at Appeal Court → Judge at Supreme Court
18	Mr Soeung Panhavuth	Director of Prosecution Dept of MOJ → Judge at Supreme Court
19	Mr Samreth Sophal	Judge at Appeal Court
20	Mr Hing Thirith	Judge at Stung Treng Court → Prosecutor at Supreme Prosecutors Office

5 Sub-Committee Member

	NAME	POSITION
1	Mr Touch Tharith	Director of Civil Affairs Department of MOJ
2	Ms Nil Philippe	Director of Legal Education and Laws Dissemination Department of MOJ
3	Ms Mao Phirun	Deputy Director of Civil Affairs Department of MOJ → Inspector of MOJ
4	Mr Sar Phoumra	Deputy Director of Civil Affairs Department of MOJ → Director of Prosecution Department of MOJ
5	Mr Keo Setha	Deputy Director of Civil Affairs Department of MOJ
6	Mr Khy Chhit	Deputy Director of Criminal Affairs Department of MOJ → Inspector of MOJ
7	Mr Seng Puthy	Deputy Director of Legislation Affairs Department of MOJ
8	Mr Soch Sophanna	Deputy Director of Legislation Affairs Department of MOJ → Inspector of MOJ
9	Ms Phan Chanly	Deputy Director of Administration Department of MOJ → Acting Director of Administration Department of MOJ
10	Mr Theng Cheang	Director of Administration Office of Internal Audit Department of MOJ

* The Joint Committee between MOJ and the Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction was established.

6 List of Drafting Droup

[Group I](Immovable Registration) / Member of Joint Committee (MOJ side)		
1	Leader	H.E. Chan Sotheavy
2		H.E. Bun Honn
3		H.E. Yean Sina
4		Mr. Tith Rithy
5		Mr. Touch Tharith
6		Mr. Keo Setha
7		Mr. Lox Sokleang
8		Mr. Ing Channa
9		Mr. Seng Puthy
10		Mr. Son Sor
11		Ms. So Dany
12		Miss. Lay Linna
13		Miss. Soun Nary
Member of Joint Committee (MLMUPC side)		
1	MLMUPC	H.E. Lim Voan
2	MLMUPC	H.E. SiekVanna
3	MLMUPC	Mr. Huy Phap
4	MLMUPC	Mr. Chhy Leang
5	MLMUPC	Mr. Kosal Sopinak
6	MLMUPC	Ms. Bech Kati
7	MLMUPC	Mr. Path Sok
8	MLMUPC	Mr. Khin Bo
9	MLMUPC	Mr. Chheng Srong
[Group II] (Prakas on Supplement of Judges to the Provincial Courts which are lack of Judges, Prakas on motions which require payment of filing fees and amounts thereof, amounts of fees for acts other than decisions, and standards for calculation of amounts of court costs other than filing fees and cost related to the nature of case)		
1	Leader	H.E. Koeut Rith
2		Mr. Tith Rithy
3		Ms. Nil Philippe
4		Ms. Mao Phiron
5		Mr. Sar Phoumra
6		Mr. Soch Sophannara
7		Mr. Ty Vicheth
[Group III] (Prakas on Bailiff formalities, procedure and requirements for Bailiff Selection, Sub-degree on the amount of bailiffs Minimum Income which requires the government's supplement)		
1	Leader	H.E. Bun Honn
2		H.E Choun Tech
3		Ms. Khiev Sokha
4		Ms. Nil Philippe
5		Mr. Khy Chhit
6		Mr. Soch Sophannara
7		Ms. Mao Phiron
8		Mr. Sin Vireak
9		Mr. Keo Socheat
10		Mr. Ty Vicheth
11		Mr. Nou Rithea
12		Mr. Hong Vanvatana
13		Miss You Lay
14		Miss Chun Chamroeun
15		Mr. Yeath Rithya

3

[Group IV] (Law on Deposit)		
1	Leader	H.E. Koeut Rith
2		H.E. Choun Tech
3		Mr. Tith Rithy
4		Mr. Sar Phoumra
5		Mr. Khy Chhit
6		Mr. Soch Sophannara
7		Ms. Phan Chanly
8		Mr. Seng Puthy
9		Mr. Ty Vicheth
10		Mr. Se Veng
11		Mr. Or Pichvesna
12		Mr. Nou Sackdey
[Group V] (Prakas on Registration of Juristic Persons)		
1	Leader	H.E. Yean Sina
2		Mr. Sar Phoumra
3		Mrs. Mao Phiron
4		Mr. Khy Chhit
5		Miss Phan Chanly
6		Mr. Or Pichvesna
7		Mr. Nou Sackdey
【Group VI】 (Ministerial Ordinance regarding registration matrimonial property agreement)		
1	Leader	H.E. Chan Sotheavy
2	Sub-Leader	H.E. Yean Sina
3		Mr. Touch Tharith
4		Mr. Tith Rithy
5		Mr. Keo Setha
6		Mr. Sok Kheng
7		Miss Soun Nary
8		Ms. Lay Linna

7 List of TOT members

	Name	Position
1	Mr. Tith Rithy	Judge of the Ministry of Justice
2	Mr. Bunyai Naren	Deputy Director of Department of Administrative and Finance
3	Ms. Pen Somethea	Deputy General Director of General Department of Research and Judicial Development
4	Mr. Touch Tharith	Director of Department of Civil Affairs
5	Ms. Nill Philippe	Director of Department of Legal Education and Dissemination
6	Mr. Neng Sinavathanak	Director of Department of Legislative Affairs
7	Mr. Sar Phoumra	Director of Department of Prosecution Affairs
8	Mr. Oung Sophearith	Director of Department of Internal Audition
9	Mr. Lox Sok leang	Inspector
10	Mr. Khy Chith	Inspector
11	Ms. Moa Phiron	Inspector
12	Ms. Phan Chanly	Deputy Director of Department of Administration
13	Mr. Seng Puthy	Deputy Director of Department of Legislation
14	Mr. Sok Bora	Deputy Director of Department of Legal Education and
15	Mr. Keo Setha	Deputy Director of Department of Civil Affairs
16	Mr. Son Sor	Deputy Director of Department of Criminal Affairs
17	Miss Chun Chamroeun	Head Office of Publishing Office
18	Mr. Seak Hy	Head Office of Legal Dissemination Office
19	Miss Sem Sengveithai	Deputy Head Office of Legal Dissemination Office

③

Annex 4 (3) List of Japanese Advisory Group

a) Member List of Supporting Group on Code of Civil Procedure

No	NAME	Position, Institution	FY2008	FY2009	FY2010	FY2011
			12 persons	12 persons	13 persons	13 persons
1	Mr. Morio Takeshita	(Chairman) Chanceller, Surugadai Univ	○	○	○	○
2	Mr. Toshio Uchara	Professor, Hitotsubashi Univ	○	○	–	–
		Professor, Meiji Univ, Lawyer	–	–	○	○
3	Mr. Kazuhiko Yamamoto	Professor, Hitotsubashi Univ	○	○	○	○
4	Mr. Junichi Matsushita	Professor, Tokyo Univ	○	○	○	○
5	Mr. Koich Miki	Professor, Keio Univ	○	○	○	○
6	Mr. Tatsuo Ikeda	Professor, Osaka Univ	○	○	○	○
7	Mr. Masahiko Omura	Professor, Chuo Univ	○	○	○	○
8	Mr. Masahiro Takada	Professor, Osaka City Univ	○	○	○	○
9	Mr. Kozo Yanagida	Judge, Tokyo High Court	○	○	–	–
		Former Judge, Tokyo High Court	–	–	○	○
10	Ms. Yoshiko Honma	Lawer, Japan Federation of Bar Associations	○	○	○	○
11	Mr. Haruki Kitamura	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice	○	–	–	–
12	Mr. Tsunehisa Saito	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice (a successor for Mr. Kitamura)	–	○	○	–
13	Mr. Tomoki Miyazaki	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	○	○	–	–
14	Mr. Issei Sakano	Former Long term expert	–	–	○	○
15	Mr. Atsushi Fukuda	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice	–	–	–	○
16	Mr. Mitsuyasu Matsukawa	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	–	–	○	○

b) Member List of Supporting Group on Civil Code

No	NAME	Position, Institution	FY2008	FY2009	FY2010	FY2011
			15 persons	15 persons	15 persons	14 persons
1	Mr. Akio Morishima	(Chairman) Chair, Japan Climate Policy Center	○	○	○	○
2	Mr. Michitaro Urakawa	Professor, Waseda Univ	○	○	○	○
3	Mr. Kaoru Kamata	Professor, Waseda Univ	○	○	○	–
		Dean, Waseda Univ	–	–	–	○
4	Mr. Masayuki Tanamura	Professor, Waseda Univ	○	○	○	○
5	Mr. Yutaka Yamamoto	Professor, Kyoto Univ	○	○	○	○
6	Mr. Tsuneo Matsumoto	Professor, Hitotsubashi Univ	○	○	○	○
7	Mr. Ikufumi Niimi	Professor, Meiji Univ	○	○	○	○
8	Mr. Toyohiro Nomura	Professor, Gakushuin Univ	○	○	○	○
9	Mr. Yoshihisa Nomi	Professor, Gakushuin Univ	○	○	○	–
10	Mr. Keita Sato	Professor, Chuo Univ	○	○	○	○
11	Mr. Atsushi Motoyama	Professor, Ritsumeikan Univ	○	○	○	○
12	Mr. Hisaya Hatanaka	Associate Professor, Fukuoka Univ	○	○	○	○
13	Mr. Toshifumi Minami	Judge, Tokyo High Court	○	○	○	○
14	Mr. Fumitaka Hayashi	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice (a successor for Mr. Shimada)	○	–	–	–
15	Mr. Hiroshi Tomita	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice (a successor for Mr. Hayashi)	–	○	–	–
16	Mr. Taijin Yoshino	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice (a successor for Mr. Tomita)	–	○	–	–
17	Mr. Kenichi Kikegawa	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	○	–	–	–
18	Ms. Emiko Nishimura	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	–	○	–	–
19	Mr. Keisuke Endo	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice	–	–	○	○
20	Mr. Kazuo Uesaka	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	–	–	○	○

c) Member List of Advisory Group on the Immovable Property Registration (established in 2009)

No	NAME	Position, Institution	FY2008	FY2009	FY2010	FY2011
				8 persons	9 persons	9 persons
1	Mr. Toshifumi Minami	Judge, Tokyo High Court	–	○	○	○
2	Mr. Michitaro Urakawa	Professor, Waseda Univ	–	○	○	○
3	Mr. Toyohiro Nomura	Professor, Gakushuin Univ	–	○	○	○
4	Mr. Tsuneo Matsumoto	Professor, Hitotsubashi Univ	–	○	○	○
5	Ms. Tomoko Sawamura	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice	–	○	–	–
6	Ms. Emiko Nishimura	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	–	○	–	–
7	Mr. Minoru Iino	Secretary, Gotanda Notary Office	–	○	○	○
8	Ms. Miha Isoi	JICA Visiting Senior Advisor	–	○	○	○
9	Mr. Kokubun Takayuki	Attorney, Civil Affairs Bureau, Ministry of Justice	–	–	○	○
10	Mr. Issei Sakano	Former Long term expert	–	–	○	○
11	Mr. Kazuo Uesaka	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	–	–	○	○

Annex 4(4) List of Participants of Workshops in Japan

a) Immovable Property Registration (9 Feb. 2009 - 21 Feb. 2009)

	NAME	POSITION	MINISTRY	PERIOD
1	H.E. Chan Sotheavy	Secretary of State	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
2	H.E. Bun Honn	Under-Secretary of State	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
3	H.E. Yean Sina	Under-Secretary of State	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
4	Ms. Khiev Sokha	Vice Technical Director General	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
5	Mr. Tith Rithy	Judge	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
6	Mr. Touch Tharith	Director of Civil Affairs	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
7	Ms. Nil Philippe	Director of Legal Education and Laws Dissemination Department	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
8	Mr. Keo Setha	Deputy Chief of Civil Affairs Department	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
9	Ms. Phan Chanly	Acting Director of Administration Department	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
10	Mr. Theng Cheang	Chief of Administration Office of Internal Audit Department	MOJ	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
11	H.E. Lim Voan	General Director of General Department of Cadastre and Geography	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	9 Feb 2009 - 13 Feb 2009
12	H.E. SiekVanna	Director of Cadastral Protection Department	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
13	Mr. Huy Phap	Director of Land Management Department	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009
14	Mr. Chhy Leang	Deputy Director of Cadastral Protection Department	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	9 Feb 2009 - 21 Feb 2009

b) Law on Deposit (8 Sep. 2009 - 18 Sep. 2009)

	NAME	POSITION	MINISTRY	PERIOD
1	H.E Koeut Rith	Under-Secretary of State	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
2	Mr. Chuon Tech	Deputy General Inspector	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
3	Mr. Tith Rithy	Judge	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
4	Mr. Touch Tharith	Director of Civil Affairs	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
5	Mr. Sar Phoumra	Director of Prosecution Affairs Department	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
6	Mr. Khy Chhit	Inspector of Juridical General Inspectorate	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
7	Mr. Soch Sophannara	Inspector of Inspector's	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009
8	Ms. Phan Chanly	Acting Director of Administration Department	MOJ	8 Sep 2009 - 18 Sep 2009

c) Immovable Property Registration (1 Feb. 2011 - 11 Feb. 2011)

1	H.E. Chan Sotheavy	Secretary of State	MOJ	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
2	H.E. Bun Honn	Under Secretary of State	MOJ	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
3	Mr. Touch Tharith	Director of Civil Affairs	MOJ	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
4	Mr. Tith Rithy	Judge	MOJ	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
5	Mr. Keo Setha	Deputy Affairs Department / Civil Affairs Department	MOJ	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
6	Miss. Soun Nary	Legal Officer of Civil Affairs Department	MOJ	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
7	Ms. So Dany	Deputy Director of Research and Training Department	MOJ	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
8	Miss. Lay Linna	Legal Officer of Civil Affairs Department	MOJ	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
9	H.E. Lim Voan	Councilor for Land Policy / Council for Land Policy	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
10	Mr. Chhy Leang	Director of Cadastral Conservation Department of GDCG	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
11	Mr. Kesal Sopinak	Director of Legal Department	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
12	Mr. Khin Bo	Deputy Director of Conservation Department,	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
13	Mr. Cheng Srong	Deputy Director of Geography Inspection Department / General Department of Cadastre and Geography,	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011
14	Mr. Path Sok	Deputy Director of Conservation Department of Cadastral	Ministry of Land Management, Urban Planning and Construction	1 Feb 2011 - 11 Feb 2011

3

Annex 4 (5) List of Equipment

(USD)

		ITEM	UNIT	PRICE
FY2008	1	IC Recorder	1	285
	2	Server	1	2,725
	3	UPS	1	415
	4	Book Shelf	4	1,480 (370/unit x 4)
	5	Cabinet with lock	1	230
	6	Air conditioner	2	2,500(1,250/unit x 2)
	7	Back-up equipment for server	1	925
	8	Laptop Computer	1	935
	9	Photocopier	1	10,450
	10	Projector	1	1,560
	11	Laptop Computer	8	7,680 (960/unit x 8)
	12	Cabinet with lock	1	230
	13	Server	1	1,115
	14	Photocopier	1	10,450
	15	Air conditioner	2	3,000 (1,500/unit x 2)
Sub-TOTAL				**48,267**
FY2009	1	UPS	1	430
Sub-TOTAL				**430**
FY2010	1			
Sub-TOTAL				**0**
FY2011 * until the end of August 2011	1			
Sub-TOTAL				**0**

GRAND TOTAL 48,697

Annex 4 (6) Project Activity Cost

(USD)

BREAKDOWN	FY 2008	FY2009	FY2010	FY 2011 * until the end of August 2011	Total
workshop, seminar, etc	23,023.42	27,041.69	27,521.57	6,914.75	84,501.43
translation, printing, publishing	112,518.90	78,584.45	34,997.38	3,600.00	229,700.73
research	0.00				0.00
office maintenance					0.00
other	36,186.18	52,547.78	53,501.46	10,972.32	153,207.74
TOTAL	**171,728.50**	**158,173.92**	**116,020.41**	**21,487.07**	**467,409.90**

Input by Cambodian side

1	Project Office
2	Project Meeting Room
3	Electricity
4	Water
5	Seminar on the Civil Code and the Code of Civil Procedure (2008-2009)
6	Bottled water for each meeting

3

達成度グリッド

カンボジア法制度整備プロジェクト（フェーズ３）

	活動内容	確認事項	情報源	実績・達成度
成果１. 司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる。				
活動	1-1-1 起草・修正等が必要な法案の一覧及びその優先順位を検討する。	・法案一覧（優先度付）の有無	・法案一覧	● 民法・民事訴訟法の関連法令案及び運用指針の起草・立法化作業は、当フェーズ開始早々の 2008 年の 5 月に計画が策定された。
	1-2-1 起草する法令ごとの起草班を設置する。	・起草班設置状況	・専門家、司法省関係者に対する聞き取り調査 ・起草班名簿	● 今フェーズにおいては、省内で新たに起草作業に参加する職員を育成し、司法省の組織としての能力を強化することにより、民法・民事訴訟法関連法草案の起草を司法省が自立的に行えるようサポートした。 ● 司法省が起草した草案を検討するというアプローチの下、2008 年の 10 月以降、司法省職員を構成メンバーとする6つの起草班が設置された。このうち、第 2 班は起草作業を終了し、解散となり、現在、5 つの起草班が存在している。
	1-2-2 メンバーを選出する。	・起草班メンバー選出状況	・起草班名簿	● 司法省大臣により起草反メンバーが任命された。
	1-2-3 必要に応じて改編する。	・起草班メンバー改編状況	・起草班名簿	● 2009 年の 5、6、7、8 月に改編された。 ● 各班ともに、次官等の主体性のもとで職員が随時追加・削除されてきた。
	1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。	・起草班会合開催実績	・会合記録（議事録）	**【第 1 班 (不動産登記に関する法令)】** ● 2008 年 5 月、司法省と国土管理都市計画建設省（国土省）の間で、共同コミッティの結成に関する省令が発令され、両省間の職員で構成される共同コミッティにおいて、不動産登記法令の起草に関する協議が開始された。 ● 2008 年 12 月および 2009 年 1 月に、短期専門家が司法省に派遣され、民法・民事訴訟法と土地法の調整に関するセミナーと調査を行った。 ● 2009 年 2 月に実施された本邦研修において、司法省と国土省の間で、包括的な不動産登記法を作成するのではなく、暫定的に、民事訴訟法及び民法

			それぞれに関連する不動産登記につき、共同省令で実務上の必要性に対応することなどが覚書で確認された。その後の司法省・国土省間の協議により、民事訴訟法関連、民法関連の不動産登記共同省令に分けて起草されることとなった。 (1)民事訴訟法関連の不動産登記共同省令の起草・普及状況について ● 2010 年 4 月に、民訴関連の不動産登記共同省令の起草が終了した(ただし、この時点での省令案は、民事訴訟法の原則とは異なり、差押え等の効力につき、絶対効を前提に起草されていた)。 ● 2010 年 5 月に、日本人専門家主担当が交代し、民事訴訟法の原則では、差押え等の効力は相対効であり、差押えに遅れる登記も受理すべき旨を、司法省側の次官及び起草班メンバーに繰り返し説明した。2010 年 6 月、これにつき、司法省次官の納得が得られ、日本人専門家の助言をもとに、従来の絶対効を前提とする省令案に加え、民事訴訟法の原則を反映した省令案を急遽作成した。司法省次官より、国土省側の決裁官、および起草班メンバーに対して、民事訴訟法の原則を反映した省令案を採用するよう、合宿協議を行うことが提案された。 ● 2010 年 7 月にシェムリアップで実施された合宿協議では、司法省、国土省の両省間で、民事訴訟法が差押え等の効力につき相対効を採用していることの確認がなされた。但し、登記実務の混乱を避けるため、民訴関連の不動産登記共同省令では、当面の間、差押え等に遅れる登記については申請、了承を受理しない方針とし、将来、不動産登記法を起草する際に、この扱いを修正することが、司法省と国土省の間で合意され、同旨の覚書が締結された。 ● 上記合宿協議後、国土省との共同コミッティ会合が、毎週 1 回、定期的に行われるようになり、同会合において民訴関連の不動産登記共同省令案の検討に入った。 ● 2010 年 12 月、モンドルキリ州において、民訴関連の不動産登記共同省令

			普及準備合宿が行われ、両省のメンバーにより、入念な準備がなされた。 ● 2011 年 3 月、ラタナキリ州において民事訴訟法関連の普及セミナーが開催され、同セミナーでは、共同コミッティのメンバーが講師を勤めた。 ● 民訴関連の不動産登記共同省令は、司法省及び国土省両大臣の署名により、2011 年 3 月 31 日に発令となった。なお、同省令は両大臣署名日より 6 か月後に適用開始予定である。 (2) 民法関連の不動産登記共同省令の起草状況について ● 2010 年 1 月に、不動産登記に係る実務アドバイザリーグループ(不動産実務 AG)のメンバー3 名が短期専門家として派遣され、共同コミッティとともに不動産登記に関する調査がなされた。 ● 2010 年 4 月、民法関連の不動産登記共同省令案のアウトラインが作成され、同年 5 月より、同省令案の起草が開始された(ただし、民事訴訟法関連の不動産登記共同省令案の起草のため、6 月中旬から 7 月中旬まで起草作業が一時中断された)。 ● 2011 年 2 月に実施された不動産登記に関する本邦研修では、共同コミッティメンバーが、登記に密接に関わる担保制度等、および民法適用法土地法との関係を中心に、民法部会委員(不動産実務 AG の委員兼務)の講義を受けた。 ● 2011 年 4 月、国土省との共同コミッティ会合において、民法関連の不動産登記共同省令の検討が開始された。 ● 2011 年 8 月 10 日、第 1 回民法部会現地セミナーの一環として、民法作業部会委員より、省令案に対してコメントを頂戴した。メンバーは、このコメントを前提とした修正について協議中である。 ● 民法関連の不動産登記共同省令は、2011 年 9 月現在も起草作業中である。なお、同省令の起草作業については、プロジェクト期間中に完了できない見込みである。 (3)会合の状況・会合回数等

			● 司法省内の起草班会合および国土省との共同コミッティ会合は、各々週1回開催されている。その他に、臨時会合も必要に応じて開催されている。各会合においては、起草班メンバーが条項案を起草し、それに対して、日本人専門家がコメントを行い、条項案の修正について協議している。また、必要に応じて現地専門家から、日本の不動産登記法令等にかかる翻訳資料の提供や担保制度・登記制度に関するインプットも行っている。 ● 司法省内起草班会合、共同コミッティ会合は、2010年3月まで45回、2010年4月以降122回の合計167回、開催された。このほか、上記のとおり、本邦研修が7日間、セミナーが合計9日間、開催された（2011年8月31日現在）。
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。（続き）	・起草班会合開催実績	・議事録	**【第2班（裁判官の数が足りない始審裁判所に対する裁判官の塡補に関する司法省令、手数料の納付が必要な申立て、申立て手数料の額、裁判を求める申立て以外の事務の手数料並びに手数料以外の裁判費用の額及び訴訟の目的の価額の算定基準に関する2007年7月7日付省令28KY号の別表1及び別表3を改正する省令）】** ● 「裁判官の数が足りない始審裁判所に対する裁判官の塡補に関する司法省令」は、2008年12月19日にコミッティでの審議を終了し発出された。 ● 「手数料の納付が必要な申立て、申立て手数料の額、裁判を求める申立て以外の事務の手数料並びに手数料以外の裁判費用の額及び訴訟の目的の価額の算定基準に関する2007年7月7日付省令28KY号の別表1及び別表3を改正する省令」は、2009年1〜3月にコミッティで審議され、2009年6月22日に発出された。 ● 班としての会合は、省令案をコミッティに提出するまでに10回開催された。
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。（続き）	・起草班会合開催実績	・議事録	**【第3班（執行官法、執行官選考の条件及び手続きに関する省令、国庫から支給が必要となる執行官の収入の基準額に関する政令）】** ● 2009年10月に執行官選考の条件及び手続きに関する省令の班内草案を完了したが、コミッティ審議で改定することとなり、改めて2010年1月に修正版をコミッティに提出した。 ● 2010年1月に国庫から支給が必要となる執行官の収入基準額に関する政

			令の起草作業を開始した。 ● 第 3 班は、担当者が起草して班長が確認し、班会合での最終的な協議・専門家の助言を得て完成させるという作業スタイルである。 ● 起草第 3 班では、2010 年 7 月、検討の上、執行官を公職員とし、公務員法を適用しないものとしたが、その後、2011 年 4 月、閣僚評議会の副首相による特別会合において、執行官を公務員とする提案が出され、執行官法案の見直しが必要となったことから、関連省令の起草作業が中断している。 ● 終了時評価実施時点では、日本側の助言を踏まえて起草班が公務員案を完成させ、閣僚評議会に提出するところである。最終的に執行官を公職員とするか公務員とするかに加え、執行官関連の司法省令を、司法省と経済財務省の共同省令にするかどうかについても閣僚評議会で検討される予定である。 ● 正式な会合の開催実績は、計 10 回である。
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。（続き）	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	**【第 4 班 (供託法)】** ● 初会合は担当の日本人専門家が着任した後の 2009 年 4 月に開催された。 ● 2009 年 7 月に第 1 次草案が完成し、9 月の供託法案の準備に関する本邦研修で民法作業部会・民事訴訟法作業部会と重要な基本的事項について協議を実施した。 ● 2009 年 10〜11 月に供託法案と裁判寄託省令との関係等の検討課題についてコミッティで審議された。 ● 裁判寄託省令をもとにし、全面的に改定された新たな草案が 2010 年 6 月に完成したが、担当次官補の決裁を待つ状況が長く続いた。 ● 2010 年 9 月の寄託省令セミナー後、法案の問題点が明らかになり、この問題点を法案に反映すべく、次官の指示により、起草班会合が数回開催された。 ● 起草班会合は、当初、平均週 1 回、その他に中心メンバーによる準備会合も必要に応じて開催されていたが、新たな草案、書式および経過規定の検

			討を終え、次官補決裁を待っていた。 ● その後、上記草案に関し、民訴部会から新たな疑問点が指摘されたため、その内容を再度確認の上、担当次官補と検討する予定である。 ● 第 4 班会合は、準備会合と起草会合で少なくとも合計 34 回開催されている。（2011 年 7 月 31 日現在）（2010 年 3 月不明）
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。（続き）	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	**【第 5 班 (法人登記に関する司法省令)】** （1）省令の起草状況等について ● 2009 年 5 月、担当の日本人専門家の着任を受け、起草班班長等が変更され、体制が整った。 ● 初会合は、2009 年 11 月に開催された。その場で、内務省および外務・国際協力省による NGO 法案と、民法法人との分掌・抵触が問題となったため、同法案について、情報収集することとなった。 ● NGO 法案に関する情報収集のため、次官が内務省に対して直接連絡を取り、法案の開示を求めるなどした。 ● 司法大臣が内務省に省庁間会合の開催を要請し、2010 年 4 月 29 日、両省の省庁間会合が開催された。 ● 2010 年 4 月、日本人専門家の主担当が交代し、次官および第 5 班のメンバーと協議を重ね、その結果、NGO 法案の進捗とは別に、司法省内で、民法法人の登記省令の起草作業を開始することとなった。その情報収集のため、8 月に、内務省、商業省をプレゼンターに招き、その他の関連省庁を加え、法人登記セミナーを開催した。 ● 2010 年 8 月、省令案のアウトラインに着手し、同年 12 月にこれを終了させた。 ● 2010 年 12 月には、民法法人に関する基本的な理解を促進するため、民法作業部会委員による JICA-Net セミナー（講義）を実施した。 ● 2011 年 1 月、内務省が NGO 法案に関する公聴会を開催したため、第 5 班起草班メンバーも参加した。公聴会参加に先立ち、次官および第 5 班のメン

			バーは、日本人専門家と共に、同法案につき、逐条的に検討を行った。 ● 2011年2月より、登記用紙の作成に着手し、同年4月にこれを終了させた。 ● 2011年4月より、登記用紙の完成に伴い、省令の具体的条項案の起草に着手した。 ● 2011年8月10日、第1回民法部会現地セミナーの一環として、民法部会委員より、省令案に対してコメントを頂戴した。起草班メンバーは、このコメントを前提とした修正を行うことを決定した。 (2)会合の状況・会合回数等 ● 第5班の起草班会合では、日本人専門家より起草に必要と思われるインプットを行い、それに基づき起草班メンバーが条項案等を起草する。そして、さらに、日本人専門家がコメントを行い、条項案等の修正について協議をするスタイルを採用している。 ● 第5班の起草班会合は、2010年3月まで4回、2010年4月以降55回の計59回開催された。このほか、上記のとおり、セミナーが合計4日間、開催された。(2011年8月14日現在)。
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。(続き)	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	**【第6班 (夫婦財産契約登記に関する司法省令)】** (1)省令の起草状況等について ● 2010年4月、起草班メンバーが決定され、同5月に初会合が開催された。その後、特段の事情のない限り、週1回の起草班会合が開催された。 ● 2011年3月、起草班メンバーは、省令案第1案を完成させ、これ以後、第1案の修正作業を開始した。この時期に、起草班メンバーは、登記用紙の作成にも着手し、4月にこれを完成させた。 ● 2011年7月、起草班メンバーは、省令案第1案の修正作業を終了させ、起草班限りの省令案を完成させた。終了時評価実施時点では次官の決裁を待つ一方で、登記申請書の書式を作成している。 ● 2011年8月10日、第1回民法部会現地セミナーの一環として、民法作業部会委員より、省令案に対してコメントを頂戴した。その際、次官において

			民法作業部会委員のコメントを省令に反映するとの意思が表明された。 (2)会合の状況・会合回数等 ● 第 6 班起草班会合においては、司法省職員が条項案を起草し、それに対して、日本人専門家がコメントを行い、条項案の修正について協議している。また、必要に応じて専門家からインプットを行っている。 ● 第 6 班起草班会合は、2010 年 4 月以降、計 43 回開催された(2011 年 8 月 14 日現在)。
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。(続き)	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	**【その他(裁判寄託省令関連の通達)】** ● 数名の司法省職員と日本人専門家により「寄託金保管用の当座預金口座開設に関する通達」が起草され、2010 年 1 月 6 日に発出された。 ● 「立てるべき担保の額の基準」および「担保取消決定(民事訴訟法 73 条)を出すべき場合についての通達」は、コミッティ会合により、裁判所における実務の集積を待って、必要性があれば検討することとなった。 ● 2010 年 9 月、「寄託金保管用の当座預金口座開設に関する通達」にも関わらず、国立銀行が寄託金保管用の口座を開設していないことが明らかになり、これに対応するため、第 4 班のメンバーの一部が対応グループとして選任されたが、その後の進捗は見られない。
1-3-1 各起草班が起草会合を開催する。(続き)	・ 起草班会合開催実績	・ 議事録	【民事訴訟法の改正】 ● 2010 年 5 月、民事訴訟法の一部(寄託という用語の統一、明白な条文ミス、郵便事情の悪さに鑑みた送達実施機関の増設)について、改正した方がよいとの議論が生じ、司法省内で法案を準備したが、民訴法を改正するのは時期尚早であり避けた方がよいとの大臣判断があり、改正はなされなかった。 ● 条文ミスである民事訴訟法 255 条、266 条、320 条及び 488 条については、司法省から通達を出し、裁判実務の運用で対処することとなった。 ● 送達実施機関の増設に関しては、民事訴訟法に規定する送達の実施に関する特別法を起草する案と、執行官法案 12 条の執行官職務代行者を利用

			する案が検討されていた。 ● 最終的には、大臣の指示により、246 条 3 項については特別法を起草し、その他については、控訴裁と司法省との間での質問回答形式で対処することとなった。それらにつき、2011 年 6 月に第 6 班起草班メンバーが 2 回の会合を開催し、特別法及び質問回答の草案を完成させた。現在は次官決裁を待っている。
1-3-2 会議録を記録し、記録を管理する。	・ 起草班会合議事録管理状況	・ 議事録	● 起草班会合の議事録を作成して保存・共有するという活動は、起草メンバーの多忙さが主因となり組織的に実施されていない状況である。会合の記録は、多くの場合、各個人の私的なメモにとどまっており、会合後に議事録の形に整理して保管することは十分にできていない。例外的に、第 3 班は、議事録の担当を決めて、議事録の作成に努めているが、その場合においても、検討結果しか記録されていない。 ● なお、法人登記省令起草班の議事録数点、内務省との共同会合の議事録、JICA-Net セミナーの議事録は保管されている。
1-4-1 コミッティ会合を自主的に開催し、法令案を審議する。	・ コミッティ会合の開催実績	・ 議事録	● コミッティ会合は、日本側の作業部会が起草した法令案（執行官法、裁判上の寄託に関する省令、人事訴訟法、民事非訴訟事件手続法、民法適用法）について司法省としての最終的な審議をしてきた。 ● また、上記各法案について、発令・閣僚評議会での審議に備え、コミッティ会合にてさらに検討を重ねた。 ● 特に民法適用法案では、土地法、担保取引法などの他省庁管轄法案との調整や、婚姻家族法との調整について検討し、一部カンボジア側で条文を起草して追加した。 ● 2010 年、2011 年は、定時コミッティ会合はほとんど開催されていない（議事録の作成もなされていない）。ただし、コミッティでの意思決定は、各次官によって随時なされており、コミッティでの意思決定自体には滞りはない。 ● 本フェーズでのコミッティ会合は、局長の都合に合わせ逐次実施されているため開催回数にかかる記録はない。

1-4-2 議事録を作成し、一元的に管理する。	・ コミッティ会合議事録の管理状況	・ 議事録	● コミッティ会合は定期的に実施されておらず議事録も作成されていない。
1-5-1 最新の法令・法案データを管理する担当を決める。	・ 担当者名簿の有無	・ 担当者名簿	● 閣僚評議会に提出した時点での法案の電子データは、立法局が保管している。但し、司法省側から閣僚評議会に提出した以降の法案の電子データは閣僚評議会が管理することになっており、司法省は国会提出後にデータを得ることはできない。 ● プロジェクトで起草し、成立・交付された法律については全て司法省が管理を行っている。 ● しかしながら、プロジェクトで起草中の法案については、常に起草班メンバー間にて共有されている状況ではない。アップデート版については起草班の特定のメンバーが個人的に保管している状況にあり、司法省内での一元的なデータ管理がなされているとは言いがたい。
1-5-2 最新の法令・法案を一元的に管理する。	・ 法令の管理状況	・ C/P インタビュー ・ 専門家インタビュー ・ 管理されている法令・法案データ	● 司法省では、司法省が起草、成立・交付した全ての法案を保管している。 ● しかしながら起草中の法案は他の起草班メンバー間で共有されてはいない。各班ともに最新版電子データは、特定のメンバーに管理されている。
1-6-1 継続的な研修を企画し、実施する。	・ 起草・立法にかかる知識向上のための研修の開催実績 ・ 参加者の理解度	・ 研修開催実績 ・ 参加者インタビュー	● 司法省では、2009 年以降、ヒー・ソピア次官の要請により毎週火曜日にルッティ司法省付判事による勉強会が開催されている。 ● 勉強会は 2 時間で、ルッティ判事が最初の 90 分で民法の条文を解釈し、旧法と新法の違いを解説し、残りの 30 分では日本人専門家も参加して、日本人専門家が質問に回答する形式をとっている。 ● ただし、条文の重要度に関わらず、逐条的に順番に学習しているため、基本的な民法の全体構造、機能の理解につながっていない側面がある。

	1-6-2 研修議事録を作成し、教材を作成する。	・議事録、教材作成状況	・教材 ・講義録	● 研修議事録は作成されていない。 ● 教材は常に作成されているわけではない。 ● 起草班メンバーの民法・民事訴訟法の理解が不十分であるという問題意識は、カンボジア側と日本側で共通している。特に新たに起草作業に参加した職員は、以下の理由により両法に関する理解度は低い。 1） 民法・民事訴訟法の起草時の議論に参加していない 2） 大学で受けた民事教育も、多くは旧法に基づいたものであり、十分とはいえない。
成果2. 司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる。				
活動	2-1-1 コミッティ内での共有の方法を決める。	・共有の方法と共有の状況	・コミッティ会合記録	● コミッティ会合記録は作成されていない。 ● コミッティ内での情報は、次官の責任の下、必要に応じそれぞれの司法省職員間で共有が行われている。
	2-1-2 各法案につき、審議情報を確認する担当者を決める。	・担当者の任命状況	・C/P インタビュー ・専門家インタビュー	● 立法局次官等が司法省の起草した各法案の審議情報の収集・確認をしている。
	2-1-3 審議情報をコミッティ内で共有し、必要に応じて意見を提出する。	・共有・審議状況、意見の提出状況	・議事録 ・C/P インタビュー ・意見書	司法省内で共有されている情報は以下の通り。 ● 人事訴訟法案、民事非訟事件手続法案につき、閣僚評議会の指示に基づき司法省内で検討した上 2009 年 8 月修正案を提出し、その後の立法過程を経て、人事訴訟法は 2010 年 6 月、民事非訟事件手続法は 7 月、国王の審署を完了した。 ● 民法適用法案に関し、2010 年 8 月、司法省内で検討の上、閣議に修正案を提出し、その後の立法過程を経て、2011 年 5 月国王の審署を完了した。同年 12 月 21 日に全国で、民法、民法適用法、人事訴訟法、民事非訟事件手続法などが適用を開始する予定である。
	2-2-1 他省庁起草法令案の情報を収集する方法を決める。	・他省庁起草法令案の情報収集方法	・他省庁起草法令案の情報収集方法と収集状況	● 次官が他省庁起草法令案の情報を収集している。

2-2-2 留意すべき法令案が確認され次第、コミッティ内で担当者を決める。	・ 担当者の任命状況	・ C/P インタビュー ・ 専門家インタビュー	● 必要に応じ特定の担当者が任命されている。
2-2-3 必要に応じて司法省担当の法令との調整につき、コミッティ内で議論を行なう。	・ 法令間の調整に関する議論の状況	・ 議事録 ・ 専門家インタビュー ・ C/P インタビュー	● 土地法（国土省）：国土省内において、土地法改正グループが組成された。 ● 区分所有権政令（国土省）：閣僚評議会の省庁間会合で、司法省が提出した意見について審議した。 ● 外国人に建物専有部分の所有権を付与するための法律（国土省）：閣僚評議会の省庁間会合に提出する前に、民法との整合性に関し司法省の意見および修正が求められた。 ● 国際養子縁組法（社会福祉省）：社会福祉省の案に対して、司法省から、民事非訴訟事件手続法等との整合性をとるための修正案を提出し、多くが採用されて法案が成立した。 ● 商業裁判所法（商業省）：商業省の起草案に対して意見を提出。 ● 貿易救済措置（Trade Remedy）法案（商業省）：2009 年 10 月に、民法・民事訴訟法との抵触の有無をコミッティ会合で検討した。クメール語版において、民法及び民事訴訟法の用語が正しく用いられるよう指摘することとなった。 ● 地理的表示に関する法案（商業省）：2009 年 10 月に、民法・民事訴訟法との抵触の有無をコミッティ会合で検討した。 ● NGO 法案（内務省）：2010 年 8 月に共同セミナーを開催したほか、2011 年 1 月の内務省公聴会に参加した。公聴会参加前には、現地専門家と次官および第 5 班メンバーとで、同法案につき、逐条的な検討を行った。 ● 家庭内暴力防止法（女性省）：女性省及びそのドナーである GIZ（旧 GTZ）の求めにより保護命令書式につき検討する作業部会を開いている。2010 年、2011 年は、女性省等との会合に現地専門家も同席し、助言を行っていた。なお、保護命令書式は、2011 年 7 月に完成した。 ● 労働組合法案（労働省）：2010 年 10 月、労働省より、同法案が民法、民事

				訴訟法と齟齬がないかについての意見を求められ、司法省と労働省の共同会合が実施され、日本人専門家も同席し、司法省が同法案につき意見を提出した。共同会合前には、現地専門家と、次官および第 5 班メンバーとで、同法案につき、逐条的な検討を行った。また、2011 年 7 月には、労働組合法案の制裁に関する規定に関して、刑事罰とするか否か、制裁の発動要件は明確であるのか等について検討を行った。
	2-2-4 議論の内容を議事録に収める。	・ 議事録作成状況	・ 議事録	● 議事録は作成されていない。
成果3. 司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める。				
活動	3-1-1 新法理解研修の体制（講師・講師アシスタントの養成、議事録作成等）を組織し、実施する。	・ 新法理解研修の体制構築状況 ・ 新法理解研修の実施状況	・ 講師、講師アシスタント養成状況 ・ 講義録 ・ 講義実績表	● 法教育･普及局が新法理解研修を担当している。 ● 司法省が計画・実施した民法・民事訴訟法の普及活動は、カンボジア全土で 2008 年に 7 回、2009 年に 6 回、2010 年に 1 回、合計 14 回開催された。 ● このほか、司法省及びプロジェクトの共同セミナーとして、書記官向けの裁判寄託省令セミナー（2010 年 9 月）、人事訴訟法・民事非訴訟事件手続法のセミナー（2011 年 3 月）、民訴関連の不動産登記共同省令普及セミナー（2011 年 3 月、国土省と共催）などが実施された。 ● 2011 年 8 月、2012 年 12 月の民法適用に向けて、裁判官、司法省職員、弁護士向けの民法現地セミナー（民法適用法、抵当権、相続、登記）が開催された。2011 年 9 月及び 11 月にも同様の民法現地セミナーが企画されている。 ● 普及セミナーについては、司法省は実施内容について取り纏め、希望者には閲覧可能となっている。
	3-1-2 法令・逐条解説・教科書の配布体制を組織する。（担当・方法決める）	・ 法令、逐条解説、教科書の配布体制 ・ 配布担当者 ・ 配布方法	・ C/P インタビュー ・ 配布先リスト	● 条文および関連教材の配布業務は、以前はプロジェクトオフィスが担当していたが、現在は司法省に移管されている。但し、実際の配布作業は未だプロジェクトオフィスが行っており、司法省は配布の決裁を行っている。

3-2-1 新法令の教材を作成する	・新法令教材作成状況	・教材 ・C/P インタビュー	● 民法逐条解説は 2010 年 5 月に全 6 巻が揃い、各地の裁判所、弁護士会、大学などに配布された。なお、2011 年 1 月には全土の裁判所への配布が完了している。 ● 民法教科書は、日本側で一部を作成し、民法起草に携わったカンボジア側メンバーと日本側専門家経験者が共同でその他の部分を担当しているが、原稿作成のスケジュールなどが大きく遅れている。このため、相当数の教科書の出版の積み残しが生じることが懸念される。 ● 2011 年 3 月、人事訴訟法、民事非訟事件手続法、民事過料手続法の条文および逐条解説書を 1 冊にまとめ、発行した。 ● 2011 年 4 月、日本の民法典であるものの、法律全体を見渡せる書籍である、野村豊弘民法部会員の著書「民事法入門」のクメール語訳が完成し、出版した。原田専門家とナショナルスタッフが一語一語入念にチェックを行ったため、完成度が高く、予定されていた配布先以外からも寄贈依頼が多数、寄せられている。 ● 2011 年 5 月、プロジェクトにおいて、2009 年 12 月に開催された民事訴訟法部会委員による、控訴裁・最高裁向けセミナーの議事録の反訳プルーフリードを終え、レジュメ等と共に 1 冊の本にまとめ、出版した。 ● なお、作成された教材の詳細は、ミニッツ署名版 Annex2 (2)に示した通りである。
3-2-2 新法令及び教材を迅速・効率的に配布する。	・新法令、教材の配布状況	・C/P インタビュー ・配布先リスト、配布記録 ・新法令の掲載物	● 教材の配布実績の詳細は、ミニッツ署名版 Annex2 (2)に示した通り。 ● 2011 年 1 月 27 日、大学に対し、法令及関連書籍の配布式が行われ、カンボジア全土から、多数の大学が参加し、書籍を受領した。

3-3-1 新法理解研修を RSJP と調整しつつ、実施する。	・RSJP との調整状況	・C/P インタビュー ・専門家インタビュー ・RSJP C/P インタビュー ・RSJP 専門家インタビュー ・新法理解研修実施実績表	● 民法現地セミナー前に効率良く基礎知識を習得する目的で、2011 年 6 月から、講師候補の司法省職員が RSJP の講義（担保物権）に参加させてもらっている。 ● 2011 年 8 月の民法現地セミナーには、RSJP の教官候補生も参加した。2011 年 9 月、11 月の現地セミナーも同様の予定である。
3-3-2 新法理解研修の議事録を作成し、教材として関係組織に配布する。	・議事録の作成、配布状況	・議事録 ・配布先リスト	● 議事録は作成されておらず、教材として関係組織に配布された実績はない。
3-4-1 新法理解研修の講師候補、講師アシスタント候補を選出する。	・講師、講師アシスタントの選出状況	・講師、講師アシスタント名簿 ・専門家、C/P インタビュー	● 2009 年には新たに 5 人の起草班メンバーが講師に加わった。 ● 2010 年 4 月に講師養成トレーニング（TOT）が導入され、TOT のメンバーが教官候補生として選出された。
3-4-2 講師候補、講師アシスタントに対する研修を実施する。	・講師、講師アシスタントの研修実施状況	・研修実績表	● 2010 年 4 月、講師候補者が選出され、6 月から日本人専門家による週 1 回の民法講義が開始された。2011 年 1 月からは週 2 回となり、全体で 61 回行われた。債務（第 4 編）及び物権（第 3 編）、抵当権、相続を終え（ただし、基本事項のみ）、次回民法現地セミナーに向けて契約の講義を行っている。
3-4-3 講師候補、講師アシスタントが普及セミナーで講義を行う。	・講師、講師アシスタントの普及セミナーにおける講義実施状況	・研修実績表 ・出席者リスト ・講義録	● 2008 年以降、TOT メンバーは、コミッティメンバーと共同し、普及セミナーの講義を行っている。
3-5-1 民法・民事訴訟法の運用上の質問をとりまとめ、回答を送付する担当を決定する。	・担当者決定状況	・C/P インタビュー ・専門家インタビュー	● 外部（裁判所等）からの質問の受付窓口と回答送付は、民事局が担当している（以前は、日本人専門家に対して民事訴訟法の運用上の質問が直接寄せられていた）。現在は、司法省の自主性の基、質問受付のメカニズムが確立されつつある。

	3-5-2 質問に対して統一的な回答を作成するメカニズムを組織する。	・回答メカニズムの組織状況	・C/P インタビュー ・専門家インタビュー	● 外部から寄せられた質問に対しては、最終的に次官等が属人的に回答している。 ● 統一的な回答をするメカニズムの必要性は司法省内でも担当者が決まっているが、組織作りについての進捗は見られない。 ● 司法省で質問に対する回答を作成するメカニズムを組織する前提として、司法省職員の新法に対する理解度を向上させる必要がある。 ● 裁判官が実務上直面している問題について、現地専門家に対し、直接、質問が寄せられることがある。しかし、具体的事件に対する法令の解釈適用に関するような質問に現地専門家が回答すると、司法権の独立、裁判官の独立を侵害するおそれもあるため、現在は基本的に行っていない。
	3-5-3 回答を各裁判所に迅速に送付する。	・回答送付状況	・送付実績 ・回答書	● 活動 3-5-1 および 3-5-2 と同様。
	3-5-4 Q&A 集を制作し、出版・配布する。	・Q&A 集の出版、配布状況	・Q&A 集 ・配布先リスト	● Q＆A 集を製作し、出版した実績はない。
	3-5-5 質問・回答の中から、法令改正に必要な情報を抽出し、次の立法作業につなげる。	・質問・回答の検討状況	・C/P インタビュー ・専門家インタビュー	● 司法省は、裁判所から民事訴訟法の条文ミスに関する質問を契機に民事訴訟法の改正の是非について検討を行った（結果については活動 1-3-1 のとおり）。 ● 司法省は、2010 年 9 月の寄託省令セミナーの質疑応答を契機に、供託法案に関する問題点を発見し、この点を供託法案に盛り込んだ。

プロジェクト目標	司法省が、民法・民事訴訟法が適切に運用されるために必要な施策を取れるようになる。	1. 司法省による付属法令・運用指針の起草実績及び日本側の関与の変化	・ 起草された法令	● 法令案の分量・複雑さや関係省庁の有無により、起草班ごとに会合の頻度、起草の進捗にばらつきが見られるが、起草が予定していた法令案は上述のとおり概ね着実に起草されている。 ● 第 1 班（不動産登記関連省令）は、国土省との定期的な共同コミッティの開催が、国土省が多忙であることおよびメンバーが少ないことにより困難であったが、2010 年半ばごろから、積極的な協力が得られるようになった。それでもなお、民法関連の共同省令はプロジェクト期間内における起草完了は困難である。 ● 2010 年半ばころから次官・次官補の出席がなくとも会合が開催されるようになり、司法省側の自主性が高まってきた。 ● カンボジア側の司法省職員は法案の起草作業においてさらにコミットメントと自主性を示している。各起草班において、特に昨年は、起草班メンバーは、独自に議論と起草作業に最善を尽くした後、日本人専門家の助言を仰ぐようになった。 ● ただし、民法・民事訴訟法についての理解度の低さから、日本人専門家の助言が必要と思われる場面は依然として多い。
		2. 司法省による民法・民事訴訟法関連法案の立法プロセスにおける調整実績及び日本側の関与の変化	・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	● 司法省から発出された後の審議状況の確認や、他省庁管轄の法令案についての確認などは、現在までのところカンボジア側が主体となってなされてきている。 ● 日本側の関与については、以前に比べてカンボジア側が必要とする際にのみ助言をするという形が多くなった。

		3. 司法省による普及活動の実績及び日本側の関与の変化	・ 専門家、司法省への質問票、聞き取り調査	● 上述の通り、司法省は自主的に毎年年間のセミナー計画を立て、セミナーを実施している。教材配布に関しては、プロジェクトの支援の基、着実に行われている。 ● 司法省及びプロジェクトが共同して普及セミナーを行う場合、司法省は共同し、準備作業に取り組んでいる。 ● 教材の配布業務は、以前はプロジェクトオフィスが担当していたが、現在は司法省に移管されている。但し、実際の配布作業は未だプロジェクトオフィスが行っており、司法省は配布の決裁を行っている。
上位目標	民事法制度がカンボジアにおいて適切に機能する。	1. 民法適用後の民事紛争解決手続及び内容の質	・ 司法関係者への聞き取り調査	● 民法が 2011 年 12 月から適用開始予定のため、終了時評価時点では確認できない。 ● 司法省関係者や法曹関係者において、起草作業や研修を通じ、民法・民事訴訟法に対する理解は深まりつつある。かかる点は、上位目標の達成につながるものと思われる。
		2. 日常生活における民法の浸透	・ 司法関係者への聞き取り調査	● 教材配布依頼や、司法省への質問から判断し、民法・民事訴訟法はカンボジア政府機関においてさらに認識されつつある。

評価グリッド

カンボジア国　法制度整備プロジェクト（フェーズ3）

5項目その他の基準		評価設問		判断基準・方法	結果
		大項目	小項目		
0-a. 実績					
	0-a-1 投入	投入は計画通りか	日本側投入	・計画と実績の比較（大幅な乖離はないか）。 ・投入の遅れなどにより、活動に支障をきたしていないか。	● 日本国内における一部法曹人材のリクルートが困難であったため、長期専門家の派遣が遅れたケースがあった。 ● しかし、概ね年度毎の計画に沿って、適切な質・量の投入が行われた。投入の詳細は、附属資料Ⅱ.1「ミニッツ署名版」Annex2に記載した。 ● フェーズ2に引き続き長期専門家と日本における支援体制(民法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記にかかる実務アドバイザーグループ、及び日本国法務省）の組み合わせ、また、短期専門家による現地セミナーや本邦研修など複数のスキームを活用した。 ● 日本側支援体制については、普及に必要な教科書・開設の出版に一部遅延が生じた。しかしその他の法令ドラフトに対するコメントや本邦研修を通じたインプットについては適切に行われた。

		カンボジア側投入	・（同上）	● 以下に示すようにプロジェクト責任者などカウンターパート配置、その他事項についても適切に投入が行われた。 プロジェクト責任者：司法大臣 プロジェクト・マネージャー：司法省次官 第一審裁判所判事、控訴裁判所判事、最高裁判所判事、司法省職員で構成されるコミッティ、司法省職員で構成されるサブコミッティおよび起草班 ● 施設・機材 司法省内にプロジェクト用の常設事務所、会議室を確保。 ● ローカルコスト 運営経費の自己負担。
0-a-2　成果	成果は計画通り産出されているか。		・目標と実績の比較（大幅な乖離はないか）。	● プロジェクト活動は、PDMの計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認された（詳細は達成度グリッドに記載）。

	0-a-3　プロジェクト目標	プロジェクト目標達成の見込みはあるか。			● プロジェクト目標の達成は以下に示す通り一部の活動に遅延があるが、ほぼ達成される見込みである。 ・ 予定されていた法令は、一部を除きほぼ起草された。これらの起草作業は前フェーズでは、日本人専門家が中心となり実施されていた。しかし終了時調査時点ではC/Pにより自主的に行われている。日本人専門家の関与はC/Pから質問があった際の助言を行うなど自主性を高める取り組みがなされ、プロジェクトの主旨であるC/Pの自主性の向上についても成果が確認されている。 ・ 普及セミナーについては、司法省は実施内容について取り纏め、希望者には閲覧可能となっている。 ・ 一方、講義については、逐条的に実施されており、体系的な理解の不足、それに起因し、作業の遅延という問題が生じている。 ・ また、かかる作業における関係者間での情報の共有化、データの管理は部分的には実施されているものの、組織としてはまだ十分に機能していない。 ・ 普及活動については、関連教材の配布は適切に実施されているが、プロジェクトが主体となって行われているため、配布体制の組織化は十分ではない。 （各指標についての現状とプロジェクトの残り期間での課題については達成度グリッドに記載。）
0-b.実施プロセス					
	0-b-1　活動	活動は計画通りに実施されているか。	進捗に問題はないか。	・計画と実績の比較	● 2008年に長期専門家の派遣に遅れが生じた。また専門家間の業務分担が適切に行われない時期もあったが、プロジェクト活動は概ねに行われ、成果を創出していることを確認した（詳細は評価グリッドを参照）。

0-b-2 技術移転の方法	技術移転の方法に問題はないか。	ある場合、どの分野において、どのような技術移転に問題があるのか、その解決方法は何か。	・計画と実績の比較（進捗の大幅な遅れがないか）。 ・C/P の理解度・能力の高まり。	● プロジェクトのアプローチとして、C/P 側の自主性を高める、という取り組みが行われてきた。その結果以下のような変化が確認されている。 ・ 起草作業はC/P が自主的に行っている。 ・ 起草班メンバーが自ら会合を行うようになり、会合の回数は増加傾向にあるケースもある。 ・ 以前、C/P は全て次官の決裁の上で業務を行っていた。しかし終了時評価調査時点では、C/P の中で、次官の決裁事項と分けて、自ら判断を行い、業務を行うようになった。 ● 一方、活動遂行においては、逐条的な作業、学習を優先したいC/P 側と、民法の体系的な指導を優先したい日本人専門家との間で意識の差異がある。体系的な学習が十分ではないため、終了時評価調査時点においてC/P の民法理解が不十分である。そのため、プロジェクトの残り期間でより高い効果的な指導方法について、C/P と日本人専門家の間で調整が行われる必要がある。
0-b-3 プロジェクトマネジメント体制	プロジェクトモニタリングの仕組みが構築されているか。		・各活動のモニタリング担当者配置状況 ・モニタリングの方式及び結果の処理方法の合意と実施	● コミッティは、以前は定期的に行われていた。しかし現在は、次官の都合に合わせ、随時行われ、司法省との情報共有が行われている。 ● 但し、C/P が多忙であるため等の理由により議事録が作成されておらず、①関係者にのみ情報が提供される、②決定事項が覆るケースが散見される、などの問題が生じている。
	意思決定は円滑に行われているか。		・プロジェクト実施機関における迅速な意思決定	● コミッティのメンバーには、裁判所の業務に従事している者もおり、また他のメンバーも多忙のため、定期的な会合の開催が困難なケースがある。上記のとおり情報共有が十分に行われていないが、決定事項について司法省は迅速に対応している。

		カンボジア側 C/P 機関との連絡・協力体制は整備されているか。		・連携・協力不足に起因する活動遅延等の有無	● 上記のとおり、コミッティにおける決定事項が司法省内に十分に共有されない状況ではあるが、活動の遅延はない。 ● 司法省の活動計画が十分に策定されないため、セミナー開催、教材配布など司法省が活動を主体的に行わないケースが散見される。
	0-b-4 実施機関や C/P のプロジェクトに対する認識の高さ	カンボジア側実施機関は高いオーナーシップを持ってプロジェクトに取り組んでいるか（C/P の配置状況、外部関係機関との連絡・調整など）。		・C/P 配置に対する配慮 ・活動内容への高い関心表明 ・的確かつ迅速な連絡・調整	● 起草班など C/P は適切に配置され、人員の追加、削除が適切に行われている。 ● プロジェクトの活動を通じ、C/P の自主性は高まり、オーナーシップが確認された。起草作業について、前フェーズでは日本人専門家が主体であったが、今フェーズでは C/P が自主的に進めており、解決できない問題について日本人専門家に助言を求めるというアプローチが取られている。終了時評価調査ではこのアプローチが機能していることを確認した。また、起草作業が進んだことにより、活動が活発化し、起草班会合回数が増加したケースも報告されている。 ● カンボジアでは、各省庁が単独で法案を作成している。司法省は、それら法案の確認をする役割を有しながらも、プロジェクト当初、機能していなかった。しかし近年は、労働省・職業訓練省が法案に関するコメントを求めてくるケースがでてきた。そのため、他省庁との連携が強化されるとともに、司法における司法省の重要性が増してきている。
	0-b-5 適切な C/P 配置	プロジェクトの業務量及び業務内容に見合った能力のある C/P が十分な人数配置されているか。		・C/P 配置人数の計画との対比 ・C/P 配置に起因する活動遅延その他の支障	● 起草班など C/P は計画通り配置されている。 ● 前述のとおり C/P の自主性の高まりは確認されている。しかし、一部の職員に業務が集中してしまっている。これは十分な知識を持つ十分数の C/P 数が確保されていないためである。かかる課題の解決のため司法省は今後若手の起用などを検討すべきである。

	0-b-6　その他の問題	その他、プロジェクトの実施過程で生じている問題はあるか。	ある場合、その原因は何か。		● 特に問題はない。

1. 妥当性				・	
	1-1 必要性	プロジェクトは、対象国の地域・社会の状況やニーズに合致しているか。		・	● 以下の事項から、プロジェクトは、対象国の地域・社会の状況やニーズに合致している。 ・ カンボジア政府は、司法分野における人材育成を重視している。2004 年 7 月に発表された国家開発戦略である「四方形戦略」で示されたとおり、司法改革は引き続き高い優先順位を与えられており、2008 年に発足した内閣では、これまでの四方形戦略の枠組みをそのまま引き継いだ「第二次四方形戦略」を策定している。 ・ 2003 年に発表された「法・司法制度改革戦略」や 2005 年に発表された「法・司法制度改革短期・中期行動計画」において、「立法の枠組みの近代化」が司法分野の 7 重点分野の 1 つと位置付けられている。 ・ これらの政策動向に関しては、終了時評価調査においても変更が無い旨を司法省に確認した。なお、「法・司法制度改革短期・中期行動計画」について 2010 年に実施された法・司法改革評議会によるレビューでもその点が確認されている。
		プロジェクトは、ターゲットグループの状況やニーズに合致しているか。			● カンボジアにおいて民事法制度を適切に機能させるために最も重要な政府機関の一つが司法省である。司法省では民法・民事訴訟法の関連法規の起草や普及活動を進められる人材の不足が課題となっている。人材の育成及び組織の強化が、民法・民事訴訟法の関連法令の起草や普及活動を効率的・効果的に運営するうえで不可欠である。

1-2　優先度	上位目標はカンボジア国の開発政策との整合性が高いか。			● 「第二次四辺形戦略」でも司法改革が引き続き高い優先順位を与えられている。また、その司法改革の戦略・計画でも「立法の枠組みの近代化」を進めることが重点分野の一つとなっていることから、上位目標との整合性は高い。
	プロジェクトは、日本の援助政策・JICA国別事業実施計画との整合性は高いか。			● 2002年に策定された日本の「カンボジア国別援助計画」において、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中枢支援と位置付けられている。 ● 2009年に開催された第21回経済海外協力会議では、「法制度整備支援に関する基本方針」が策定され、民法・民事訴訟法関連法令の起草や司法関係機関の組織強化に対する更なる支援の必要性が確認された。 ● JICAの「カンボジア国別援助計画実施方針」(2009年)では、民法・民事訴訟法の運用・普及支援の継続により、法司法制度改革の推進に貢献する方針が定められている。よって、プロジェクトは日本の援助政策・JICA国別事業実施計画との整合性が高い。

1-3　手段としての適切性	プロジェクトのアプローチ及び対象地域は適切か。	近隣地域で実施されている JICA の他のプロジェクトとの協力・連携は適切に行われているか。	・本プロジェクトのアプローチの他地域への適用の可能性 ・対象地域のニーズ適合性 ・JICA の他のプロジェクトとの活動内容の重複の有無 ・他プロジェクトとの協力・交流	● フェーズ 3 では、民法・民事訴訟法関連法令の起草・普及活動において、司法省職員が、より主体性を発揮し、自立的に民法・民事訴訟法の適切な運用のために必要な施策を取れるようになることを目指している。起草作業においては、まずカンボジア側が起草を行い、日本人専門家によるコメントを踏まえ、草案を完成させるアプローチが採られている。このアプローチにより、日本側が起草作業の大部分を担当していた前フェーズより、C/P 側の主体性が着実に高まったことが確認されている。 ● このアプローチは人材不足に悩む他の開発途上国支援においても有用であると思われる。また日本人専門家の、C/P に主導権を徐々に渡していく方針もキャパシティ・ディベロップメントを目的としたプロジェクトに広く応用が可能であろう。 ● JICA の他のプロジェクトとの活動内容との重複は無い。 ● カンボジアで実施されている裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトとは情報や成果物（教材等）を相互に共有し、相乗効果の発現に努めている。
	ターゲットグループの選定は適切か（対象・規模等）。		・技術的・物理的優位性の有無 ・技術普及できる仕組み・規模・行政的または法的地位の位置付けの有無 ・活動実施に過不足のない人員配置	● カンボジアにおいて民事法制度を適切に機能させるために最も重要な政府機関の一つが司法省であり、ターゲットグループとして適切である。

	ターゲットグループ以外へ波及性はあるか。		・普及の仕組みの整備 ・プロジェクトへの評価・関心の高さ ・カンボジア国全土への技術の普及の可能性	● 司法省は新法のカンボジア国全土の普及を担当する政府機関であり、プロジェクトにおいても新法の普及活動を支援している。 ● 外部（裁判所等）からの質問受付、回答送付は暫定的に民事局が担当している。 ● 質問に対する回答の作成、情報共有に関するシステムは組織として未構築の状況にある。技術の普及のためには、係る体制の強化が行われる必要がある。
	効果の受益や費用負担が公平に分配されるか。		・受益者設定の偏り ・プロジェクト成果の実用に関する制限の有無	● 特になし。
1-4　援助協調	他のドナーとの援助協調及び相乗効果が期待できるか。		・	● DANIDAが実施を計画していたモデル裁判所が実施されていた場合、協調が考えられたが、2011年3月に終了したため、強調は不可能である。 ● しかし、日本が実施してきた民法関連支援に関しては、他ドナーも非常に注目している。
1-5　日本の技術の優位性			・類似の協力事例 ・国内における技術的蓄積	● フェーズ1、2において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施しており、他ドナーに比して日本に技術的な優位性がある。日本が関連法令の起草や新法普及活動および人材育成に協力することは、従来の協力の成果を高めることに資するものである。終了時評価調査においても司法省からはその点が強調された。

	1-6　その他	プロジェクト開始以降、プロジェクトを取り巻く環境（政策、経済、社会など）の変化はないか。			● 「法・司法制度改革短期・中期行動計画」のレビューは、法・司法改革評議会により2010年に行われ、カンボジアに政策の変化は無いことを確認した。 ● また、20年にわたる内戦によって、日本の支援の開始当初は既存の司法制度が壊滅状態にあり、法曹人材も一桁に近い状況にあった。かかる状況を踏まえ、1999年から継続的に長期的なスパンで、起草による民事法体制整備と人材育成を支援した本プロジェクトはカンボジア社会のニーズに合致している。
2. 有効性（見込み）					
	2-1 成果の達成	成果は達成されているか。			● プロジェクト活動は概ねPDM上の計画に沿って円滑に実施されているが、一部成果の創出に遅延が生じている（詳細は達成度グリッドに記載）。
				1. 司法省にて、民法・民事訴訟法関連法案の起草・立法化に向けて必要な作業が行われる。	● 本プロジェクトではカンボジア側のオーナーシップを高めるため、日本人専門家の関与は助言程度とし、法案の起草作業準備を司法省職員に移行するアプローチを採っている。現在までかかるアプローチは機能しており、その結果、C/Pが自主的に活動を遂行しており、概ね着実に起草作業は遂行された。 ● 一部の起草・立法作業に遅れが生じているが、一部の起草班メンバーは多忙なスケジュールを調整し、積極的、かつ熱心に起草作業に従事した。 ● 起草作業を通じ、起草班メンバーは、民法関連の理解を深めていった。一方、一部の起草班メンバーの民法・民事訴訟法の逐条的な理解は高まっているものの、全体構造、実用的な意味が十分に理解していない点が見受けられた。起草作業、および民法・民事訴訟法の運用能力を高めていくためには、司法省職員の民法・民事訴訟法の全体の構造と機能の理解を

			広げていくことが必要である。 ● 4年間のプロジェクト期間の中には、一時期、カウンターパートの自主性を引き出そうとするあまり、資料の提供も控えてカンボジア側から不満が出たり、逆にカンボジア側から頼られてプロジェクトと関連の薄い事項まで質問や相談を受けたりするなど、日本側の支援姿勢にも、時期と対象によって違いがあったが、起草作業は概ね、日本人専門家からの民法・民事訴訟法のインプットを伴いながら進められ、執行手続、物権、法人制度など、特に起草作業と関連する部分についての理解は大きく促進された。 ● 他方、司法省の担う起草という作業の性質上、実務的にはさほど利用頻度の高くない制度についても条文を整備する必要があるために、若手職員は、民法・民事訴訟法の基本的な構造に対する理解が乏しい状態のまま、各制度の重要性の軽重にかかわらず、詳細に理解することが要求されたため、結果的に、かえって両法の全体構造や制度の機能に対する理解が十分ではない面があるものと考えられる。 ● また、議事録の作成、データ管理体制が未整備であり、司法省内の情報の共有、蓄積が十分に行われていない。

			2. 司法省にて、司法省から提出された民法・民事訴訟法関連法案のフォロー及び他省庁から提出された法令との調整が行われる。	● 国土省をはじめとした他省庁と法令に関する議論を通じ、調整は概ね行われている。また、カンボジアでは省令は各省庁が単独で作成できるが、他省庁から受けた問い合わせが有るようになり、それに対し司法省が適切にコメント、省令のチェックを行うことにより、他省庁からの司法省に対する信頼が向上していることがわかる。 ● 留意すべき法令案に関するコミッティ内の担当者は必要に応じ担当者が決定されている。 ● コミッティ会合の情報は次官の責任の下、一元的な管理はなされていないものの必要に応じそれぞれの司法省職員間で共有されている。
			3. 司法省が司法関係者等に民法・民事訴訟法及び関連法案を運用するための知識を広める。	● 教材作成に関し、民法教科書については終了時評価調査時点でも作成中であるが、その他については作成が完了している。 ● 条文および関連教材、民法逐条解説の配布作業は受付窓口が明確になる等体制が強化されてきた。 ● 条文および関連教材配布作業は、プロジェクトが実施している作業もあるが、関係諸機関への配布作業は円滑に行われている。 ● 講師候補、講師アシスタントの養成は行われているが、セミナー等実際に知識広報に係る活動もコミッティおよび起草班メンバーが講師を務める体制が構築されつつある。 ● Q&A は作成されていないが、裁判所など外部からの質問の受付、回答送付は民事局が担当し、司法省の自主性の基、組織化がなされている。

	2-2 プロジェクト目標達成の見込み	プロジェクト目標は達成される見込みか。			● プロジェクト目標の達成は一部の活動に遅延があるが、ほぼ達成される見込みである。
		プロジェクト目標の達成を促進・阻害する要因はあるか。	促進する要因はあるか。		● 日本が長期にわたり、本分野への支援を行っていることから、C/P が、「C/P の自主性を高めることを目指す」、というプロジェクトの主旨を十分に理解しプロジェクトへ参加を行い、プロジェクトの目的に沿った活動を行っていることが促進要因として挙げられる。
			阻害する要因はあるか。		● 民法の理解度向上のため、概論的な学習の必要性が指摘されていながらも、C/P のニーズが逐条的な作業、学習という点にある。このことが、起草・立法作業の遅延などの問題の一要因となっている。
	2-3 因果関係	成果は、プロジェクト目標を達成するために十分か。			● 十分である。
		外部条件は現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性はあるか。			● 人員配置については、C/P 数が不足し、一部の人材に業務が集中している。これが一要因となり一部活動に支障が生じている。 ● 共同所管の法令の起草に際しての他省庁からの協力は、国土省をはじめとした他省庁と法令に関する議論を通じ、概ね得られており、プロジェクト目標の達成の支障は生じていない。
3. 効率性					
	3-1 成果の産出度	成果の産出度は適切か。		・目標と実績の比較	● プロジェクト活動は一部成果の創出に遅延が生じているが、概ね PDM 上の計画に沿って円滑に実施されている。(詳細は達成度グリッドに記載)。

成果の産出を促進・阻害する要因はあるか。	促進する要因はあるか。		● 「2-2 プロジェクトの達成見込み」と同様。 ● 実施中の「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ 2)」や、「弁護士会司法支援プロジェクト」(2010 年 6 月終了）との間で条文や法令解説等の出版物が共有されている。 ● また、長期専門家と日本の支援体制（民法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記にかかる実務アドバイザーグループ、日本国法務省）の組み合わせ、また短期専門家による現地セミナー、JICA-Net セミナーや本邦研修など複数の支援スキームの活用により、非常に効率的にプロジェクトは実施されていた。しかし、前フェーズに引き続き、長期専門家と日本の支援体制（民法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記にかかる実務アドバイザーグループ、日本国法務省）の組み合わせ、また短期専門家による現地セミナー、JICA-Net セミナーや本邦研修など複数の支援スキームの活用により、カウンターパートが適時に広がりや深みのある得ることができた。 ● 現地にて不動産登記共同省令起草のための体制が整ったことを受けて、その作業ニーズに対し、実務的な観点からの助言や情報の提供を通じた起草支援をすることを目的に、不動産登記実務アドバイザリーグループが 2009 年 7 月に新たに設置された。 ● このような支援体制は実務上のニーズに即した情報提供を可能にし、効率性の促進要因となっている旨が確認された。 ● 日本側支援体制については、普及に必要な教科書・解説の出版に一部遅延があったが、その他の法令起草に対するコメントや本邦研修を通じたインプットについては適切に実施され

					た。
			阻害する要因はあるか。		● 「2-2 プロジェクトの達成見込み」と同様。 ● C/P が多忙のため、他業務に従事することがある。これは一部の職員に業務が集中していることが主因として考えられる。現在のところ、職員は業務の調整を行い、起草作業、会合に参加する等にプロジェクト活動に熱心に関わっているが、今後は効率的な業務の推進のため、業務が分散するような仕組み作りが必要である。
	3-2 因果関係	成果を産出するために十分な投入であったか。		・投入の不足あるいは不適切性に起因する遅延、その他の支障の発生	● 投入について、以下のような問題があった。 ・ 2008 年、長期専門家の派遣に遅れが生じたことがあった。 ・ プロジェクトの趣旨から求められる活動に比して、長期専門家の業務量が過多となった場面や、複数の専門家を派遣しているが、カウンターパートから全専門家それぞれの意見を求められるなどして、専門家間の適切な業務の分担が困難となった場面も一時期見られた。
	3-3 タイミング	計画に沿って活動を行うために、過不足のない質・量の投入がタイミングよく行われたか。		・計画に沿ったタイミングでの投入実施 ・タイミングに起因する活動の遅延、その他支障の発生	● （同上）
	3-4 コスト	類似プロジェクトと比較して、総投入コストは妥当であるか。		・類似プロジェクトの総投入コストとの比較	● 比較可能なプロジェクトはない。
4. インパクト					

	4-1　上位目標達成の見込み	上位目標は達成する見込みか。			● プロジェクトを通じ、司法関係者の自主的な行動が高められ、また知識についても起草作業を通じ高まりつつある。 ● 具体的には、起草班メンバーである民事局・立法局の若手職員が司法省プロジェクトでの起草班での作業で習得した法案起草技術や、法律に対する理解・解釈などの実際的な能力が、司法省が他の法令を起草する際に有益な技術として活用されている。 ● 特に不動産登記に関する共同省令を、国土省もまじえた共同コミッティで検討したことにより、不動産登記を扱う国土省職員にも、民法・民事訴訟法の理解が浸透しつつあり、このことは、上位目標の達成にも大きく貢献するものといえる。 ● 最近では、一部の省庁が、その管轄する法案について、自発的に司法省に、民法・民事訴訟法との整合性について、具体的なポイントを挙げて問い合わせをしてくる例も出てきており、民法・民事訴訟法が徐々にカンボジアの社会にも広まっていることがうかがえる。 ● 民法・民事訴訟法関連法制度の整備、他の法令との調整、民法・民事訴訟法及び関連法の普及活動が適切に実施され、裁判所、国土省、地方行政機関、また民法に係る社会全般（弁護士、市民、企業等）がきちんと法令を理解し、活用することにより、将来的には上位目標は達成すると見込まれる。

	上位目標の達成を促進・阻害する要因はあるか。	促進する要因はあるか。		● 長期にわたり日本側が支援を行っていることにより、各 C/P がプロジェクトの主旨を理解し、また日本側もカンボジアの法曹界が抱える課題、解決策を十分に理解し、活動アプローチを策定した。この結果に基づき、主体的に活動を実施している。そのアプローチにより、C/P のオーナーシップは醸成され、かかる C/P の姿勢は今後法令起草・普及作業の促進に寄与すると見込まれる。
		阻害する要因はあるか。		● 民法についてはまだ適用が始まっておらず、民事法制度が適切に機能するか否かについては、今後の適用を待つ必要がある。限定的ではあるものの各種普及活動を通じて新法理解は促進しており、民法適用後の適切な運用とそれによる民事サービスの向上が期待される。 ● 議事録、データ等の管理が司法省として一元管理されていない状況下、今後も司法省内に技術、知識が継続していくためには、起草作業等に関わった C/P が現在の業務に定着し続けることが必要である。
4-2　因果関係	上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか。	プロジェクト目標の結果がどの程度上位目標の達成に貢献するか。		● 上位目標である、カンボジアにおいて民事法制度が適切に機能するためには、司法省により、必要な施策が取られることが必要である。そのため、プロジェクト目標が達成されることは、上位目標の達成に大きく寄与すると判断される。
	外部条件は、現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか。			● 特になし。

4-3 波及効果	上位目標以外の効果・影響が想定されるか。	マイナスのインパクトを軽減するための対策は採られているか。	・プロジェクト実施前後の変化	● 立法局はプロジェクトでの活動を通じ PDM 手法に関する知識を習得し、同局の 5 カ年計画の策定に活用した。
	ジェンダー、民族、社会的階層の違いにより、異なった影響はあるか。		・同上	● 特になし。
	その他のマイナスのインパクトはあるか。それを取り除くための方策は何か。			● 特になし。
5. 自立発展性（見込み）				
5-1 政策・制度面	政策支援は協力終了後も継続するか。			● 2010 年に法・司法改革評議会が実施した「法・司法制度改革短期・中期行動計画」レビューにおいてもカンボジアの政策支援に変更は無い。また政策動向に関しても、終了時評価調査での聴取調査の結果においても変更が無い旨、司法省に確認をした。

5-2　組織・財政面	協力終了後も、効果を上げていくための活動を実施するに足る組織能力はあるか。			● 起草作業、また共同コミッティにおいては起草班会合における作業の進め方について、日本人専門家の関与の度合いを徐々に薄めてきた結果、作業に携わる民事局・立法局職員へのキャパシティ・ディベロップメントを通じて、少しずつ司法省のオーナーシップが涵養され、起草作業に主体的に関わる形に変化してきたなどC/Pの自主的な業務への取り組みが確認され、協力終了後も継続し、作業が実施されることが期待される。 ● しかし、一部の人材に業務が集中しており、司法省内の技術の伝承は危うい状況にある。今後、プロジェクト終了後も組織に移転された技術、情報が蓄積されるような仕組み作りが必要となる。 ● クメールルージュ特別法廷での裁判業務等、他の業務に人材の流動性については、不透明な面も否めないものの、少なくともプロジェクト期間中に起草に携わった若手司法職員の多くは定着しており、人的な面での継続性については最低限確保されている。
	必要な事業計画（短期・長期）を整備しているか。			● セミナーは司法省が自ら計画し実施している。また講師候補、講師アシスタントの採用、育成についても具体的な数値の提示は無かったが、司法省にて検討を行っている。
	実施機関のプロジェクトに対するオーナーシップは、十分に確保されているか。			● プロジェクトを通じ、C/Pの自主的な活動推進が確認されており、司法省のオーナーシップは確保されている。

	経常経費を含む予算の確保は行われているか。予算措置は十分に講じられているか。			● 司法省に限らず、カンボジア政府は慢性的な財政不足の状況にあり、カンボジア政府財政による予算の確保は困難な状況にある。しかし普及活動のため、1 百万米ドルカンボジア政府から提供されるなどの予算措置が取られている。
5-3　技術面	カンボジアにおいて適用可能且つ実用的な技術が移転されているか。			● 「1-3　手段としての適切性」で言及した通り、プロジェクトではカンボジア側 C/P が、より主体性を発揮し、自立的に起草作業・普及作業行う体制の構築を目指した技術的なアプローチが採用されてきた。かかるアプローチを通じ、「カンボジア側の主体的な活動遂行を行う」意識がプロジェクトの活動を通じ、醸成されてきた。 ● 一方、民法・民事訴訟法の理解度については、C/P の要望により逐条的に作業、学習が行われていることから、体系的な理解が不十分である。
	普及のメカニズムはプロジェクトに取り込まれているか。		・関係者を対象とした研修実施の仕組み ・技術移転の仕組みや教材の準備	● 同上
	関連機関との業務提携・連携関係が良好に維持され、発展していく見通しはあるか。			● RAJP の 5 カ年計画（2008-2010 年）策定においては、司法省、司法官職高等評議会との間で協議が行われる等関連各機関との良好な関係が構築されている。 ● 特に、RSJP とのコミュニケーションについて、問題はない。前フェーズプロジェクトから培われた関係を通じ、情報が共有される体制となっている。

		C/P の多くが、プロジェクト終了後も実施機関に継続し勤務する見通しか。			● C/P へのインタビュー調査を通じ、C/P はプロジェクト終了後も実施機関に継続し勤務する見通しである。（現地調査にて要確認）
		資機材の維持管理は適切に行われているか。			● 適切に行われている。
	5-4　社会・文化・環境面	女性、貧困層への配慮不足により持続性を妨げる可能性はないか。			● 特になし。
		環境への配慮不足により持続性を妨げる可能性はないか。			● 特になし。
	5-5　その他	自立発展性を阻害するその他の要因はあるか。			● 特になし。

４．日本・カンボジア双方の投入実績

Ⅰ．カンボジア側投入

１． カウンターパート

２． 運営経費自己負担

Ⅱ．日本側投入

１． 専門家派遣

（１） ８名の長期専門家

（２） １６名（述べ）の短期専門家

番号	氏名	指導科目	派遣期間
＜長期専門家＞			
1	神木　篤	附属法令起草支援	2008/4/9～2008/4/30
2	眞鍋　佳奈	附属法令起草支援／援助協調	2008/4/9～2008/9/28
3	坂野　一生	法制度整備	2008/4/9～2010/4/8
4	寺内　こずえ	業務調整	2008/5/19～2010/5/18
5	清原　博	附属法令起草支援／援助協調	2009/3/30～2011/3/29
6	原田　政佳	附属法令起草支援	2010/3/18～2012/3/17
7	金武　絵美子	附属法令起草支援／業務調整	2010/4/11～2012/4/10
8	田宮　彩子	人材育成／附属法令起草支援	2011/3/17～2012/3/31
＜短期専門家＞			
1	松本　恒雄	民法と土地法	2008/12/28～2008/12/31
2	眞鍋　佳奈	土地法と民法の調整等に関するセミナー講師	2008/12/28～2008/12/31
3	飯塚　美葉	不動産登記	2009/1/11～2009/1/31
4	竹下　守夫	民事訴訟法	2009/12/22～2009/12/27
5	三木　浩一	民事訴訟法	2009/12/23～2009/12/27
6	松下　淳一	民事訴訟法	2009/12/23～2009/12/27
7	山本　和彦	民事訴訟法	2009/12/23～2009/12/27
8	澤村　智子	不動産登記	2010/1/11～2010/1/15
9	飯野　寛	不動産登記	2010/1/11～2010/1/16

１０	磯井　美葉	不動産登記	2010/1/11～2010/1/16
１１	南　敏文	民法（相続・担保物件）	2011/8/1～2011/8/11
１２	野村　豊弘	民法（相続・担保物件）	2011/8/1～2011/8/11
１３	森嶌　昭夫	民法（債権総論・各論）	2011/9/8～2011/9/16
１４	松本　恒雄	民法（債権譲渡）	2011/11/13～2011/11/19
１５	新美　育文	民法（代理）	2011/13～2011/11/23
１６	浦川　道太郎	民法（人的担保）	2011/11/20～2011/11/23

２．調査団派遣

番号	調査団名	派遣期間
1	現地モニタリング調査	2008/6/16～2008/6/19
2	運営指導調査１	2008/8/24～2008/8/31
3	運営指導調査２	2008/12/10～2008/12/17
4	研究調査１	2009/2/24～2009/3/7
5	中間評価調査	2010/2/17～2010/3/5
6	研究調査２	2010/11/1～2010/11/14
7	運営指導調査３	2011/7/3～2011/7/8
8	終了時評価調査	2011/8/21～2011/9/7

３．供与機材

番号	品目	数量
1	IC レコーダー	1
2	プロジェクトオフィス用サーバー	2
3	プロジェクトオフィス用 UPS	1
4	プロジェクトオフィス用本棚	4
5	プロジェクトオフィス用キャビネ	2
6	プロジェクトオフィス用エアコン	4
7	プロジェクトオフィス用バックアップサーバー	1
8	プロジェクトオフィス用コンピューター	1
9	プロジェクトオフィス用コピー機	2
１０	プロジェクター	1
１１	コンピューター(ラップトップ)	8

４．本邦研修

番号	研修名	参加研修員人数	派遣期間
1	不動産登記研修１	14	2009/2/9 ～ 2009/2/21

２	供託法研修	8	2009/9/8 ～ 2009/9/18
３	不動産登記研修２	14	2011/2/1 ～ 2011/2/11

５．日本側部会活動

（１）民法作業部会

第１０５回～第１２０回まで計１６回開催

（２）民事訴訟法作業部会

第８８回～第９８回まで計１１回開催

（３）不動産登記にかかる実務アドバイザリーグループ

第１回～第６回まで計６回開催

６．現地セミナー

（１）短期専門家派遣によるセミナー実績

番号	セミナー名	開催日程
１	裁判寄託省令草案に関するワークショップ	2008/12/18-19
２	民法と土地法の調整等に関するセミナー	2008/12/29-30
３	最高裁・控訴裁向け民訴法セミナー	2009/12/24-26
４	民法適用法，担保物権法，相続	2011/8/2-5

（２）司法省及び現地専門家によるセミナー実績

番号	セミナー名	開催日程
１	民事訴訟法普及（コンポンチュナン）	2008/4/1-3
２	民訴法普及セミナー（バンティアイミエンチャイ州シソポン市）	2008/5/5-7
３	民訴法普及セミナー（カンポート）	2008/5/20-22
４	民事訴訟法セミナー（コンポントム）	2008/6/3-5
５	民訴法新法理解研修（スヴァイリエン）	2008/6/24-26
６	民訴法新法理解研修（コッコン）	2008/7/27-29
７	民訴法普及セミナー（コンポンチャム）	2009/3/11-13
８	裁判寄託省令セミナー	2009/3/19-20
９	民訴法普及セミナー（コンポンチャム）	2009/04/01-03
１０	民訴法新法理解研修（コッコン）	2009/07/27-29
１１	民法理解研修（プレアシハヌーク）	2010/2/3-5
１２	民法理解研修（タケオ）	2010/2/24-26
１３	地方行政官向け民法セミナー（民法概論、契約、不法行為、人）（コンポート）	2010/3/3-5

１４	民法セミナー（契約、不法行為）	2010/3/22
１５	法人登記セミナー	2010/08/12-13
１６	親族・家族法セミナー	2010/09/15-21
１７	寄託省令セミナー	2010/09/30
１８	民訴法関連の不動産登記共同登記省令セミナー（ラタナキリ）	2011/03/21-23
１９	人事訴訟法・民事非訟事件手続法に関する普及セミナー	2011/03/21-22

（３）JICA-NET セミナー

番号	セミナー名	開催日程
1	民法 JICA-NET セミナー（１）	2008/12/18-19
2	民法 JICA-NET セミナー（２）	2009/1/5
3	法人登記 JICA-NET セミナー（１）	2010/12/3
4	法人登記 JICA-NET セミナー（２）	2010/12/17

MINUTES OF MEETINGS BETWEEN THE JAPANESE FINAL EVALUATION TEAM AND THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE ROYAL GOVERNMENT OF CAMBODIA ON JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR THE PROJECT FOR THE IMPROVEMENT OF THE TRAINING ON CIVIL MATTERS AT THE ROYAL SCHOOL FOR JUDGES AND PROSECUTORS OF THE ROYAL ACADEMY FOR JUDICIAL PROFESSIONS (PHASE 2)

The Japanese Final Evaluation Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), headed by Ms. Kyoko Kuwajima, Director General, Industrial Development and Public Policy Department of JICA, visited the Kingdom of Cambodia from 21st August to 7th September 2011, for the purpose of conducting the final evaluation on the achievement of the Project for the Improvement of the Training on Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2) (hereinafter referred to as "the Project") on the basis of the Record of Discussions signed on April 1st 2008.

During its stay in the Kingdom of Cambodia, the Team had a series of discussions with the Cambodian authorities concerned (hereinafter referred to as "the Cambodian side"), on the matters pertaining to the successful implementation of the Project.

As a result of the study and discussions, both sides agreed upon to forward to their respective governments the matters referred to in the documents attached hereto.

Phnom Penh, 6th September, 2011

Ms. Kyoko Kuwajima Director General Industrial Development and Public Policy Department Japan International Cooperation Agency Japan	H.E. Chhorn Proloeung Acting President Royal Academy for Judicial Professions Kingdom of Cambodia

THE ATTACHED DOCUMENT

1. Purpose and Method of Evaluation

1-1. Purpose of Final Evaluation

The objectives of the Final Evaluation are set forth below:

1) To review the progress, the achievement and the implementation process of the project activities, based on the Record of Discussions and the Project Design Matrix (hereinafter referred to as PDM)
2) To evaluate the Project from the viewpoints of the five evaluation criteria of Relevance, Effectiveness, Efficiency, Impact and Sustainability.
3) To summarize the results of the evaluation and recommendations on necessary measures to take for successful implementation by Cambodian and Japanese sides for the remaining project cooperation period.
4) Based on the results of the evaluation, to discuss the matters pertaining to the further development of the outcomes of the projects.

1-2 Methodology of Evaluations

1-2-1 Methodology of Evaluation

In order to conduct the evaluation, "an evaluation grid" is made in advance to clarify what data and information are needed. The grid is filled with the records and information drawn from the Project reports, the findings from the interviews as well as questionnaire survey to the Japanese experts and to the Cambodian counterpart personnel and the results of the exchange of views between the Japanese Team and the Cambodian side.

1-2-2 Five Evaluation Criteria

The five basic components defined by JICA are as mentioned below. The introduction of these components enabled a consistent and well-balanced evaluation, which minimizes evaluator's bias. Further, the criteria allow us to share and discuss the results, knowledge, and lessons-learned from the Project.

1. Efficiency

   Evaluate the methods, procedure, duration, and cost of the project from a productivity perspective.

2. Effectiveness

   Evaluate the results in comparison with the goals (or revised ones) defined at the initial or intermediate stage, and evaluate the attributes (factors and conditions) of

the results.

3. Impact

   Evaluate the positive and negative effects of the project, extent of the effects, and effects on beneficiaries.

4. Relevance

   Evaluate whether the needs in the country have been correctly identified, and whether the design is consistent with the national and/or master plan.

5. Sustainability

   Evaluate the autonomy and sustainability of the project after the termination of cooperation, from the perspectives of operation, management, economy, finance, and technology.

2. Summary of the Results of Final Evaluation of the Project

2-1. Achievement of the Outputs

(1) Output 1: School management skills and know-how on recruiting and maintaining sufficient trainers, formulating and implementing curriculums are built up within the Royal School of Judges and Prosecutors (hereinafter referred to as "RSJP").

Based on the foundation made by the previous phase of the project, the focus of the Project is placed on the capacity development of the Prospective Trainers, through which RSJP will be able to provide practical training on civil matters self-reliantly and sustainably. From the commencement of the Project, Japanese experts have no longer given lectures directly to the students at RSJP.

The following achievements have been observed:

a) Sufficient numbers of Prospective Trainers on civil matters are selected and trained. Prospective Trainers are the selected judges, who marked high performance in graduation exam of RSJP. They are supposed to take an important role in developing teaching materials and curriculum, and to become RSJP Trainers in the future. In order to ensure the sustainable school system to provide qualified lectures, it was agreed by RSJP and the Project that 7 Prospective Trainers per year are selected from the graduates of the 2nd batch to the 5th batch. To produce 35 Prospective Trainers in total, including five who were trained in the previous phase, is regarded as sufficient to sustain the school education of RSJP. In addition, RSJP nominated 5 Prospective Trainers as the 6th promotion, thus 40 Prospective Trainers in total have been selected and trained.

b) The Prospective Trainers are trained by the Japanese experts (both long-term and short-term) through Working Group sessions and seminars including JICA-Net

seminars on the Civil Code (hereinafter referred to as "CC") and the Code of Civil Procedure (hereinafter referred to as "CCP").

c) The Prospective Trainers of 1st promotion have started to teach at RSJP as assistant to the Trainers since the first year of the Project. At first, RSJP was reluctant to assign the young Prospective Trainers to teach independently; however, observing the good performance of the Prospective Trainers, RSJP management has become more supportive in appointing the Prospective Trainers as lecturers. Unlike the project phase 1 when Japanese experts gave the lectures to the RSJP students directly, all the lectures at RSJP are taught by the Trainers or jointly by the Trainers, the assistant trainers (the Prospective Trainers) and by Prospective Trainers independently. It is expected that more Prospective Trainers will provide lectures independently over time.

d) Processing the appointment of the competent Prospective Trainers to be Trainers with the support of the JICA experts on technical matters and to make best use of them for providing better education. This can contribute to the enhancement of the institutional capacity of RSJP.

e) The mock trials have been implemented as a curriculum for students once a year at RSJP. Prospective Trainers have played the roles of the coordinators and the tutors. Their roles have become more important over time.

f) The capacity of the Prospective Trainers has been steadily improved, judging from the facts that 1) some Prospective Trainers have already started to teach in RSJP, the Royal School of Court Clerk, and universities, and 2) many Prospective Trainers have been asked to share what they have learnt on civil matters even by their senior judges who have not had the opportunities to learn about the new CC and the CCP.

g) The curriculums for student judges on civil matters were prepared by the initiative of the Prospective Trainers in the trainers' meetings. They were held twice in 2008, once in 2009, and once in 2011 to prepare the materials and to discuss the curriculums. However, the entrance exams did not take place in 2010 because of the ongoing discussion on the national examination reform.

h) RSJP specified the sections of initial section and continuous education section as the departments in charge of keeping the developed teaching materials in the Project and to ensure effective distribution to other relevant institutions.

(2) Output 2: Trainers and Prospective Trainers of RSJP, including those to be recruited/selected, develop and improve skills and know-how of developing and

revising materials.

More initiatives have been taken by the Cambodian side in developing teaching materials since the commencement of the Project. Teaching materials related to the civil procedure, civil execution and civil preservation, such as manuals of procedures and "Questions and Answers" on the CCP have been developed. There are materials currently under development. (See Annex 2.(1))

Through the following exercises, the Prospective Trainers' skills and know-how for developing materials have been well developed and improved.

a) The Prospective Trainers drafted some of the materials based on the lectures provided by the Japanese experts. They were finalized or will be finalized through reflecting the comments of the Japanese experts.
b) The Prospective Trainers revised "Manual on the procedure of the first instance of civil litigation" by making best use of the consultation and discussions with the Japanese experts and the training in Japan.
c) Some Prospective Trainers voluntarily prepared commentaries of procedure and sample formats such as "Manual for Demand Procedure".

(3) Output 3: Continuous Legal Education (hereinafter referred to as "CLE") on civil matters is conducted.

a) CLE was implemented in 2008 and 2009. In each year, 5-day session was conducted 6 times to cover all the judges and prosecutors working in the courts of first instance. Because of the financial constraint of RSJP, CLE has not been organized since 2010.
b) Comparing to CLE conducted in 2008, RSJP took more initiatives in organizing each session of CLE in 2009.
c) Responding to the advice of the Japanese experts, RSJP adopted a "Questions and Answers" approach in 2009. The questions were collected in advance from local courts throughout the country and the lecturers in charge prepared the answers before the lectures.

2-2. Achievement of the Project Purpose

The Project Purpose agreed in the Record of Discussions (hereinafter referred to as "R/D") dated on 1st April 2008), is "RSJP is able to implement the practical training on civil matters self-reliantly."

The project was designed so as to support RSJP in 1) building up school management skills for developing sufficient and qualified Trainers and improving curriculums, 2) preparing teaching materials, and 3) organizing CLE on civil matters. Comparing to the initial stage of the Project, more initiatives and ownership have been

(2)

taken by the Cambodian side.

The achievement of the Outputs indicates that the project purpose is expected to be achieved with the solid progress of the planned activities. The steady improvement of the capacity of 40 Prospective Trainers in teaching and developing curriculums and materials and of the school management for supporting the above will contribute to enabling RSJP to implement the practical training on civil matters self-sufficiently on a sustainable basis.

There remain, however, issues of concern. Firstly, the suspension of the 6th batch enrollment of RSJP since 2010 have constrained the opportunity of young Prospective Trainers to give lectures and to apply what they have learnt through the Working Group sessions. Resumption of the entrance exam of RSJP is anticipated as earliest as possible. Secondly, since the CC has not yet been put into effect, the Prospective Trainers have not experienced practical cases based on the CC in their court exercises. Follow-up training of the Prospective Trainers will be significant in the course of time. Thirdly, CLE has not been conducted since 2010 because of the financial constraint.

2-3. Prospect of the Overall goals

As to the overall goal "Civil trials are appropriately conducted based on the CC and the CCP", the following results of the Project will be contributing to the achievement of the far-reaching objectives.

1) Prevailing number of the judges with proper knowledge on civil affairs is one of the significant impacts of the Project. RSJP started to provide qualified education for Student Judges in 2003. As of May 2011, total RSJP graduates amounts to 290 in number. The ratio of the RSJP graduates has been increasing and has occupied up to 70% of the total existing judges and prosecutors in the country. (See Annex2.(2)) With 40 Prospective Trainers developed, it is expected that RSJP will sustainably produce qualified judges and prosecutors who have standardized knowledge and skill on civil matters, which has taken root through the Project activities.
2) The CC will be effective in December 2011. Therefore, the Perspective Trainers have not experienced actual cases on the CC. As the necessity of legal education will expand over time, further improvement of the quality of the trainings in RSJP will be indispensable. It is expected that the Prospective Trainers will continue to play a leading role so that RSJP can produce qualified judges and prosecutors self-sufficiently and steadily. With further capacity development and understanding on civil matters of other legal professionals and the preparation of relevant laws, the overall goal is expected to be achieved in the long run.

3. Summary of the Results of the Evaluation based on the Five Evaluation Criteria

3-1. Relevance

The relevance of this Project is deemed to be high.

The Project is consistent with the strategy and the policy needs of the Royal Government of Cambodia, such as those in "the Rectangular Strategy 2004", "the Second Rectangular Strategy 2008, "the Strategy for Legal and Judicial Reform 2003", and the "Plan of Action for Implementing the Strategy for Legal and Judicial Reform 2005" and the "National Strategic Development Plan 2009-2013". The Project is aligned with the Japan's ODA policy and strategy such as "the Basic Policy of Assistance for Legal and Judicial System Development" of the Overseas Economic Cooperation Council in 2009, "Cambodia Country Assistance Program of 2002" of the Ministry of Foreign Affairs, and JICA's "Country Assistance Implementation Strategy for Cambodia of 2009).

Taking into consideration of the remaining scarcity of legal professionals, the Project is highly relevant to the Cambodian needs with regards to the contribution to the enlarged production of the qualified legal professionals with proper knowledge on the CC and the CCP.

Japan has comparative advantages in the utilization of the experiences, resources and knowledge accumulated through the cooperation for Cambodia in the past. In addition to the Project, Japan has been carrying out the support for the draft and legislation of the CC, the CCP and relevant laws and regulations through the Legal and Judicial Development Project (Phase 1, 2 and 3) (hereinafter referred to as "MOJ Project").

3-2. Effectiveness

The effectiveness of the Project is deemed to be high.

The approach to improve the capacity of the Prospective Trainers was effective in the sense that the graduates of RSJP who serve as judges or prosecutors are motivated to apply gained knowledge in actual court exercises and eager to reflect their practical experience on realistic curriculums and teaching materials. Some Prospective Trainers have not only developed the teaching materials but also developed the capacity to give lectures at RSJP and other institutions for legal education.

The RSJP management is aware of the importance of securing sufficient number of the Prospective Trainers to be able to give lectures in RSJP. The lectures on civil matters at RSJP in general have been implemented by the qualified trainers and

Prospective Trainers.

3-3. Efficiency

The efficiency of the project is deemed to be high.

The timing and quantity of the inputs from the Japanese side were appropriate as planned. In response to the increased importance of training the Prospective Trainers, JICA has started dispatching a Japanese judge as an additional long-term expert since April 2010. This input has helped the Prospective Trainers to learn civil affairs more effectively from the practical point of view. The combined assistance of Japanese experts, the MOJ of Japan and Japanese Advisory Group as well as the combination of assistance methodologies like dispatching short-term experts for implementing seminars in Cambodia, JICA-Net seminars and training in Japan enabled the Project to respond properly to the needs of the Cambodian side.

All the teaching materials and published documents were mutually shared and utilized among the Project and the other two JICA projects for legal and judicial sector development: the ongoing MOJ Project (Phase 3) and the Legal and Judicial Cooperation Project with the Bar Association of Kingdom of Cambodia (hereinafter referred to as "BAKC Project") which was ended in 2010 June. Besides, inviting the MOJ officials to the seminars organized by RSJP has provided the opportunities for them to learn the practical issues faced by the judges in applying the CC and the CCP in the courts. The MOJ Project has also invited the Prospective Trainers to attend their seminars which contribute to achieve deeper understanding of the CC and the CCP. These have brought about the complementary effects.

The management of the RSJP and the Japanese experts have held regular meetings 3 to 4 times a year to discuss the progress of the Project and policy of the school management. These efforts have contributed to the efficient implementation of the Project.

3-4. Impact

The impact of the Project is expected to be relatively high.

As the Prospective Trainers have acquired necessary knowledge and skills through the Working Group activities, following impacts have been observed:

1) The Prospective Trainers have voluntarily developed the teaching manual "Manual of Demand Procedure". Some of them have already started teaching in the Royal School of Court Clerk and universities. These activities are considered as spill-over effects of the Project.

2) Many judges have been asking questions to the Prospective Trainers mainly on the CCP and they have shared what they learnt on civil matters at RSJP with other judges in their courts.. This kind of knowledge transfer is effective for the proper implementation of the CCP in local courts.

3-5. Sustainability

Sustainability of the Project is deemed to be relatively high.

55 judges and prosecutors have been produced per year based on the five-year plan (2008-2012) of RAJP. In Cambodia, two new courts of first instance were installed recently, and the CC will be applied in December 2011. Accordingly, much more legal professionals will be required in the future.

The Prospective Trainers have been steadily selected and trained through the project activities. Some of them have acquired the capacity of providing lectures, and took initiatives in developing the manuals on civil matters. In total 40 Prospective Trainers will contribute to the sustainability of the education of the RSJP, while playing important roles as judges in their courts.

Issue of concern is that CLE has not been implemented since 2010, because of the lack of financial sustainability of this activity.

4. Conclusion

Based on the results stated in the previous sections, it has been agreed that the achieved Project Outputs are expected to lead to the achievement of the Project purpose, with the continuous efforts by the Cambodian counterparts. Therefore the Project will be concluded as scheduled.

5. Recommendations

5-1. Issues to be considered after the completion of the Project

(1) Continuous capacity development of the Prospective Trainers

From the long-term perspectives, it is important to improve qualified Prospective Trainers further as the core legal professionals in the future. The knowledge on the CC will be especially necessary to be deepened in reference to the issues raised from the practical application of the CC.

(2)Implementation of CLE

The management of the school has recognized the importance of the CLE and has indicated their intention to implement CLE near future. It has currently implemented the needs survey targeting on the judges and prosecutors. For better application of the CC in

December 2011, it is recommended for RSJP to take necessary measures to implement CLE as soon as possible.

Annex 1. Achievement and Progress

(1) Achievement and Progress Grid

Annex 2. Record of Achievements

(1) List of developed teaching materials
(2) Ratio of the RSJP graduates among all the judges and prosecutors
(3) Number of lectures on civil affairs at RSJP

Annex 3. Record of Activities

(1) List of Working Group activities
(2) List of Seminars for Prospective Trainers by Japanese short-term experts
(3) List of Mock trials for RSJP students
(4) List of CLE

Annex 4. Record of Inputs

(1) List of Japanese Experts
(2) List of Counterpart Personnel
(3) List of Japanese Advisory Group
(4) List of Participants of Training in Japan
(5) List of Equipment
(6) Project Activity Cost

Annex 1 Achievement / Progress Grid

Project for the Improvement of Civil Matters at the Royal School for Judges and Prosecutors of the Royal Academy for Judicial Professions (Phase 2)

3

	Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Achievement / progress
Output 1 School management skills and know-how on recruiting and maintaining sufficient trainers, formulating and implementing curriculums are built up within RSJP.				
Activities	1-1 RSJP management officials hold regular meetings of management on the practical training on civil matters including the policy of school management with the participation of other officials and Japanese experts.	● The extent to which meetings of school management have been held with the participation of other officials and Japanese experts.	● Interview with Japanese experts ● Meeting records	● Japanese Experts and RSJP Management have held meetings when necessary (According to records of discussion, there were 17 meetings in FY2008, 9 meetings in FY2009, 8 meetings in FY2010 and 2 meetings in FY2011(as of September 2011)), except the daily discussions. ● The major contents of the discussions were as follows; 1) the introduction of assistant trainers which allows the Prospective Trainers to teach jointly with the Trainers, 2) the schedule of the Continuous Legal Education (CLE), 3) organizing of mock trials, etc. ● The Prospective Trainers and RAJP/RSJP staffs also participated in the meetings if necessary.

	1-2 Study and discuss on qualifications and the number of trainers to be recruited.	● The existence of standards regarding qualifications and the number of trainers to be recruited.	● Interview with Japanese experts ● Official standard s of the school	● The criteria and necessary number of trainers have not been clarified. The Prospective Trainers have been trained in the Project Phase 1, and they have started to teach as assistant trainers from the first year of the current phase. ● The Prospective Trainers have been selected based on the criteria listed below: 1) performance in graduation exam; 2) personal wish; 3) suitability; and 4) judge (because they are for education of civil affairs).
	1-3 Formulate a plan of recruiting trainers on when, how many and how to recruit.	● The existence of recruitment plan.	● Recruitment plan	● As of September 2011, the number of trainer is 7. RAJP/ RSJP have the intention to increase the number of trainers. ● RAJP is planning to appoint some of the Prospective Trainers as Trainers. ● In Cambodia, more legal professionals will be required. MOJ, the Supreme Council of Magistracy and RAJP recognize that approximately 600 judges and prosecutors will be necessary. Based on this prospect, "the Five-Year Plan for Initial Training of Royal Academy for Judicial Professions (2008-2012)" was created and the training of 55 to 62 judges and prosecutors every year has been set.

	1-4 Develop required budget application documents for recruiting trainers in discussion and coordination with relevant parties based on 1-3.	● The extent to which the budget regarding trainers recruitment is secured and implemented.	● Accounting report	● Budget application for recruiting trainers were prepared and submitted based on the plan stated in 1-3.
	1-5 Based on 1-3, formulate a plan of training Prospective Trainers on when, how many and how to train.	● The existence of training plan.	● Training plan	● RAJP/RSJP has planned to select and train seven Prospective Trainers each year, though the plan has not been documented yet. In the Project, 28 Prospective Trainers were selected from the graduates of 2nd to 5th promotion (7 candidates from each promotion), 7 Prospective Trainers were selected from the 1st promotion in the Phase 1 of the Project, and they have 35 Prospective Trainers in total. The plan was prepared on the balance between the needs for the Prospective Trainers and the allocation of judges to the courts. ● Though the Prospective Trainers of 4th and 5th promotion were supposed to be selected 7 each from the graduates of 4th and 5th batch. However, the schedule of the graduate exam for 4th batch which was planned in May 2010 was delayed to December 2010 because of the reform of the national exams. Therefore, 7 members of Prospective Trainers of 4th promotion were selected in August 2010 from the graduates of 1st to 3rd batch, considering the schedule of training in Japan for preparation of mock trial. 7 Prospective Trainers of 5th promotion were selected from the graduates of 4th batch in December 2010.

			● The school additionally selected five Prospective Trainers from the graduates of 5th batch as Prospective Trainers of 6th promotion. ● 7Prospective Trainers of 1st promotion have played an active role as assistant trainers. The two Prospective Trainers was assigned as Trainers in the Royal School for Court-Clerks and have given lectures independently.
1-6 Select Prospective Trainers based on 1-5.	●The extent to which Prospective Trainers are selected.	●List of Prospective Trainers	● 40 Prospective Trainers were selected as described above (See Annex 4.(2)).
1-7 Train Prospective Trainers including teaching and serving as an assistants at RSJP, RSCC and RSB.	●The extent to which the Prospective Trainers are working.	●Interview with Japanese experts ●List of lecturers	● The Prospective Trainers have been trained through the Working Group activities. ● The Working Group for the Prospective Trainers were held as follows (See also Annex 3.(1)); Until July 2010: every Friday Since July 2010: in the morning and afternoon respectively on every Friday Since June 2011: in the morning and afternoon on every Friday and on every Saturday In addition, lectures have been held for newly selected Prospective Trainers of 5th promotion in every Saturday afternoon (twelve times as of September 2011). Prospective Trainers of 6th promotion have also participated in the Working Group and the lectures for Prospective Trainers of 5th promotion. ● The Prospective Trainers have acquired the knowledge and the

				experience through seminars, JICA-Net seminars, training in Japan, and the daily discussion and consultation with Japanese Experts.
	1-8 Hold trainers meetings led by RAJP president / RSJP director, study, discuss and draft curriculums and guidelines for developing teaching materials.	● The extent to which the trainers meeting are held ● The existence of the curriculums ● The existence of the guidelines for developing teaching materials.	● Meeting record ● Curriculums ● Guidelines ● List of teaching materials under usage	● The Trainers meetings were held twice in FY 2008, and once in 2009 to prepare the materials for developing and reviewing the curriculum, with proactive involvement of the Prospective Trainers.. The Trainers meeting has not been held since the entrance exam was suspended in 2010. ● The RAJP/RSJP management has prepared summary of the minutes of the meetings for the ordinary meetings and detailed minutes of the meetings for the important meetings as a means of systematic knowledge management.
	1-9 RSJP recruit and maintain trainers based on the curriculums developed in 1-8.	● Record of lectures conducted	● List of lectures conducted	● RSJP is now able to manage the lectures as in curriculum without assistance of the Japanese experts, by making the Prospective Trainers to take over the lecture even when the assigned Trainers are absent.
	1-10 Conduct the practical training on civil matters (initial training) based on the curriculums developed in1-8.	● Same as 1-9. ● Level of understanding of participants	● Same as 1-9 ● Result of evaluation by the participants	● The ratio of the lectures taught by Trainer, jointly by Trainer and Prospective Trainer, and by Prospective Trainer independently is shown in Annex 2. (2).After July 2010 when the Working Group activities on CC started, the understanding of CC of the Prospective Trainers has improved. ● According to the Prospective Trainers of 1st promotion who gives lecture at RSJP, the CC is not sufficiently understood by Student Judges compared to the CCP. ● According to the Japanese experts, the Prospective Trainers of

				5th and 6th promotion who graduated the RSJP recently have shown rapid progress in understanding civil matters.
	1-11 The Japanese side advises in the process 1-1 through 1-10 appropriately and in a timely manner.	● Record of supervision by Japanese side	● Interview with Japanese experts and (prospective) trainers.	● Japanese experts have helped the Prospective Trainers to understand the CC and the CCP through Working Group activities and daily consultation. Seminars, JICA-Net seminars and Training in Japan have also contributed to the enhancement of the capacity of them. The Japanese experts have maintained good relationship with the RSJP board of management.
	Output 2 Trainers and Prospective Trainers of RSJP, including those to be recruited / selected, develop and improve skills and know-how of developing and revising teaching materials.			
	2-1 Trainers and Prospective Trainers develop and produce teaching materials for practical training on civil matters.	● The existence of teaching materials developed by the project	● Teaching materials developed by the project	● Teaching materials have been developed, especially by the efforts of the Prospective Trainers. See Annex 2. (1).
	2-2 Invite members from relevant parties to develop teaching materials, according to necessity.	● The extent to which the external members are invited.	● Interview with Japanese experts	● There was no necessity to invite external members as a result.
	2-3 Trainers and Prospective Trainers revise the teaching materials, according to necessity.	● The existence of teaching material revised by the project.	● Teaching materials revised by the project	● The Prospective Trainers have revised the Manual for Civil Litigation at 1st Instance based on the necessity, in early 2010.

	2-4 The Japanese side advises in the process 2-1 through 2-3 appropriately and in a timely manner.	● Record of Supervision by Japanese side.	● Interview with Japanese experts	● Some of the materials were drafted by the Prospective Trainers based on the lectures and discussions in Working Group and finalized reflecting the comments from the Japanese experts. ● The materials stated in Activity 2-3 were revised through the series of discussions and consultations with the Japanese experts and Japanese Advisory Group members, and discussions in training in Japan. ● Both the Cambodian and Japanese side recognize that the contents of the materials are appropriate for the training in RSJP.
	Output 3 Continuous legal education on civil matters is conducted.			
	3-1 Courses of continuous legal education (CLE) are planned and designed by RSJP in coordination with the Ministry of Justice.	● Record of consultation with MOJ. ● The existence of plan on the CLE.	● Interview with Japanese experts ● Interview with management officials of school ● Plan and curriculum on the CLE	● RSJP started CLE in 2008 by its initiatives with the support of East West Management Institute. Through the discussion and the meetings which RSJP invited donors in legal field, JICA agreed to conduct a part of the civil affairs. ● The Prospective Trainers started to teach the civil matters in CLE in 2009. ● The CLE sessions on civil matters were conducted for 5 days as follows; – Lectures by Cambodian Trainers and Prospective Trainers for 3 days – Lectures by the Japanese experts for 1 day, – Lectures by other donors for 1day ● RSJP collected feedback from the participants of CLE, and made an analysis on topics to be picked up in the future to

(3)

				improve contents. ● CLE has not been carried out since 2010 because of the financial constraint. ● According to the RSJP management, CLE will be carried out in 2012 with the financial support from the government of Cambodia.
	3-2 Implement continuous legal education based on the course plan developed in 3-1.	●Record of CLE.	●List of CLE conducted	● Judges and public prosecutors of the courts of first instance were obligated to take part in the CLE every year. ● In the CLE, participants are divided into 6 groups composed of 35-40 members, and each group participates in a 5-day session in Phnom Penh. See Annex 3. (4). ● The total number of participants of CLE was 187 in 2008, 206 in 2009. ● In 2009, a Questions and Answers style was proposed and adopted by RSJP. The questions were collected from local courts through Prospective Trainers and each lecturer prepared the answers in advance.
	3-3 The Japanese side advises in the process above appropriately and in a timely manner.	●Record of supervision by Japanese experts.	●Interview with Japanese experts	● Japanese experts advised on implementation of "Questions and Answers" style, especially on collecting questions through Prospective Trainers.
Project purpose	Royal School for Judges and Prosecutors (RSJP) is able to implement the practical training on civil matters self-reliantly	1. Status of implementing the practical training on civil matters (the number of lectures	●Records on courses taught ●Records of class lectures ●Questionnaire and	● The current curriculum includes almost same hours of lectures on the CC and the CCP. The curriculum is well balanced, taking into consideration of RSJP's priority on the procedural and practical issues such as CCP and insufficient understanding of the CC.

		taught by Cambodian trainers, and the participation of the Cambodian side in the process of developing curriculums increases, comparing with those in the Phase 1)	interview with RSJP and Japanese Experts	● The mock trials have been organized under the initiative of the Prospective Trainers (See Annex 3(3)). They have functioned as the coordinators and the tutors as giving the appropriate comments and advices to the Student Judges, even without support of the Japanese experts
		2. The number of full-time and part-time trainers increases.	● Record of trainer's recruitment	● Same as the result of the Activity 1-5, 1-7. ● To recruit full-time Trainers is currently not realistic, because of higher priority on allocating human resources to the courts. At the same time the necessity of recruiting full-time Trainers is relatively lower because of proactive involvement of Prospective Trainers. Additionally, part-time lecturers who practice law are suitable to provide lectures from practical point of view.
		3. Status of Curriculum development	● Records of curriculum development ● Questionnaire and interview with RSJP and Japanese Experts	● The curriculum was discussed in the Trainers meeting. Lectures on compulsory execution and preservative disposition were added based on the comments by Prospective Trainers.

		4.The system on how to develop teaching materials is developed and remains in RSJP	● Questionnaire and interview with RSJP and Japanese Experts	● Same as the achievement of the indicator 2-3 for the Output 2. ● Many questions from the judges across the country and their corresponding answers have been compiled as a booklet of Q&A. Q&A booklets have been published every year.
Overall Goal	Civil trials are appropriately conducted based on the Civil Code (the CC) and the Code of Civil Procedure (the CCP)	The quality of civil trials based on the CC and the CCP after the application of these Codes.	Interview with lawyers, judges, prosecutors and etc.	● Prevailing number of the judges with proper knowledge on civil affairs is one of the significant impacts of the Project. RSJP started to provide qualified education for Student Judges in 2003. As of May 2011, total number of RSJP graduates amounts to 291. The ratio of the RSJP graduates has been increasing and has occupied up to 70% of the total existing judges and prosecutors in the country. (See Annex2.(2)) ● With 40 Prospective Trainers selected and trained through the Project activities, it is expected that RSJP will sustainably produce qualified judges and prosecutors who have standardized knowledge and skill on civil matters. ● The CC will be effective in December 2011. As the necessity of legal education increase over time, further improvement of both quantity and quality of RSJP Trainers will be indispensable. It is expected that the Prospective Trainers continue to play a leading role so that RSJP can produce qualified judges and prosecutors self-sufficiently and steadily. ● With further capacity development and understanding on civil matters of other legal professionals such as lawyers and the preparation of relevant laws, the overall goal is expected to be achieved in the long run.

Annex2 (1) List of developed teaching materials

1. Mock Records for Mock Trial	
(1)	Mock Record 2008 : Case of Sok Sombat(Lease): December 2008
(2)	Mock Record 2009 : Case of Salika Cooperation (Delivery of Movable based on ownership): December 2009
(3)	Mock Record 2010 : Case of Sovan Cooperation (Bill of purchase money) : December 2010
(4)	Mock Record 2011: under edition
2. Materials on Procedure	
(5)	Manual on the Procedure of Compulsory Sale of Immovable (1st Edition): Compiled in December 2009, not be published.
(6)	Manual on Substituted Execution / Indirect Enforcement (1st Edition) : Compiled in March 2010.
(7)	Teaching Material on Suit Relating Execution: prepared to be published.
(8)	Manual on the Procedure of Provisional Attachment against Immovable (The 1st Edition)
(9)	Manual for Civil Litigation Procedure at 1st Instance (1st edition) : completed in Phase 1
(10)	Manual for Civil Litigation Procedure at 1st Instance (2nd edition) : completed
3. Q & As	
(11)	FAQs on Preservative Relief (44 questions): May 2009
(12)	Q&As on the CCP 2008 (June 2008 – March 2009 / 113 questions): September 2009
(13)	Q&As on the CCP 2009 (April 2009 – December 2009 / 123 questions): February 2009
(14)	Q&As on the CCP 2010 (January 2010 – February 2011 / 85 questions): under edition.
(15)	Q&As on the CCP 2011(January 2011 – February 2012): under edition.
4. Materials on the CC	
(16)	Resume on the CC (Tentative, drafting and giving comments)

Annex 2. (2) Ratio of the RSJP graduates among all the judges and prosecutors

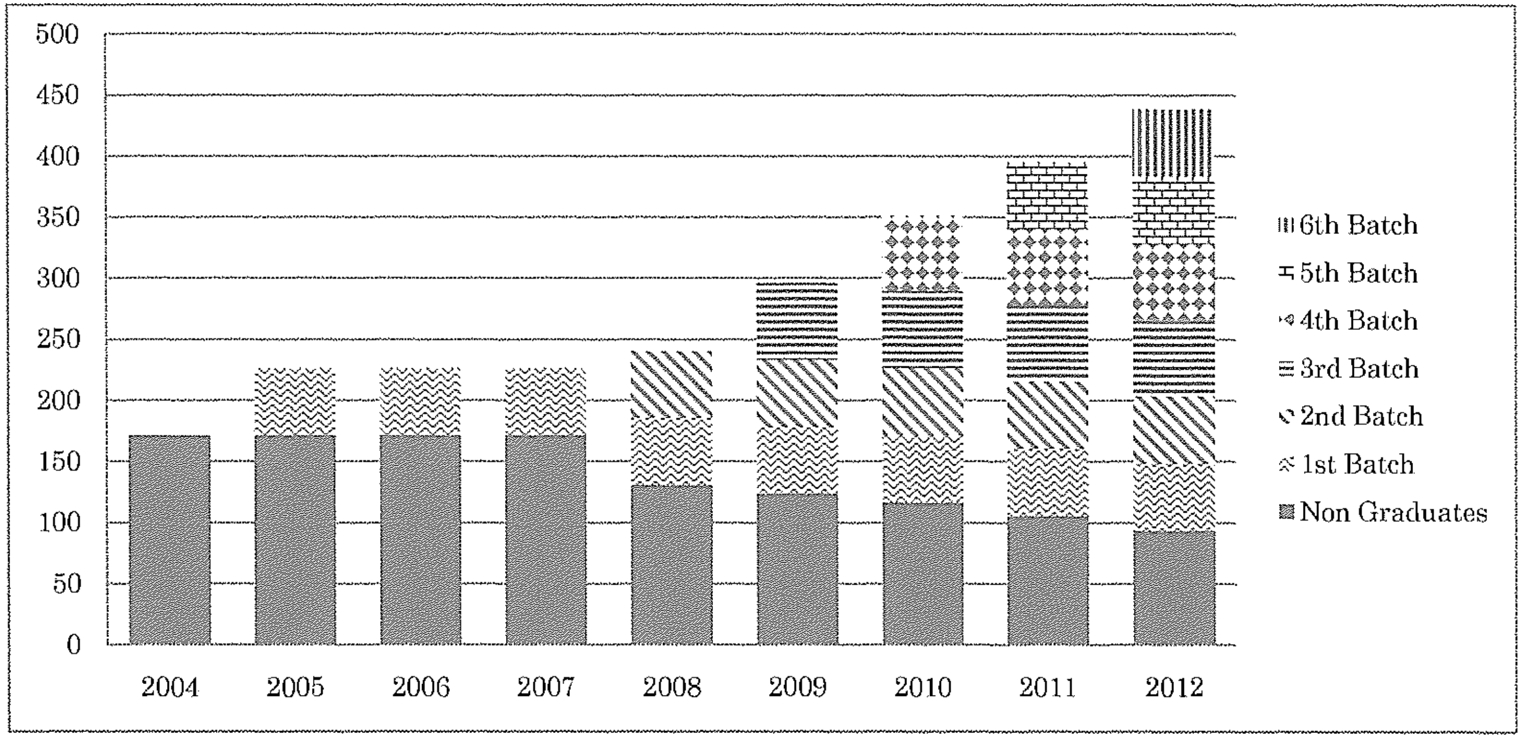

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
Non Graduates	172	172	172	172	131	124	117	106
1st Batch		55	55	55	55	55	55	55
2nd Batch					55	55	55	55
3rd Batch						63	63	63
4th Batch							62	62
5th Batch								55
6th Batch								
Total	**172**	**227**	**227**	**227**	**241**	**297**	**352**	**396**

Annex2 (3) Number of lectures on civil affairs at RSJP

(a) First Semester :May - December

Unit: hour

Year	Lecturer						Total
	Trainer	(%)	Trainer + Prospective trainer	(%)	Prospective trainer	(%)	
2008	21	12.84%	57	34.86%	85.5	52.29%	163.5
2009	12	7.14%	36	21.43%	120	71.43%	168
2010	N/A		N/A		N/A		
2011 (as of	N/A		N/A		N/A		
Total	33		93		205.5		

(b) Second Semester:January - April

Unit: hour

Year	Lecturer						Total
	Trainer	(%)	Trainer + Prospective trainer	(%)	Prospective trainer	(%)	
2008	N/A		N/A		N/A		
2009	N/A		N/A		N/A		
2010	19.5	46.43%	0	0.00%	22.5	53.57%	42
2011 (as of	N/A		N/A		N/A		
Total	19.5		0		22.5		

(3)

Annex 3 (1) List of Working Group activities

Date	Theme	Phase of the project
2006. March / once	CC (General rule)	Phase 1
2006. April / 4 times	CC (Persons)	
2006. May / 3 times	CC (Persons), CC (Obligation・Contract)	
2006. June / 4 times	CC (Agency), Defect of declaration of intention	
2006. July / twice	CC (Breach of Contract), CC (Sale)	
2006. August / 6 times	CC (Sale), CC (tort), Seminar for formulation of image on judgment, how to write a bill of complaint (Only 4 times were implemented as mock trials)	
2006. September / twice	CC (transfer of Immovable right), CC (Transfer of real right)	
2006. October / 4 times	Explanation of meaning of activities (preparation of mock records), contents of bill of complaint, original proposal of draft bill of complaint (all 4 times were implemented as mock trials WG)	
2006. November / once	CC (Transfer of real rights)	
2007. January / 3 times	Revision work of draft bill of complain, execution, flow of procedure for first civil court, defendant's assertion, difference between allegations and evidence (All 3 times were implemented as mock writing records WG)	
2007. February / once (9th)	Procedure for first civil court (Implemented as mock records WS)	
2007. March / twice	Written Answers・preparatory documents・revision work of offering of evidence, preparation of the CCP resume (once was implemented as mock record	
2007 April / once	Preparation of the CCP resume	
2007. June / 9 times	Preparation of the CCP resume, Role playing of procedure of argument, procedure of oral argument・preparation of item of argument, procedure of first civil court, explanation of the CCP (4 times were implemented as mock records WS)	
2007. November / 7 times	Lecture on CC, preparation of mock record	
2007. December / 14 times	First civil court DVD, Mock trial	
2008. February / 8 times	Original proposal of bill of complain, Seminar for 2nd promotion (Original proposal of bill of complain, Compulsory Execution, Preservative Disposition), problem for CCP application	
2008. March / once	Problem for the CCP application	
2008.5.30	WG1 Training of Prospective trainers for development of the materials (①Mock records based on Cambodian case ②Mock records and Manuals of civil execution and preservative disposition)	Phase 2
2008.6.6	WG2 Summary of the procedure of preservative disposition (purpose of preservative disposition, differences among three kinds of preservative disposition, case examples, etc)	
2008.6.13	WG3 Case selection for mock trials, Report on the training in Japan by Prospective Trainer Mr. Seng Neang	
2008.6.20	WG4 Motion for the preservative disposition	
2008.6.28	WG5 Cause facts in the claim of returning based on ownership, idea of admission of rights	
2008.7.4	WG6 Procedure of preservative disposition, drafting of form of motion	
2008.7.11	WG7 Cause facts of claim of return of goods based on ownership, Cause facts of claim of return based on the termination of loan for use, Claim based on real right and claim cased on obligation	

Date	Theme	Phase of the project
2008.7.18	WG8 Process after motion of preservative disposition to decision (examination of form of motion, allocation of cases, questioning, to parties, etc.)	Phase 2
2008.8.1	WG9 Cause facts and defense facts of claim of return of received goods based on mandate contract, claim of payment of based on cancellation of sale contract	
2008.8.8	WG10 Process after motion of preservative disposition to decision (examination of evidence for prima facie showing, question to the parties, optional oral argument, decision on security)	
2008.8.15	WG11 Procedure of preservative disposition (decision, money for release from provisional attachment)	
2008.8.22	WG12 Cause facts of claim of return of payment as a recovery of state based on cancellation of sale (non-performance, material breach of contract, termination) and defense facts (provision of performance, etc.)	
2008.8.29	WG13 Procedure of preservative disposition (money for release from provisional attachment)	
2008.9.5	WG14 Procedure of preservative disposition (Service of decision)	
2008.9.12	WG15 Procedure of execution of preservative disposition (motion of execution of preservative disposition)	
2008.9.26	WG16 Procedure of execution of preservative disposition, cancellation of security	
2008.10.3	WG17 Preparation of mock trial held in the training in Japan	
2008.11.7	WG18 Types of compulsory execution, summary of the procedure of compulsory sale on immovable property	
2008.11.21	WG19 Motion for compulsory sale on immovable property	
2008.11.28	WG20 Motion for compulsory sale on immovable property (granting execution clause, etc) and payment of filing fee, advance payment of cost	
2008.12.5	WG21 Decision of Commencement of compulsory sale on immovable, summary of the procedure of attachment and preparation of compulsory sale	
2008.12.12	WG22 Summary of preparation of compulsory sale on immovable, order of valuation and order of examination of existing condition	
2009.1.9	WG23 Preparation of compulsory sale (decision and public notice of time of termination of demands for distribution)	
2009.1.16	WG24 Final drafting of manual and mock record of preservative disposition	
2009.1.23	WG25 Final drafting of manual and mock record of preservative disposition	
2009.1.30	WG 26 Compulsory execution (report of claim, procedure of demands of distribution)	
2009.2.27	WG27 Compulsory execution (Procedure of order of delivery of immovable)	
2009.3.6	WG28 Compulsory execution (order of delivery of immovable, scope of creditors who should receive distribution, decision of the date of distribution and summons, procedure of notice for submission of credit calculation documents)	
2009.3.3	WG29 Compulsory execution (purpose of credit calculation documents, item to be confirmed after receipt of accounting documents, procedure of preparation of distribution schedule)	
2009.4.10	WG30 Compulsory execution (procedure of preparation of distribution schedule, flow of the procedure of the day of distribution)	
2009.4.24	WG31 Compulsory execution (Implementation of distribution, suspension of amount of distribution, distribution of suspended amount of distribution upon confirmation of right, procedure for delivery of authentic copy of title of execution to creditor and debtor)	
2009.6.12	WG32 Summary of procedure of execution by substitute	
2009.7.3	WG33 Summary of procedure of indirect enforcement, types of compulsory execution of "obligation for action"	
2009.7.10	WG34 Procedure of execution by substitute (granting execution clause, etc)	
2009.7.17	WG35 Procedure of execution by substitute (procedure of granting execution clause and service of title of execution)	
2009.7.24	WG36 Procedure of execution by substitute (motion)	

Date	Theme	Phase of the project
2009.8.14	WG37 Procedure of execution by substitute (filing fee, advance payment of cost, motion for payment of cost of execution by substitute, question to debtor)	Phase 2
2009.8.21	WG38 Procedure of execution by substitute (Requirement of issuing ruling of permission of performance by a third party)	
2009.8.28	WG39 Procedure of execution by substitute (Requirement of issuing ruling of permission of performance by a third party, trial on the fact of non-performance, motion objecting to claim)	
2009.9.4	WG40 Procedure of execution by substitute (contents of permission of performance by a third party, service of ruling of permission, etc.)	
2009.9.11	WG41 Procedure of execution by substitute (enforcement of ruling of permission)	
2009.9.28	WG42 Preparation of mock trial held in the training in Japan	
2009.10.23	WG43 Procedure of indirect enforcement (preparation of motion, motion)	
2009.11.20	WG44 Procedure of indirect enforcement (preparation of motion, motion)	
2009.11.27	WG45 Procedure of indirect enforcement (Contents of ruling of indirect enforcement, service of the ruling, etc.)	
2009.12.4	WG46 Procedure of indirect enforcement (collection of money to secure performance, granting special execution clause)	
2009.12.11	WG47 CC (Bona fide acquisition and agency as main points of mock trial case)	
2009.12.18	WG48 Preparation of mock trial, ①explanation of schedule, etc, ②explanation of the case -matters related to procedure, ③explanation of the case - points of issue	
2010.1.15	WG49 Types and summary of the procedure of motion for complaint related to compulsory execution	
2010.1.22	WG50 Procedure of motion objecting to claim (reason of objection, etc.)	
2010.1.29	WG51 Procedure of motion objecting to claim (filing a case, etc.)	
2010.2.5	WG52 Procedure of motion objecting to claim (issue of claim, procedure, etc.)	
2010.2.12	WG53 Procedure of motion objecting to claim (complaint, etc.)	
2010.2.19	WG54 Procedure of motion objecting to claim (stay and cancellation of execution, judgment)	
2010.3.19	WG55 Procedure of motion objecting to claim (motion objecting to claim demanding prohibition of compulsory execution)	
2010.4.23	WG 1 Introduction of new expert and discussion about style of WG	
2010.4.30	WG 2	
2010.5.7	WG 3 Third party objection②	
2010.5.21	WG 4	
2010.5.28	WG 5 Motion objection to the granting of an execution clause	
2010.6.4	WG 6 Motion objection to the granting of an execution clause	
2010.6.11	WG 7 Motion objection to the granting of an execution clause, "Chamtoah" appeal against execution	
2010.6.25	WG 7 "Chamtoah" appeal against execution, objection to execution	
2010.7.2	WG 8 Objection to execution, objection to distribution	
2010.7.9	WG 10 Objection to distribution schedule, filing of the objection	

Date	Theme	Phase of the project
2010.7.16	WG 11 Objection to distribution schedule, filing of the objection	Phase 2
2010.7.23	WG 1 CC (General rule)	
	WG 2 CC (General rule)	
2010.7.30	WG 3 CC (General rule)	
	WG 4 CC (Real right)	
2010.8.6	WG 5 CC (General rule)	
	WG 6 CC (Real right)	
2010.8.6	WG 7 CC (General rule, General provisions about obligation)	
	WG 8 CC (Real right)	
2010.8.20	WG 9 CC (General rule, General provisions about obligation)	
	WG 10 CC (Real right)	
2010.8.27	WG 11 CC (General provisions about contract)	
	WG 12 CC (Real right)	
2010.9.3	WG 13 CC (General provisions about contract)	
	WG 14 CC (Real right)	
2010.9.10	WG 15 CC (General provisions about contract)	
	WG 16 CC (Real right)	
2010.10.1	WG 17 CC (General provisions about contract)	
	WG 18 CC (Real right)	
2010.10.15	WG 19 CC (General provisions about contract)	
	WG 20 CC (Real right)	
2010.11.5	WG 21 CC (General provisions about contract)	
	WG 22 CC (Real right)	
2010.11.12	WG 23 CC (General provisions about contract)	
	WG 24 CC (Real right)	
2010.11.19	WG 25 CC (General provisions about contract)	
	WG 26 CC (Real right)	
2010.11.26	WG 27 CC (General provisions about contract)	
	WG 28 CC (Real right)	
2010.12.3	WG 29 CC (General provisions about contract)	
	WG 30 CC (Real right)	

Date	Theme	Phase of the project
2010.12.31	WG 31 CC (Contract)	Phase 2
	WG 32 CC (Real right)	
2011.1.14	WG 33 CC (Contract)	
	WG 34 CC (Real right)	
2011.1.21	WG 35 CC (Contract)	
	WG 36 CC (Real right)	
2011.1.28	WG 37 CC (Contract)	
	WG 38 CC (Real right)	
2011.2.4	WG 39 CC (Contract)	
	WG 40 CC (Real right)	
2011.2.11	WG 41 CC (Contract)	
	WG 42 CC (Real right)	
2011.2.25	WG 43 CC (Contract)	
	WG 44 CC (Real right)	
2011.3.4	WG 45 CC (Contract)	
	WG 46 CC (Real right)	
2011.3.11	WG 47 CC (Contract)	
	WG 48 CC (Obligation created by law)	
2011.3.25	WG 49 CC (Contract)	
	WG 50 CC (Obligation created by law)	
2011.4.1	WG 51 CC (Contract)	
	WG 52 CC (Obligation created by law)	
2011.4.8	WG 53 CC (Contract)	
	WG 54 CC (Obligation created by law)	
2011.4.22	WG 55 CC (Contract)	
	WG 56 CC (Obligation created by law)	
2011.4.29	WG 57 CC (Contract)	
	WG 58 CC (Obligation created by law)	
2011.5.6	WG 59 CC (Contract)	
	WG 60 CC (Obligation created by law)	
2011.5.27	WG 61 CC (Contract)	
	WG 62 CC (Obligation created by law)	

Date	Theme	Phase of the project
2011.6.3	WG 63 CC (Contract)	Phase 2
	WG 64 CC (Obligation created by law)	
2011.6.4	WG 65 CC (extinction of obligation)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 1 (CC general rule)	
2011.6.10	WG 66 CC (Contract)	
	WG 67 CC (Obligation created by law, security)	
2011.6.11	WG 68 CC (extinction of obligation)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 2 (Capacity)	
2011.6.17	WG 69 CC (Contract)	
	WG 70 CC (Obligation created by law, security)	
2011.6.18	WG 71 CC (extinction of obligation)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 3 (General rule of real right 1)	
2011.6.24	WG 72 CC (Contract)	
	WG 76 CC (Obligation created by law, security)	
2011.6.25	WG 74 CC (extinction of obligation)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 4 (General rule of real right 2)	
2011.7.1	WG 75 CC (Contract)	
	WG 76 CC (Security)	
2011.7.2	WG 77 CC (extinction of obligation)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 5 (Real right)	
2011.7.8	WG 78 CC (Remedies for breach of contract)	
	WG 79 CC (Security)	
2011.7.9	WG 80 CC (extinction of obligation)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 6 (Real right)	
2011.7.15	WG 81 CC (Remedies for breach of contract)	
	WG 82 CC (Security)	
2011.7.16	WG 83 CC (extinction of obligation)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 7 (Real right)	
2011.7.22	WG 84 CC (Remedies for breach of contract)	
	WG 85 CC (Security)	
2011.7.23	WG 86 CC (extinction of obligation)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 8 (Real right)	

Date	Theme	Phase of the project
2011.7.29	WG 87 CC (Remedies for breach of contract)	Phase 2
	WG 88 CC (Security)	
2011.7.30	WG 89 CC (Effect of obligation to a third party)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 9 (Contract)	
2011.8.12	WG 90 CC (Invalidity, Rescission, Defective declaration of intention)	
	WG 91 CC (Pledge)	
2011.8.13	WG 92 CC (Avoidance of fraudulent act)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 10 (Conctract)	
2011.8.19	WG 93 CC (Defective declaration of intention)	
	WG 94 CC (Pledge)	
2011.8.20	WG 95 CC (Subrogation of Creditor)	
	Lecture for Prospective Trainers of 5th promotion 11 (Contract)	

Annex 3 (2) List of Seminars for Prospective Trainers by Japanese short-term experts

(a) Seminars for Prospective Trainers by Japanese short-term experts

Date	Theme of the seminar	Belonging Organization of lecturer	Japanese experts in charge	Number of participation	Belonging Organization of participants	Phase of the project
2006.August.14-18	Special lecture of the Civil Code (CC)	2 Lecturers of MOJ, Lawyer	Sumiko SEKINE Toshihiko KOBAYASHI Tsuyoshi ISOKAWA	55	RSJP student of 2nd grade	Phase 1
2006.August.21-25	Special lecture of the CC			55		
2008.February.14-19	Lecture on drafting of judgment, Case study	1 Lecturer of MOJ, 1 Lawyer	Tsuyoshi ISOKAWA Tomoki MIYAZAKI	55	RSJP student of 2nd grade	
2008.February.20	Preservative Disposition	1 Lecturer of MOJ	Tsuyoshi ISOKAWA Tomoki MIYAZAKI	55		
2009.February.10-13	Compulsory execution, Organization of the allegation of the parties	1 Lecturer of MOJ, 1 Lawyer	-	-	Prospective trainers	Phase 2
2009.June.22-26	CC (General rule of real right, general rule of security rights)	2 Lecturers of MOJ	Emiko NISIMURA	21	Prospective trainers	
2010.March.9-12	Binding effect of judgment, joint suit	1 Lecturer of MOJ	Tomoki MIYAZAKI	21	Prospective trainers	
2010.September.15-21	Family, Succession	2 Lecturers of MOJ	Michiyasu MATSUKAWA Kazuo UESAKA	-		
2011.Mach.16-23	Torts, Compulsory Execution	2 Lecturers of MOJ	Michiyasu MATSUKAWA Kazuo UESAKA	-		

b) JICA Net Seminar

Date / Time	Theme of the seminar	Participants	Phase of the project
2006.December / 7 times	JICA-net Seminar (Code of Civil Procedure (CCP))	Trainer	Phase 1
2006.December / 7 times	JICA-net Seminar (Code of Civil Procedure (CCP), Complaints, Basic structure of Civil Procedure)	Prospective trainer	
2007.December / 6 times	JICA-net Seminar, Preparation of mock records	Trainer	
2007 May / twice	JICA-net Seminar	Trainer	
2007. May / 8 times	JICA-net Seminar (Role playing of Preparatory proceeding of oral argument) , Preparation of the CCP resume (3 times were organized as mock records WS)	Prospective trainer	
2007.August / twice	JICA-net Seminar	Trainer	
2007. August / 3 times	Question and answer on the Preservative Disposition, JICA-net Seminar (CCP dissemination Seminar) (twice were implemented as mock records WS)	Prospective trainer	
2007.September / twice	JICA-net Seminar	Trainer	
2008.September 18-19	JICA-net Seminar (Contract, money for release from provisional attachment, Cancellation of preservative disposition, Cancellation of security, etc.)	Trainer	Phase 2
2009.May 22nd	JICA-net Seminar (Demand procedure, Special procedure for small claim cases)	Trainer	
2007. September / 4 times	JICA-net Seminar(Mock record and draft of judgment, preservative disposition and execution) (4 times were implemented as mock records WS)	Prospective trainer	

Annex 3 (3) List of Mock trial for RSJP student

Date	Theme of the seminar	Belonging Organization of lecturer	Number of participation	Belonging Organization of participants	Phase of the project
2005.June.20-29	Mock trial	2 Lecturers of MOJ	65	RSJP student of 1st grade, Lawyer Prospective trainers	Phase 1
2007.November.13-16	Preparation of mock records, lecture on the CC	1 Lecturer of MOJ	7	Prospective trainers	
2007.December.12-15	Mock trial	2 Lecturers of MOJ, Lawyer	App. 100	RSJP student of 2nd and 3rd grade	
2008.December.22-26	Mock trial for Civil Affairs	1 Lecturer of MOJ	125	RSJP student of 3rd and 4th grade	Phase 2
2009.December.21-26	Mock trial for Civil Affairs	1 Lecturer of MOJ	117	RSJP student of 4th and 5th grade	
2010.December.20-24	Mock trial for Civil Affairs		-	RSJP student of 4th and 5th grade	

Annex 3 (4) List of CLE

Year	Date	Theme
2008	2008.10.13-17	1st CLE : 5 days on Civil Affairs Japanese expert lectured for 0.5 day on Civil Affairs. The 4.5 days on Civil Affairs lectured by Cambodians.
	2008.10.20-24	2nd CLE Same as above.
	2008.11.3-7	3rd CLE Same as above.
	2008.11.17-21	4th CLE Same as above.
	2008.11.24-28	5th CLE Same as above.
	2008.12.1-5	6th CLE Same as above.
2009	2009.8.17-21	1st CLE : 5 days on Civil Affairs Japanese expert lectured for 1 day on Civil Affairs. The 4 days on Civil Affairs lectured by Cambodians.
	2009.9.7-9.11	2nd CLE Same as above.
	2009.10.12-16	3rd CLE Same as above.
	2009.11.16-20	4th CLE Same as above.
	2009.11.30-12.04	5th CLE Same as above.
	2009.12.14-18	6th CLE Same as above.

Annex 4 (1) List of Japanese Experts

FY2008	Long term	Ryota TATEMOTO	Prosecutor(Research and Trainign Institute of the Ministry of Justice)	Advisor on the training on legal profession	Royal School for Judges and Prosecutors	2008/4/1	2010/3/31
	Long term	Ryu MORITA	Coordinator	Coordinator	Royal Academy for Judicial Professions	2008/4/1	2010/9/30
	Short term	Tomoki MIYAZAKI	Judge	Advisor on the training on legal profession(Mock trial)	Royal Academy for Judicial Professions and Royal School for judges and Prosecutors	2008/12/17	2008/12/27
	Short term	Takeshi ISOKAWA	Lawyer(Global law office)	Trainer for civil matters	Royal School for Judges and Prosecutors	2009/2/11	2009/2/15
	Short term	Tomoki MIYAZAKI	Judge	Trainer for civil matters	Royal School for Judges and Prosecutors	2009/2/9	2009/2/15

FY2009	Short term	Tomoki MIYAZAKI	Judge	Trainer for Civil Matters (1)	Royal School for Judges and Prosecutors	2009/6/21	2009/6/28
	Short term	Emiko NISIMURA	Trainer(Research and Training Institute of the Ministry of Justice)	Trainer for Civil Matters (2)	Royal School for Judges and Prosecutors	2009/6/21	2009/6/28
	Interpreter	Ren SUWAI	JICE	Interpreter	Royal School for Judges and Prosecutors	2009/6/21	2009/6/28
	Short term	Tomoki MIYAZAKI	Judge	Trainer for Civil Matters (2)	Royal School for Judges and Prosecutors	2009/7/31	2009/8/9
	Short term	Emiko NISIMURA	Trainer(Research and Training Institute of the Ministry of Justice)	Trainer for Civil Matters (3)	Royal School for Judges and Prosecutors	2009/7/31	2009/8/9
	Short term	Takeshi ISOKAWA	Lawyer	Trainer for Civil Matters (1)	Royal School for Judges and Prosecutors	2009/8/1	2009/8/5
	Short term	Emiko NISIMURA	Trainer(Research and Training Institute of the Ministry of Justice)	Trainer for Civil Matters (Mock Trial)	Royal School for Judges and Prosecutors	2009/12/7	2009/12/26
	Short term	Tomoki MIYAZAKI	Judge	Trainer for Civil Matters	Royal School for Judges and Prosecutors	2010/3/8	2010/3/13

FY2010	Long term	Emiko NISIMURA		Advisor on the training on legal profession	Royal School for Judges and Prosecutors	2010/4/1	2012/3/31
	Long term	Yohei OKAMOTO		Advisor on the training on legal profession(Practice of Civil trial)	Royal School for Judges and Prosecutors	2010/4/1	2012/3/31
	Long term	Ryu MORITA	Coordinator	Coordinator	Royal School for Judges and Prosecutors	2010/4/1	2012/3/31
	Short term	Michiyasu MATSUKAWA	Reseach and Training Institute of the Ministry of Justice	Trainer for Civil Matters (1)	Royal School for Judges and Prosecutors	2010/9/14	2010/9/22
	Short term	Kazuo UESAKA	Research and Training Institute of the Ministry of Justice	Trainer for Civil Matters (2)	Royal School for Judges and Prosecutors	2010/9/14	2010/9/22
	Interpreter	Ren SUWAI	JICE	Interpreter	Royal Academy for Judicial Professions and Royal	2010/9/14	2010/9/22
	Short term	Michiyasu MATSUKAWA	Research and Training Institute of the Ministry of Justice	Code of Civil Procedure		2011/3/15	2011/3/24
	Short term	Kazuo UESAKA	Research and Training Institute of the Ministry of Justice	Civil Code		2011/3/15	2011/3/24
	Interpreter	Ren SUWAI		Interpreter	Royal Academy for Judicial Professions and Royal	2011/3/15	2011/3/24

Annex 4 (2) List of Counterpart Personnel

(a) Project Director : H.E. Tep Darong, President of RAJP

Acting Project Director : H.E. Chhorn Proloeung, Acting President of RAJP (February 2011 and beyond)

(b) Project Manager: H.E. Vann Phann, Director of RSJP

*responsible for the managerial matters of the project: H.E. Koeut Sekano, Secretary General of RAJP

(c) Trainers of Civil Matters of RSJP

	NAME	POSITION
1	H.E Hy Sophea	Secretary of State, MOJ
2	Mr. You Ottara	Judge, Supreme Court
3	H.E You Bunleng	President of Appeal Court
4	Mr. Mong Monichariya	President of Court of first instance of Preah Shihanouk Province
5	Mr. Saly Theara	Judge, Supreme Court
6	H.E Pen Pichsaly	Technical Director General, MOJ
7	Mr. Som Sereyvuth	Judge, Supreme Court

(d) Prospective Trainers of Civil Matters of RSJP

(1) 1st Prospective Trainers — March 2006 and beyond

	NAME	POSITION
1	Mr. In Vanvibol	President of Court of first instance of Kandal Province
2	Ms. Chaing Sinath	Judge, Phnom Penh Municipal
3	Ms. Sem Sakola	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Municipal
4	Mr. You Bunna	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Municipal
5	Mr. Plang Samnang	Judge, Court of first instance of Shihanouk Ville Province
6	Mr. Taing Sunlay	Judge, Appellate Court
7	Mr. Seng Neang	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Municipal

(2) 2nd Prospective Trainers May 2008 and beyond

	NAME	POSITION
1	Mr. Nguon Ratana	Judge, Court of first instance of Pursat Province
2	Mr. Kong Tarachhath	Judge, Court of first instance of Kampong Chhnang Province
3	Mr. Mong Monysophea	Judge, Court of first instance of Prey Veng province
4	Mr. Kim Meng	Judge, Court of first instance of Batambang Province
5	Mr. Heng Sokna	Judge, Court of first instance of Takeo Province
6	Mr. Hout Heang	Judge, Court of first instance of Kandal Province
7	Mr. Chea Sok Heang	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Municipal

(3) 3rd Prospective Trainers May 2009 and beyond

	NAME	POSITION
1	Ms Yeth Molin	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Municipal
2	Ms. Pich Mareine	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Municipal
3	Ms Srun Chhunvoleak	Judge, Court of first instance of Kandal Province
4	Ms. Sor Lynna	Judge, Court of first instance of Shihanouk Ville Province
5	Mr. Nguon Vuthy	Judge, Court of first instance of Kampong Cham Province
6	Ms. Thlang Phaneth	Judge, Court of first instance of Batambang Province
7	Mr. Ket Socheat	Judge, Court of first instance of Kratie Province

(4) 4th Prospective Trainers August 2010 and beyond

	NAME	POSITION
1	Mr. Chan Raingsey	Judge, Supreme Court
2	Ms. Kheiv Sokha	Judge, Supreme Court
3	Mr. Ruos Piseth	Judge, Court of first instance of Kampot Province
4	Mr. Kim Heng	Judge, Court of first instance of Svay Rieng Province
5	Ms. Ouk Rethkunthea	Judge, Court of first instance of Takeo Province
6	Mr. Sin Sovannarath	Judge, Court of first instance of Preah Vihear Province
7	Mr. Heng Chansyborin	Judge, Court of first instance of Kampong Chhnang Province

(5) 5th Prospective Trainers December 2010 and beyond

	NAME	POSITION
1	Mr. Chee Virak	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Municipal
2	Mr. Y Thavarak	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Municipal
3	Mr. Keng Somarith	Judge, Court of first instance of Kandal Province
4	Mr. Nhim Pisal	Judge, Court of first instance of Shihanouk Ville Province
5	Mr. Chhun Chann Seyha	Judge, Court of first instance of Siem Reap Province
6	Mr. Yoib Meta	Judge, Court of first instance of Battambang Province
7	Mr. Rem Sopheak	Judge, Court of first instance of Siem Reap Province

3

(6) 6th Prospective Trainers June 2011 and beyond

	NAME	POSITION
1	Mr. Kim Rothnarin	Judge, Court of first instance of Phnom Penh Municipal
2	Mr. Chhe Vivathanak	Judge, Court of first instance of Kandal Province
3	Ms. Va Sakada	Prosecutor, Court of first instance of Phnom Penh Municipal
4	Mr. Ly Sophana	Prosecutor, Court of first instance of Phnom Penh Municipal
5	Mr. Sam Rithyveasna	Prosecutor, Court of first instance of Kandal Province

Annex 4 (3) List of Japanese Advisory Group

(a) Member List of Advisory Group on the Training of Legal Professions

No	NAME	Position, Institution	FY 2008	FY2009	FY2010	FY2011
			8 persons	8 persons	8 persons	8 persons
1	Mr. Osamu Iwaki	(Former Chairman) Lecturer, Judicial Research and Training Institute	○	-	-	-
2	Mr. Kouji Yamaguchi	(Chairman) Lecturer, Judicial Research and Training Institute	-	○	-	-
3	Mr. Toshifumi Minami	Judge, Tokyo High Court	○	○	○	○
4	Mr. Kozo Yanagida	Judge, Tokyo High Court	○	○	○	○
5	Mr. Masahiro Iseki	Lawyer, Japan Federation of Bar Associations	○	○	○	○
6	Ms. Yoshiko Honma	Lawyer, Japan Federation of Bar Associations	○	○	○	○
7	Mr. Takeshi Isokawa	Lawyer, Japan Federation of Bar Associations	○	○	○	○
8	Mr. Kenichi Kikegawa	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	○	-	-	-
9	Mr. Tomoki Miyazaki	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	○	○	-	-
10	Ms. Emiko Nishimura	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	-	○	-	-
11	Ms. Junko Okabe	Attorney, The Legal Training and Research Institute of Japan	-	-	○	○
12	Mr. Kazuo Uesaka	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	-	-	○	○
13	Mr. Mitsuyasu Matsukawa	Lecturer & Government Attorney, ICD, Ministry of Justice	-	-	○	○

(b) Record of Group Meetings

No	DATE
1	9 Sep 2008
2	8 Jan 2009
3	4 June 2009
4	8 Jan 2010
5	16 Jun 2010
6	16 Nov 2010

Annex 4 (4) List of Participants of Training in Japan

(a) Mock Record Development

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Mr. Nguon Ratana	Judge	Court of first instance of Pursat Province	6 Oct 2008-18 Oct 2008
2	Mr. Kong Tarachhath	Judge	Court of first instance of Kampong Chhnang	6 Oct 2008-18 Oct 2008
3	Mr. Mong Monysophea	Judge	Court of first instance of Prey Veng Province	6 Oct 2008-18 Oct 2008
4	Mr. Kim Meng	Judge	Court of first instance of Batambang Province	6 Oct 2008-18 Oct 2008
5	Mr. Hout Heang	Judge	Court of first instance of Kandal Provincial Court	6 Oct 2008-18 Oct 2008
6	Mr. Chea Sok Heang	Judge	Court of first instance of Phnom Penh municipal	6 Oct 2008-18 Oct 2008
7	Mr. Heng Sokna	Judge	Court of first instance of Takeo Province	6 Oct 2008-18 Oct 2008

(b) Development of materials

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Ms Chaing Sinath	Judge	Court of first instance of Phnom Penh municipal	9 Mar 2009-18 Mar 2009
2	Mr. Taing Sunlay	Judge	Appeal Court	9 Mar 2009-18 Mar 2009
3	Mr. Seng Neang	Judge	Court of first instance of Phnom Penh Municipal	9 Mar 2009-18 Mar 2009
4	Mr. Kong Tarachhath	Judge	Court of first instance of Kampong Chhnang	9 Mar 2009-18 Mar 2009

(c) Mock Record Development

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Ms. Pich Mareine	Judge	Court of first instance of Phnom Penh municipal	4 Oct 2009-17 Oct 2009
2	Ms. Yeth Molin	Judge	Court of first instance of Phnom Penh municipal	4 Oct 2009-17 Oct 2009
3	Ms. Thlang Phaneth	Judge	Court of first instance of Batambang Province	4 Oct 2009-17 Oct 2009
4	Mr. Ket Socheat	Judge	Court of first instance of Kratie Province	4 Oct 2009-17 Oct 2009
5	Mr. Nguon Vuthy	Judge	Court of first instance of Kampong Chhnang	4 Oct 2009-17 Oct 2009
6	Ms. Sor Lynna	Judge	Court of first instance of Shihanouk Ville Province	4 Oct 2009-17 Oct 2009

(d) Development of materials

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Mr. Nguon Ratana	Judge	Court of first instance of Pursat Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009
2	Mr. Kong Tarachhath	Judge	Court of first instant of Kampong Chhnang	10 Nov 2009-19 Nov 2009
3	Mr. Mong Mony Sophea	Judge	Court of first instant of Prey Veng Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009
4	Mr. Kim Meng	Judge	Court of first instance of Batambang Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009
5	Mr. Hout Heang	Judge	Court of first instance of Kandal Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009
6	Mr. Chea Sok Heang	Judge	Court of first instance of Phnom Penh municipal	10 Nov 2009-19 Nov 2009
7	Mr. Heng Sokna	Judge	Court of first instance of Takeo Province	10 Nov 2009-19 Nov 2009

(e) Mock Trial

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Mr. Hout Heang	Judge	Kandal Provincial Court of First Instance	17 Oct 2010 - 30 Oct 2010
2	Mr. Heng Sokna	Judge	Takeo Provincial Court	17 Oct 2010 - 30 Oct 2010
3	Ms. Srun Chhunvoleak	Judge	Kandal Provincial Court of First Instance	17 Oct 2010 - 30 Oct 2010
4	Ms. Sor Lynna	Judge	Sihanouk Provincial Court	17 Oct 2010 - 30 Oct 2010
5	Mr. Nguon Vuthy	Judge	Kampong Cham Provincial Court of First Instance	17 Oct 2010 - 30 Oct 2010
6	Mr. Thlang Phaneth	Investigative Judge	Judge Division, Battambang Provincial	17 Oct 2010 - 30 Oct 2010
7	Mr. Chan Rainsey	Judge	Court Division, the Supreme Court and General Prosecution	17 Oct 2010 - 30 Oct 2010

(f) Execution and Preservation

	NAME	POSITION	INSTITUTION	PERIOD
1	Mr. Heng Chansyborin	Judge	Kampong Chhnang Provincial Court	19 Jun 2011 - 25 Jun 2011
2	Mr. Chan Rainsey	Judge	Court Division, Supreme Court and General Procecution	19 Jun 2011 - 25 Jun 2011
3	Mr. Synn Sovannrath	Presiding Judge	Prey Veng Court of First Instance	19 Jun 2011 - 25 Jun 2011
4	Mr. Kim Heng	Presiding Judge	Svay Rieng Court of First Instance	19 Jun 2011 - 25 Jun 2011
5	Ms. Ouk Rethkunthea	Judge	Takeo Provincial Court of First Instance	19 Jun 2011 - 25 Jun 2011
6	Mr. Ros Piseth	Judge	Court of First Instance Kampot Province	19 Jun 2011 - 25 Jun 2011

Annex 4 (5) List of Equipment

(USD)

		ITEM	UNIT	PRICE
FY2008	1			0
Sub-TOTAL				**0**
FY2009	1	LCD projector	1	1,040
	2			
Sub-TOTAL				**1,040**
FY2010	1			
	2			
Sub-TOTAL				**0**
FY2011 * until the end of Aug	1			
	2			
Sub-TOTAL				**0**

GRAND TOTAL **1,040**

Annex 4 (6) Project Activity Cost

(USD)

BREAKDOWN	FY 2008	FY2009	FY2010	FY 2011 * until the end of August	Total
workshop, seminar, etc	33,931	31,552	13,958	5,971	85,412
translation, printing, publishing	9,485	10,970	6,255	824	27,533
research	0	0	0	0	0
office maintenance	15,565	8,744	11,363	4,230	39,902
other	0	0	0	0	0
TOTAL	**58,981**	**51,266**	**31,575**	**11,024**	**152,847**

Input by Cambodian side

Project Office & Furniture
Project Meeting Room
Electricity

達成度グリッド

裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ２）

	活動内容	確認事項	情報源	実績・達成度
成果１：組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウが RSJP に蓄積される。				
	1-1 RSJP マネジメント層と日本人専門家により民事教育に関する定例ミーティングを開催する。（学校運営の方針に関するミーティング）（必要に応じて若手職員を入れる）	・学校運営に関するマネジメント層との MTG 開催状況	・専門家インタビュー ・会合議事録	● 日本人専門家と RSJP マネジメント層は、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねてきた（記録に残っている会合だけでも 2008 年度 17 回、2009 年度 9 回、2010 年度 8 回、2011 年度（終了時評価調査時まで）2 回実施しており、またこれら以外にも日常的に議論をしている）。 ● 主な協議内容は、以下のとおり、 1）教官アシスタント制の導入 2）継続教育の計画 3）模擬裁判の準備等、であった。 ● ミーティングには教官候補生および RAJP/RSJP 職員も適宜参加している。
	1-2 教官の条件及び必要な教官数を検討する。	・教官の条件、必要数に関する基準の有無	・専門家インタビュー ・学校の公式基準	● 教官の条件、必要数に関する基準は特にない。但し、フェーズ１に引き続き教官候補生の養成が進められ、今フェーズ初年度から教官アシスタント制が導入された。 ● 教官候補生の採用基準は、（1）成績、（2）本人の希望、（3）適性、（4）裁判官であること（民事教育を担当するため）である。

	1-3 教官確保の計画（いつまでに何人、どこから、どのように）を策定する。	・教官採用計画の有無	・教官採用計画	● 2011年9月時点で、教官数は7名である。RAJP/PSJPは教官数の増員の意向があるものの、教官を直接採用する計画については特に明確なものは存在しない。 ● RAJPでは、教官候補生の一部を正式に教官として任命することを検討している。 ● なお、カンボジアでは今後、各種特別裁判所が立ち上げられる予定であることから、多くの法曹人材が必要となる。この認識に立ち、MOJ、司法官職高等評議会およびRAJPで協議した結果、約600人の裁判官・検察官が必要という判断に至ったとのことである。RAJPではそれに基づいて5か年計画が策定されており、その計画に基づき2008年以降2009年に63名，2010年に62名，2011年に55名の裁判官・検察官を養成している。
	1-4 1-3をもとに、人員確保のため関係機関との協議･調整を行い、必要な予算申請書を作成する。	・教官確保にかかる予算の獲得・執行状況	・会計報告書	● 1-3で示した計画を基に、教官の確保及び教官候補生の採用に必要な予算申請書は作成・提出済みである。

1-5 1-3 をもとに、教官候補生の養成計画（いつまでに何人、どのように）を策定する。	・教官候補生の養成計画の有無	・教官候補生の養成計画	● 教官候補生の採用計画については、文書化こそなされていないものの、RAJP/PSJP は毎年７名ずつ採用していく計画となっている。フェーズ 2 で 2 期生から 5 期生の各 7 名の合計 28 名が選考され、フェーズ１で養成された 1 期生 7 名とあわせ、35 名が教官候補生となった。この計画は、教官候補生にふさわしい人材の供給量や裁判所への配置を優先すべき実情などを踏まえて総合的に定めたものである。 ● ４期教官候補生は４期卒業生から、５期教官候補生は５期卒業生から各７名選任される予定であったが、４期生の卒業試験が、国家試験制度改革の影響で予定の 2010 年５月から大幅に延期され、2010 年 12 月に実施された。このため、本邦研修、模擬裁判実施の都合もあり、同年 8 月、１～３期卒業生の中から、４期教官候補生を 7 名選抜した。５期教官候補生７名は、４期卒業生の中から、2010 年 12 月に選抜された。 ● 上記に加え、2011 年 6 月、学校が独自に、5 期卒業生から５名の教官候補生（第６期教官候補生）を選抜した。 ● 教官候補生 1 期生は、今フェーズ開始初年度から 7 名全員がアシスタント教官として活動している。うち 2 名は書記官養成校では教官として単独で講義を担当している。 ● RAJP 学院長は、プロジェクト期間中 4 年で 35 名の教官候補生（1 期生 7 名を含む）を養成するという計画は、RSJP だけではなくその他の養成校を含む RAJP 全体の学校運営の持続性を考えれば十分とは言えないものの、そうした制約条件の中で出来るだけ、教官候補生ワーキンググループ、現地セミナー等の日本側からのインプットを活用して、人材の質・量ともに高めていく努力をしていきたい、との認識を持っている。

1-6 1-5 をもとに、教官候補生を選出する。	・教官候補生の選出状況	・教官候補生の名簿	● 教官候補生 40 名が上述の通り選定されている（Annex 4. (2)参照）。
1-7 教官候補生を養成する。（授業のアシスタント、書記官･執行官養成校での授業の実施等を含む）	・教官候補生の稼動状況	・専門家インタビュー ・講義講師一覧	● 教官候補生はワーキンググループで、トレーニングを受けている。 ● また、教官候補生が日本人専門家の支援のもと，執行手続に対する不服申立に関する教材や，事例を中心とした基本的な民法教材を作成している。 ワーキンググループ開催実績は以下のとおりである（Annex3. (1)参照）。 2010 年 7 月まで：毎週金曜日 2010 年 7 月最終週から：毎週金曜の午前と午後の２コマ、 2011 年 6 月から：毎週金曜午前・午後と土曜午前の３コマ開催されている。 このほか、2011 年 6 月から、新しく選抜された５期教官候補生に対して、毎週土曜午後キャッチアップ講義が実施されている（終了時評価調査時点で、12 回）。６期教官候補生もこれらのワーキンググループ及びキャッチアップ講義に参加している。 ● 教官候補生は、カンボジアでの現地セミナー、JICA-Net セミナーおよび本邦研修への参加、あるいは日本人専門家に日常的に質問・相談するといった活動を通じて、知識や経験を蓄積してきた。

1-8 学院長/校長を主体とした教官ミーティングを開催し、カリキュラム及び教材作成指針について検討し起案する。	・教官 MTG の開催状況 ・カリキュラムの有無 ・教材作成指針の有無	・教官 MTG の議事録 ・カリキュラム ・教材作成指針 ・使用している教材一覧	● 教官ミーティングは、教材作成計画やカリキュラムの検討を目的として 2008 年度に 2 回、2009 年度に 1 回開催され、教官候補生（まだ講師をしていない候補生も含む）が議論の主体となって、カリキュラムが策定された。しかし, 2010 年以降（2011 年 7 月末現在まで）入学試験が行われておらず, 新入生不在の状態であるため, 教官ミーティングは開催されていない。 ● RAJP/RSJP の幹部は、組織的なナレッジマネジメントとして、一般的な会議に関しては内容を要約した議事録を作成し、重要な会議に関しては詳細に講義録を作成している。
1-9 1-8 のカリキュラムをもとに RSJP が教官を確保する。	・講義実施状況	・講義実績表	● 予定していた教官が講義できなくなった場合に教官候補生が代理を務めるなど、日本人専門家が講義をせずとも RSJP のリソースだけでカリキュラムどおりに講義が運営されるようになってきている。
1-10 カリキュラムに基づき、民事教育（新規教育）を実施する。	・1-9 と同じ ・参加者の理解度	・1-9 と同じ ・参加者による評価結果	● 教官、教官と教官候補生が共同で、また教官候補生が単独で講義を実施する割合は Annex2.（2）に示すとおりである。2010 年 7 月以降、民法 WG が開始されて以降、教官候補生の民法に対する理解は深まりつつある。 ● 民法ＷＧ開始以前は，RSJP 学生の民事訴訟法に対する理解は進んできているものの，民法についての理解度は十分とは言えないとの評価が、教壇に立っている教官候補生 1 期生から報告された。 ● 日本人専門家によるとその後，2010 年 7 月より民法ＷＧを開始したところ，教官候補生も当初は実体法の理解不足がかなり見られたものの，回数を重ねる毎に理解力はかなり深まっている。また，新たに加わった 5 期生（4 期卒業生）及び 6 期生（5 期卒業生）は、民法の基本的理解度は相当進んでいる。例えば，1 ないし 4 期教官候補生が理解困難であった論点についても，5 期及び 6 期教官候補生は、的確に問題点や関連条文を指摘することができ，条文解釈に則って問題を解決する素地ができつつある。

	1-11 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。	・専門家による指導状況	・専門家、教官・教官候補生へのインタビュー	● 教官候補生の養成については、WG での活動、日本人専門家に日常的に質問・相談するといった活動を通じて、適宜適切に助言を行っている。カンボジアでの現地セミナー、JICA-Net セミナーおよび本邦研修への参加も行われており、これらの活動も、教官候補生の自主性の向上に寄与している。また、日本人専門家と RSJP マネジメント層は必要な際には常時協議できる関係を維持しており、プロジェクト運営上の必要に応じて適宜協議を重ねている。
成果 2：教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。				
	2-1 教官及び教官候補生が、民事教育に関する教材を作成する。	・プロジェクトで作成した教材の有無	・プロジェクトで作成した教材	● プロジェクトにおいて、特に教官候補生の努力により教材が作成された。作成された教材に関しては Annex 2（1）を参照のこと。
	2-2 必要に応じて、関係機関から教材作成メンバーを招へいする。	・外部メンバーの招聘状況	・専門家インタビュー	● 結果的にこの活動を実施する必要はなくなった。
	2-3 教官及び教官候補生が、必要に応じて、上記教材を改訂する。	・プロジェクトで改訂した教材の有無	・プロジェクトで改訂した教材	● 教官候補生は、必要に応じて、2010 年初旬に民事訴訟第 1 審手続マニュアルを改訂している。
	2-4 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。	・専門家による指導状況	・専門家インタビュー	● 数点の教材の作成プロセスは、日本人専門家による講義にもとづいて教官候補生が草稿し、日本人専門家によるコメントを反映させて完成させるというものであった。 ● 2-3 で言及された教材は、教官候補生が、日本人専門家および日本側支援体制との質疑応答や協議、本邦研修などを通じて改訂した。 ● 関係者（カンボジア側・日本側）は、プロジェクトを通じて作成・改訂されたこれら教材について、RSJP での教育において概ね適切な内容に仕上がっていると認識している。
成果 3：.民事に関する継続教育が行われる。				

	3-1 継続教育が、司法省との協議を行いつつ、RSJPにより計画・立案される。	・司法省との協議状況 ・継続教育にかかる計画の有無	・専門家インタビュー ・学校側マネジメント層へのインタビュー ・継続教育にかかる計画・カリキュラム	● RSJPにおける継続教育は、2008年にRAJPのイニシアティブにより、EWMIの支援を受けて開始された。学校側がドナーを招いて行った担当分野の協議会合を経て、JICAが民事分野の一部を担当することになった。 ● 2008年度には、司法省による民法・民事訴訟法の普及セミナーおよびRSJPにおける継続教育に関して、過去に特定の講師に過度な負荷がかかったため、対応策のひとつとしてRSJPの継続教育において教官候補生を活用することが提示され、2009年度の継続教育においては、教官候補生が民事分野の講義の一部を担当した。 ● 民事分野の継続教育は、以下の通り1コースあたり5日間の日程で行われた。 － 学校側が決定した教育項目に沿って、3日間はカンボジア人教官と教官候補生が、講義を行った。 － 1日は日本人専門家が担当した。 － もう1日は他ドナーが担当した。 ● RSJPでは参加者からのフィードバックを終了後に取り纏めて、どのテーマを強化すべきか分析し、その結果に基づいて毎年内容を改善した。 ● しかし、継続教育については、予算上の制約から2010年は実施されていない。 ● RSJPのマネジメント層によると、継続教育はカンボジア政府の予算支援にて2012年から実施されることとなった。 ● JICAは実施費用の4日間分を負担していた。ただし、2012年から継続教育が実施される場合、講師謝金が30米ドルとなり、全額カンボジア側が負担することとなった。

	3-2 策定したカリキュラムに基づき、継続教育を実施する。	・継続教育の実施状況	・継続教育実績表	● 下級裁判所の裁判官・検察官は受講が義務づけられていることもあり、ほとんど全員が参加している。 ● 継続教育では、参加者を6グループ（35-40人程度で1グループ）に分けて、年間計画に基づき各グループに対して5日間のセッションをプノンペンで実施している。Annex 3.(4)参照のこと。 ● 受講者総数（裁判官および検察官）は、2008年は187人、2009年は206人となっている。 ● 2008年は10～12月、2009年は8～12月にそれぞれ1週間のセッションを6回開催した。本プロジェクトでは、保全についてのレクチャーを各セッションで担当した（１セッションあたり半日）。 ● 2009年は学校側の発案でQ&Aスタイルが採用された。事前に全国の裁判所から質問を収集し、教官候補生と各講師が回答準備を担当した。
	3-3 上記の各過程において、必要に応じて日本側により適宜適切に助言が行われる。	・専門家による指導状況	・専門家インタビュー	● 日本人専門家はQ&Aスタイルの実践、特に教官候補生が収集した質問に際して助言した。 ● 現在も裁判所から質問があった場合は、助言を行っている。
成果１	組織的に学校運営（教官確保・カリキュラム策定）を行うノウハウがRSJPに蓄積される。	1-1 定例ミーティングの開催数及び検討内容の変遷	・定例ミーティング記録	● 活動1-1に同じ。
		1-2 教官ミーティングの開催数及び検討内容の変遷	・教官ミーティング記録	● 活動1-8に同じ。
		1-3 RAJPにおいて教官もしくはRSJPにおいてアシスタント教官を勤める教官候補生の数	・学校へのインタビュー	● 活動1-7に同じ。

成果２	教材作成・改訂のノウハウが教官及び教官候補生に蓄積される。	2-1 教官及び教官候補生が教材作成・改訂した教材数	・作成された教材	● 活動 2-1 に同じ。
		2-2 教官及び教官候補生が作成した教材の内容（RSJP で活用するに相応しい内容か否か）	・RSJP、専門家への質問票･インタビュー	● 活動 2-4 に同じ。
		2-3 教官、教官候補生が教材作成において果たした役割及びその変遷	・RSJP、専門家への質問票･インタビュー	● 活動 2-4 に同じ。 ● 教官ミーティングで教官候補生自身が教材作成計画を提案し、決定するようになった。日本人専門家が、教材の内容を決定し、作成していた前フェーズに比べると、カンボジア側が主体となって教材整備を行う体制が構築されつつある。 ● ある教官候補生は、自らの学習および実務での活用を企図して、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、「督促手続マニュアル」（手続の解説と参考書式）を自主的に作成した。
成果３	民事に関する継続教育が行われる。	3-1 継続教育の実施回数と継続教育における参加者の理解度	・継続教育の実施実績 ・参加者による継続教育の評価	● 活動 3-2 に同じ。 ● 上述のとおり、2010 年 4 月以降、継続教育は中止しているが、実施当時、参加者からは高い評価が得られていた。 ● 現在、継続教育の代替として、裁判所からの質問を受け付け裁判官への技術的フォローを行っている。また教官候補生が所属裁判所で情報の共有を行っているケースもある。

プロジェクト目標	RSJPにおいて民法・民事訴訟法に則った裁判官・検察官に対する裁判実務に関する教育（以下、「民事教育」という）が自立的に実施できるようになる。	1. 民事教育に関する授業実施状況（カンボジア人教官の授業の数、カリキュラム等の作成過程におけるカンボジア人の関わり方がフェーズ１よりも大きくなる）	・授業実施実績 ・講義録 ・RSJP、専門家への質問票・インタビュー	● 教育体制については、現在のカリキュラムは、民法、民事訴訟法につきほぼ同程度の時間数の講義が行われており、RSJPでは主に手続法を中心とした実務教育に重点をおきたいということと、現状の民法浸透度の両方から考えると、バランス的に問題はないといえる。 ● 模擬裁判は、年を重ねるごとに教官候補生がより主導する形で運営されている（Annex 3.(3)参照）。教官候補生はコーディネーターやチューターとしての役割を全うし、日本人専門家の支援なしでも学生に対して助言や講評を与えた。 ● 2010年の模擬裁判は、4期生の卒業試験、6期生の入学試験の遅れにより、5期生のみが模擬裁判を行うこととなった。指導を担当した教官候補生は、1期から3期の教官候補生から選ばれて10月の本邦研修に参加したメンバーであり、そのうち多数の者が既に模擬裁の指導経験があったため、長期専門家の支援･助言をほとんど要さず，事案の特徴を踏まえた適切な指導・講評をしていた。 ● 日本人専門家の報告では、教官候補生の民法、民事訴訟法に関する理解度は向上している。これは教材が作成され、教材を用いて指導が行われる等、教育環境が整ったことが主因として挙げられる。
		2. 教官（常勤及び非常勤）の数が増加する。	・教官の確保実績	● 活動1-5、1-7に同じ。 ● 専任教員の確保については、RAJP/RSJPでは「学校側としては、将来的に専任教官を確保したいと思っているが、カンボジアの司法人材が圧倒的に不足しているという現状に鑑みれば、現場実務への配置を優先するべきであり、そのため当校の専任教官は将来的に確保を希望するものの当面は現実的ではない」と認識している。さらに、法律実務に携わる非常勤講師も実務の観点から、講義を行うに適した人材である。

		3. カリキュラムの策定状況	・カリキュラムの策定実績 ・RSJP、専門家への質問票･インタビュー	● 教官ミーティングにおいてカリキュラムに関する討議がなされている。強制執行および保全処分にかかる講義は教官候補生のコメントに基づき加えられた。
		4. RSJP 内部で教材作成ができる体制が整備・維持される。	・RSJP、専門家への質問票･インタビュー	● 成果 2.の指標 2-3 に同じ。 ● 全国から寄せられる多くの質問、および回答は Q&A の冊子として編集されている。Q&A の冊子は毎年発行されている。 ● 教材作成の中心である教官候補生ワーキンググループでは、教官候補生が教材の作成・改訂経験を積み、草稿を担えるようになった。 ● 教官候補生は、教官候補生ワーキンググループ、本邦研修、現地セミナーおよび JICA-Net セミナー等において、教材作成に関するノウハウや知識を習得している。 ● 全国の裁判官から来る多くの質問とその回答が Q&A 集としてまとめられた。その結果、地方裁判所からの質問がさらに増えた。 ● 民法については，現在 WG で，事例を多用し，基本的かつ重要な論点をカバーした，初学者にもわかりやすい基本的な教材（ないしハンドブック）を作成中である。 ● 教官候補生からは、教材作成に関する日本人専門家の助言は今後も必要であるとの意見が出された。

上位目標	カンボジアにおいて民法･民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになる。	民法・民事訴訟法適用以降の民事裁判例のうち、民法・民事訴訟法に基づいて行われた民事裁判事例の質	・裁判官他法曹人材へのインタビュー	● 民事にかかる適切な知識を有する裁判官の占める人数はプロジェクトの重要なインパクトの一つである。RSJP は、2003 年から学生裁判官に対し技術教育を開始した。2011 年 5 月の時点で RSJP の卒業生は 291 名に上る。RSJP の卒業生は増加し、現在ではカンボジア国内の既存の裁判官、検察官の 70%を占めるようになった（Annex 2.（2）参照）。 ● プロジェクトの活動を通じて選択され、かつ訓練された 40 名の教官候補生とともに、RSJP は、標準化された民事事項に関する知識とスキルを有し、適格とされ得る裁判官、および検察官を持続的に育成していくことが期待される。 ● 民法は 2011 年 12 月に適用される。法曹関係の教育の必要性は長期にわたり高まっていき、RSJP の教官の質・量両面のさらなる向上が必要不可欠となる。RSJP が適格とされ得る裁判官、および検察官を自律的かつ持続的に育成していくために教官候補生が主導的な役割を果たし続けることが期待される。 ● 民事関係にかかる弁護士等他の法曹人材のキャパシティディベロップメントおよび理解が向上し、また関連法規が整備されることにより上位目標は長期的には実現するものと思われる。

評価グリッド

カンボジア国　裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト（フェーズ2）

5項目その他の基準		評価設問 大項目	評価設問 小項目	判断基準・方法	結果
0-a. 実績					
	0-a-1 投入	投入は計画通りか	日本側投入	・計画と実績の比較（大幅な乖離はないか）。 ・投入の遅れなどにより、活動に支障をきたしていないか。	● 年度毎の計画に沿って、適切な質・量の投入が行われた。投入の詳細は、附属資料Ⅲ.1「ミニッツ署名版」Annex2に記載した。 ● フェーズ1に引き続き、長期派遣専門家と日本における支援体制（アドバイザリー・グループ、日本国法務省）、及び短期専門家による現地セミナーや本邦研修など複数のスキームを活用した投入が行われた。
			カンボジア側投入	・（同上）	● 以下に示すようにプロジェクト責任者などカウンターパート配置、その他事項についても適切に投入が行われた。 プロジェクト責任者：RAJP学院長 プロジェクト・マネージャー：RSJP学校長 プロジェクト運営管理責任：RAJP事務局長 第一審裁判所判事、控訴裁判所判事、最高裁判所判事、司法省職員から構成される教官および教官候補生 ● 施設・機材 RSJP内にプロジェクト用の常設事務所、会議室を確保。 ● ローカルコスト 運営経費の自己負担。
	0-a-2　成果	成果は計画通り産出されているか。		・目標と実績の比較（大幅な乖離はないか）。	● プロジェクト活動は、PDMの計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認された（詳細は達成度グリッドに記載）。

	0-a-3　プロジェクト目標	プロジェクト目標達成の見込みはあるか。			● プロジェクト目標は以下のとおり概ね達成される見込みである。 ・ 現在のカリキュラムは民法、民事訴訟法ほぼ同数の時間、バランス良く行われている。これらは実務教育に重点が行われている。 ・ 講義は当初、教官と教官候補生により共同で行われていたが、徐々に教官候補生だけで実施する割合が増加してきた。 ・ また、教官候補生の理解度についても徐々に高まりつつあることが報告されている。特に5期生の理解は非常に良い。 ・ 教官の採用については、明確な計画が無いものの、今後、5つの法曹関係の学校が開校する予定にあるため、増員（10名以上）を計画している。教官候補生については、毎年7名づつ採用していく計画が示されている。 ・ 教材作成についても、日本人専門家の助言の基、教官候補生が草稿する等C/P内での自主性の高まりが確認されている。 ・ また、RAJP/RSJP幹部は、会議等の議事録を作成しており、組織としても技術、知識の集積を行うシステムが構築されている。
0-b.実施プロセス					
	0-b-1　活動	活動は計画通りに実施されているか。	進捗に問題はないか。	・計画と実績の比較	● プロジェクト活動は、PDM、POの計画に沿って概ね円滑に行われ、成果が達成されつつあることが確認された（詳細は達成度グリッドに記載）。

	0-b-2　技術移転の方法	技術移転の方法に問題はないか。	ある場合、どの分野において、どのような技術移転に問題があるのか、その解決方法は何か。	・計画と実績の比較（進捗の大幅な遅れがないか） ・C/P の理解度・能力の高まり	● RSJP が自律的に民事教育を実施できる体制作りを目的とし、活動が遂行されてきた。その結果、教材作成、模擬裁判が教官候補生により自主的に行われる点が確認されている。
	0-b-3　プロジェクトマネジメント体制	プロジェクトモニタリングの仕組みが構築されているか。		・各活動のモニタリング担当者配置状況 ・モニタリングの方式及び結果の処理方法の合意と実施	● フェーズ 1 の段階では RAJP/RSJP マネジメント層との協議はあまり行われていなかった。しかしフェーズ 2 では、日本人専門家と RAJP/RSJP マネジメント層は常時協議できる関係を維持しており、プロジェクト運営上必要に応じて随時協議を重ねている。 協議回数は記録上、以下のとおり。 2008 年度：17 回、2009 年度：9 回、2010 年度：8 回 2011 年度（終了時評価調査実施時）：2 回（その他随時）
		意思決定は円滑に行われているか。		・プロジェクト実施機関における迅速な意思決定	● 特に問題はない。
		カンボジア側 C/P 機関との連絡・協力体制は整備されているか。		・連携・協力不足に起因する活動遅延等の有無	● 特に問題はない。
	0-b-4　実施機関や C/P のプロジェクトに対する認識の高さ	関係省庁は高いオーナーシップを持ってプロジェクトに取り組んでいるか。		・予算措置状況に起因する活動遅延、その他の支障 ・その他必要な支援のタイミングの良い実施	● カンボジア政府は慢性的に財政不足の状況にある。そのため、プロジェクト遂行に必要な予算措置が十分に行われず、講師謝金は C/P 側とドナーが折半し負担していた（ドナー、カンボジア側各 12.5 米ドル）。しかし、2012 年から講師謝金が 30 米ドルとなり、全額カンボジア側が負担することとなった。このように厳しい財政状況にありながら、必要な予算措置は行う努力がされている。

		カンボジア側実施機関は高いオーナーシップを持ってプロジェクトに取り組んでいるか（C/P の配置状況、外部関係機関との連絡・調整など）。		・C/P 配置状況 ・活動内容への高い関心表明 ・的確かつ迅速な連絡・調整	● 現役の裁判官が C/P として任命されており、適切なカウンターパートが配置された。関係者間のコミュニケーションも良好であることを確認した。
	O-b-5 適切な C/P 配置	プロジェクトの業務量及び業務内容に見合った能力のある C/P が十分な人数配置されているか。		・C/P 配置人数の計画との対比 ・C/P 配置に起因する活動遅延その他の支障	● RAJP では、今後、5 校の法曹関係の学校が開講することを考慮し、教官候補生の一部を正式に任命することを検討しているが、教官の直接採用に関する計画、常勤の教官に関する計画は無い。 ● 教官候補生の採用計画については、文章化こそなされていないものの、毎年 7 名採用していくことで RAJP/RSJP と日本人専門家の間では共通認識に至っている。この計画に基づき、フェーズ 2 の 2 期生から 5 期生の各 7 名、計 28 名とフェーズ 1 で養成された 1 期生 7 名、合計 35 名が教官候補生となり、活動を行っている。 ● 一方、カンボジアの法曹界はいまだ人材不足の状況にある。そのため、現場実務の人材充足のため、専任教官を十分に確保するのが困難な状況もあり、実務と人材育成のバランスを適切に取っていく必要がある。

	0-b-6　参加度合いや認識	各活動のターゲットとしている人材・機関が、プロジェクトを有用な活動と認識しているか。		・関係者等による事業内容の認知 ・関係機関等との情報交換や共同企画等の動き（他ドナー、NGO 等を含む）	● 以下の点から、プロジェクトのターゲットとしている人材・機関はプロジェクトを有用な活動と認識している。 ・ 日本人専門家と RAJP/RSJP マネジメント層は必要に応じ常時協議を行っており、プロジェクト運営上必要な際は適宜協議を行っている。 ・ その他プロジェクトに関係するミーティングや模擬裁判等においてマネジメント層、教官、教官候補生の積極的な関与が確認されている。 ・ カンボジアでの現地セミナー、JICA-Net セミナー、本邦研修参加、または日本人専門家とのコミュニケーション（日常的な質問、相談）などの活動を通じ、教官候補生は知識、経験の蓄積に努力している。 ・ RAJP 学院長・RSJP 校長からは、これら日本の支援を通じて、質・量ともに C/P を高めていくべく活動を継続していく旨言及があった。
	0-b-7　その他の問題	その他、プロジェクトの実施過程で生じている問題はあるか。	ある場合、その原因は何か。	・	● 特に問題はない。

1. 妥当性					
	1-1　必要性	プロジェクトは、対象国の地域・社会の状況やニーズに合致しているか。			● カンボジア政府は引き続き司法分野における人材育成を重視している。2004 年 7 月に発表された国家開発戦略である「四辺形戦略」で示された通り、司法改革は高い優先順位が与えられている。また、2008 年に発足した新内閣は従来の「四辺形戦略」の枠組みをそのまま継続した「第二次四辺形戦略」を策定している。 ● 2003 年に発表された「法・司法制度改革戦略」や、2005 年に発表された「法・司法制度改革短期・中期行動計画」において、「司法サービスを強化すること」が司法分野の 7 重点分野の一つと位置付けられている。 ● これらの政策動向に関しては、今次終了時評価調査においても変更が無い旨を司法省に確認した。なお、「法・司法制度改革短期・中期行動計画」について 2010 年に実施された法・司法改革評議会によるレビューでもその点が確認されている。 ● 法・司法改革評議会に出席している RAJP 事務局長からは、法曹人材育成にかかる戦略・方針に変更は無いことを確認した。 ● カンボジアでは、外国からの投融資が活発化する中、民法の適切な活用が重要となってくる。

	プロジェクトは、ターゲットグループの状況やニーズに合致しているか。			● カンボジアにおける法曹人材の不足は現在も深刻な問題であり、健全な社会・経済開発を妨げる大きな阻害要因の一つとなっている。 ● RSJP は法曹人材の育成、および法曹関係強化を目的とした機関であり、RSJP プロジェクトが民法・民事訴訟法に関し適切な知識を有する法曹人材の育成、増員へ寄与することにより、上記のカンボジア法曹界が抱える問題に対応するものである旨、RAJP と RSJP マネジメント層との間で確認された。
1-2　優先度	上位目標はカンボジア国の開発政策との整合性が高いか。			● 「第二次四辺形戦略」でも司法改革に引き続き高い優先順位が与えられている。また、その司法改革の戦略・計画でも司法サービスを強化することが重点分野の一つとなっていることから、上位目標との整合性は高い。
	プロジェクトは、日本の援助政策・JICA国別事業実施計画との整合性は高いか。			● 2002 年に策定された日本の「カンボジア国別援助計画」において、民事法制度の構築と向上はカンボジアに対する重要政策中枢支援と位置付けられている。 ● 2009 年に開催された第 21 回経済海外協力会議では、「法制度整備支援に関する基本方針」が策定され、民法・民事訴訟法関連法令の実務教育の拡充や人材育成への更なる支援の必要性が確認された。 ● JICA の「カンボジア国別援助計画実施方針」（2009 年）では、裁判官・検察官養成校への人材育成支援の継続により、法司法制度改革の推進に貢献する方針が定められている。よって、プロジェクトは日本の援助政策・JICA 国別事業実施計画との整合性が高い。

1-3　手段としての適切性	プロジェクトのアプローチ及び対象地域は適切か。	近隣地域で実施されている JICA の他のプロジェクトとの協力・連携は適切に行われているか。	・本プロジェクトのアプローチの他地域への適用の可能性 ・対象地域のニーズ適合性 ・JICA の他のプロジェクトとの活動内容の重複の有無 ・他プロジェクトとの協力・交流	● フェーズ2では、学校運営の機関となる教官採用・養成計画、カリキュラム検討、教材作成などの活動を通じC/P（職員、教員）がより主体性を発揮し、自立的に民事教育の実施が可能となることを目指している。具体的には、教材作成においては、教官ミーティングの際に、教官候補生が中心となって作成すべき教材について協議・決定し、日本人専門家による講義を踏まえて、教官候補生が教材をドラフトするアプローチが採られている。 ● このアプローチは人材不足に悩む他の途上国でも有用であると思われる。また日本人専門家の、C/P に主導権を徐々に渡していく方針もキャパシティ・ディベロップメントを目的としたプロジェクトに広く応用が可能であろう。 ● JICA、その他ドナーが実施するプロジェクトとの活動内容との重複は無い。 ● カンボジアで実施されている裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトとは情報や成果物（教材等）を相互に共有し、相乗効果の発現に努めている。

	ターゲットグループの選定は適切か（対象・規模等）。		・技術的・物理的優位性の有無 ・技術普及できる仕組み・規模・行政的または法的地位の位置付けの有無 ・活動実施に過不足のない人員配置	● RAJP、PSJP はカンボジア全土における法曹人材育成の中心的役割を担う機関である。カンボジアでは今後、各種特別裁判所が設置される計画がある。そのため、多くの法曹人材が必要となる。この認識の基、司法省、司法官職高等評議会および RAJP で協議した結果、約 600 人の裁判官・検察官が必要という判断に至ったとのことである。RAJP ではその見込みに基づき、5 カ年計画を策定し、その中で 2008～2012 年の間に毎年 55 名の裁判官・検察官を養成する計画としている。 ● RAJP、PSJP はカンボジア全土における法曹人材育成の中心的役割を担う機関である。上記へ対応するため、RAJP、RSJP をプロジェクトのターゲットグループとすることは適切である。
	ターゲットグループ以外へ波及性はあるか。		・普及の仕組みの整備 ・プロジェクトへの評価・関心の高さ ・カンボジア国全土への技術の普及の可能性	● RAJP、PSJP はカンボジア全土における法曹人材育成の中心的役割を担う機関である。 ● 裁判官は人材不足の状況にあるが、教官候補生が所属する裁判所からは RAJP で教官候補生として経験、知識を積むことで裁判所へのフィードバックが得られるため、教官候補生が RAJP に協力することについては非常に協力的な姿勢を見せている（裁判所長が、教官候補生に対し、マニュアルを作成するよう依頼を行ったケースもあった）。
	効果の受益や費用負担が公平に分配されるか。		・受益者設定の偏り ・プロジェクト成果の実用に関する制限の有無	● 特に問題はない。

	1-4 援助協調	他のドナーとの援助協調及び相乗効果が期待できるか。			● RSJPにおける継続教育は、2008年にRAJPのイニシアティブにより、EWMIの支援を受けて開始された。学校側がドナーを招いて行った担当分野の協議会合の結果、JICAが民事分野の一部の支援を行うこととなった。 ● しかし刑事分野を担当するフランスがRSJPから事実上撤退したこともあり、2010年は実施されず、2011年7月現在で実施予定もない。RAJP側で、継続教育に必要なドナー間調整をすることができなかったこと、必要な予算措置がなされなかったことが主因である。
	1-5 日本の技術の優位性			・類似の協力事例 ・国内における技術的蓄積	● これまで法制度整備プロジェクト（フェーズ1、2）において民法・民事訴訟法の起草・立法化支援を日本が実施してきた経緯、さらにはプロジェクト（フェーズ1）でRSJPの民事教育にかかるカリキュラム策定や教材作成を支援してきた。このため、他ドナーと比較し日本に技術的な優位性がある。終了時評価調査においてもRAJPマネジメント層及び教官候補生からは、その点が繰り返し強調された。
	1-6 その他	プロジェクト開始以降、プロジェクトを取り巻く環境（政策、経済、社会など）の変化はないか。			● 特にない。 ● 「法・司法制度改革短期・中期行動計画」のレビューは、法・司法改革評議会により2010年に行われ、カンボジアに政策の変化は無いことを確認した。
2. 有効性（見込み）					

	2-1 成果の達成	成果は達成されているか。			● 新入生の入学が無い外部的な問題を抱えながらもプロジェクトを通じ、講義実施に関する適切な予算措置が行われる等学校運営が適切に行われるようになった。また各裁判所に対し、教官候補生に対する協力要請を行う、また長期的な人材育成のため、教官候補生の異動に関して停止するための働きかけ等の円滑に活動を行う体制を整えている。 ● 講義、カリキュラム開発、教材作成に関しても RSJP のサポートの下、40 名の教官候補生の能力は着実に向上しており、人材育成の目標は着実に達成されている。 ● 継続教育は 2010 年以降、財政的な実施されていないが 2012 年には再開する見込みとなっており、必要な予算措置も行われている。現在も教官候補生が所属する裁判所で情報共有を行っている。また RSJP としても裁判所からの質問を受け付け、回答を行う等代替手段で裁判官への技術的フォローを行っている。
	2-2 プロジェクト目標達成の見込み	プロジェクト目標は達成される見込みか。			● プロジェクトは着実に進捗しており、プロジェクト期間内で成果は概ね達成される見込みである。具体的には、講義、カリキュラム開発、教材作成に関しても RSJP のサポートの下、40 名の教官候補生の能力は着実に向上しており、RSJP が民法・民事訴訟法の則った裁判実務に関する教育が自律的に実施できる体制は整いつつある。 ● 教官候補生が所属する裁判所もプロジェクト活動に協力し、法曹人材の育成の強化の重要性を認識している。 ● また、司法官職高等評議会も、RAJP/RSJP からの要請に基づき教官候補生の人事異動（通常 4 年ごと）を遅らせる等、法曹人材の教育に協力している。

	プロジェクト目標の達成を促進・阻害する要因はあるか。	促進する要因はあるか。		● RSJPに対してはフェーズ1から長期にわたり支援が行われており、日本との信頼関係が築かれている。かかる状況下、プロジェクト目標である教官採用および養成計画、カリキュラムの検討など学校運営に係る活動がC/Pにより自律的に行えることを目指し、活動が遂行されているが、C/Pも十分にプロジェクトの主旨を理解し、活動を遂行している。その結果、かかるプロジェクト目標は適切にC/Pに理解され、プロジェクト目標達成に向けての促進要因となっている。 ● 教官候補生が所属する裁判所が協力的な姿勢を見せているなどカンボジア国の法曹界としても人材育成の重要性を認識している点も促進要因として挙げられる。
		阻害する要因はあるか。		● 民法の理解度の十分ではない点が中間レビュー調査にて阻害要因として挙げられていたが、徐々に理解度が高まっていることが報告されている。
2-3 因果関係	成果は、プロジェクト目標を達成するために十分か。			● プロジェクト目標達成のため、その他達成すべき成果はない。

		外部条件は現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性はあるか。			● 講義に対する謝金に関する予算が確保される等適切に行われている。 ● しかし、プロジェクト目標達成に向け、以下の点が阻害要因として挙げられる。 ・ 2010年以降、入学試験が行われていないため、若い期の教官候補生が講義を行い、ワーキンググループを通じて習得した知識を適用する機会がない。 ・ 民法は適用されていないため、教官候補生は裁判所での実務において民法に関する実際のケースの経験がない。そのため、教官候補生に対しフォローアップ研修が必要であると思われる。 ・ 2010年以降、財政的な制約により継続教育が行われていない。
3. 効率性					
	3-1 成果の産出度	成果の産出度は適切か。		・目標と実績の比較	● プロジェクト活動は概ねPDM上の計画に沿って円滑に実施されており、成果は達成されつつある（詳細は達成度グリッドに記載）
		成果の産出を促進・阻害する要因はあるか。	促進する要因はあるか。		● 「2-2 プロジェクトの達成見込み」と同様。 ● 前述のとおりRAJP/RSJP マネジメント層と日本人専門家は頻繁に会合を持ち、教官候補生と日本人専門家も質問、回答などを通じコミュニケーションを持つ機会も多い。こうした良好なコミュニケーションもプロジェクトの効率性を高めている。
			阻害する要因はあるか。		● 「2-2 プロジェクトの達成見込み」と同様。

	3-2 因果関係	成果を産出するために十分な投入であったか。		・投入の不足あるいは不適切性に起因する遅延、その他の支障の発生	● プロジェクトの計画に沿って適切なタイミング、量の投入が行われている。 ● 実施中の「法制度整備プロジェクト（フェーズ 3)」や、「弁護士会司法支援プロジェクト」(2010 年 6 月終了）との間で条文や法令解説等の出版物が共有されている。 ● また、長期専門家と日本の支援体制（民法作業部会、民事訴訟法作業部会、不動産登記にかかる実務アドバイザーグループ、日本国法務省）の組み合わせ、また短期専門家による現地セミナー、JICA-Net セミナーや本邦研修など複数の支援スキームの活用により、非常に効率的にプロジェクトは実施されていた。非常に効率的にプロジェクトは実施されている。
	3-3 タイミング	計画に沿って活動を行うために、過不足のない質・量の投入がタイミングよく行われたか。		・計画に沿ったタイミングでの投入実施 ・タイミングに起因する活動の遅延、その他支障の発生	● （同上）
	3-4 コスト	類似プロジェクトと比較して、総投入コストは妥当であるか。		・類似プロジェクトの総投入コストとの比較	● （比較可能なプロジェクトはない。）
4. インパクト					

4-1 上位目標達成の見込み	上位目標は達成する見込みか。		・裁判官・検察官に任命されるRSJP修了生数 ・RSJP修了生の民事裁判手続きにかかる理解度	● RSJPが、今後も民法教育を充実させ、法曹界に優秀な人材を輩出することが可能となった場合、上位目標の達成に寄与するものと見込まれる。上位目標の達成には、RSJP での教育を受けていない既存の裁判官に対する民法の普及も必要となるが、その割合は徐々に減少しており、全体のレベルアップが図られている。 ● その他、上位目標の達成のためには、弁護士の能力向上、民事執行や保全などの関連制度の整備・普及も必要となる。
	上位目標の達成を促進・阻害する要因はあるか。	促進する要因はあるか。		● 長期にわたり日本側が支援を行っていることにより、各C/Pがプロジェクトの主旨を理解し、また日本側もカンボジアの法曹界が抱える課題、解決策を十分に理解し、活動アプローチを策定した。この結果、C/Pの自主的な活動を高め、オーナーシップを高めてく結果をもたらしている。 ● また、法曹界人材が不足している状況にありながらも、教員候補生が所属する裁判所はプロジェクトへの教官候補生の提供に協力的な姿勢を示しており、法曹界全体として人材の質・量両面の向上に強い意欲を見せている。 ● カンボジアでは外国からの投資が活発化しており、これに伴い国内においても商行為など民事のニーズが高まっていく可能性が高く、適切に民法・民事訴訟法が活用されることが求められていく。 かかる要素は上位目標の達成の促進要素になりえる。
		阻害する要因はあるか。		● カンボジアではいまだ法曹界の人材が不足した状況にある。司法実務が今後も円滑に実施されるため、RSJPが今後も継続し、法曹界に人材を輩出していくことが必要である。

4-2 因果関係	上位目標とプロジェクト目標は乖離していないか。	プロジェクト目標の結果がどの程度上位目標の達成に貢献するか。		● 上位目標である、カンボジアにおいて民法・民事訴訟法に基づいて適切に民事裁判が行われるようになるためには、RSJPにおいて法曹界に人材を輩出すべく、裁判実務に対する教育が行われる必要がある。そのため、プロジェクト目標が達成されることは、上位目標の達成に大きく寄与すると判断される。
	外部条件は、現時点においても正しいか。外部条件が満たされる可能性は高いか。			● 特にない。
4-3 波及効果	上位目標以外の効果・影響が想定されるか。	マイナスのインパクトを軽減するための対策は採られているか。	・プロジェクト実施前後の変化	● 教官候補生数名はは、書記官養成校や大学で教官として単独で講義を担当するようになった。 ● 自主性の高まりにより、JICA-Net セミナーで得た知識をもとに、日本人専門家の助言を仰ぎながら、督促手続きのマニュアルを自主的に作成し、同僚裁判官に配布した、というケースも確認された。 ● 多くの教官候補生は、新しい民法・民事訴訟法にかかる教育を受けていない先輩の裁判官から教官候補生が習得した民事に関し情報共有を求められるケースもある。
	ジェンダー、民族、社会的階層の違いにより、異なった影響はあるか。		・同上	● 特にない。

		その他のマイナスのインパクトはあるか。それを取り除くための方策は何か。			● 特にない。
5. 自立発展性（見込み）					
	5-1　政策・制度面	政策支援は協力終了後も継続するか。			● RAJPは5カ年計画（2008-2012年）を策定しており、プロジェクト終了後も政策支援は継続する。カンボジアでは今後、各州裁判所が多数設置され、また法曹関係の学校も5校開講される予定であることから、多くの法曹人材が必要となる見込みである。この認識の基、MOJ、司法官職高等評議会およびRAJPで協議した結果、約600人の裁判官・検察官が必要との結論に至った。RAJPはその結論に基づき、5カ年計画を策定し、2008-2012年の間に毎年55人の裁判官・検察官を養成する計画としている。
		関連法規、法制度は整備されているか。また整備される計画か。			● 終了時評価調査時点で必要な関連法規や法制度はない。
	5-2　組織・財政面	協力終了後も、効果を上げていくための活動を実施するに足る組織能力はあるか。			● C/Pの理解度の向上、自主的に活動が遂行される等の点において組織内の個人の能力の向上は確認される。 ● 組織のマネジメントにおいては、2010年以降、新入生不在などの状況が課題として挙げられるが、下記に示すように適切な予算措置を行う等学校運営は機能している。

	活動成果を研修・普及していくための組織的枠組みは整備されているか。			● 同上
	必要な事業計画（短期・長期）を整備しているか。			● 「5-1　政策・制度面」と同様。
	実施機関のプロジェクトに対するオーナーシップは、十分に確保されているか。			● 前述のとおり、RAJP/RSJP のマネジメント層、および教官候補生の主体性が確認されており、高いオーナーシップが確保されている。
	経常経費を含む予算の確保は行われているか。予算措置は十分に講じられているか。			● 講師謝金がカンボジア政府の予算で賄われるようになったが、教官の確保、および教官候補生の採用に必要な予算申請書は作成され、カンボジア政府に提出済みである。この予算申請書に基づき、適切な予算措置が行われる必要がある。またプロジェクト終了後も適切な予算措置が講じられることが望まれる。
5-3　技術面	カンボジアにおいて適用可能且つ実用的な技術が移転されているか。			● 「1-3 手段としての適切性」にて記したとおり、プロジェクトでは C/P がより主体性を以て自立的に民事教育の実施が可能となることを目指し技術移転が行われている。その結果、各活動において C/P 側の主体性の高まりは確認されており成果が創出されている。

	普及のメカニズムはプロジェクトに取り込まれているか。		・関係者を対象とした研修実施の仕組み ・技術移転の仕組みや教材の準備	● 同上
	関連機関との業務提携・連携関係が良好に維持され、発展していく見通しはあるか。			● RAJP の 5 カ年計画（2008-2010 年）策定においては、MOJ、司法官職高等評議会との間で協議が行われる等関連各機関との良好な関係が構築されている。 ● 特に、MOJ とのコミュニケーションについて、問題はない。前フェーズプロジェクトから培われた関係を通じ、情報が共有される体制となっている。普及活動についての RSJP と MOJ の業務分担の必要性についても共通認識があることが確認された。
	C/P の多くが、プロジェクト終了後も実施機関に継続し勤務する見通しか。			● C/P へのインタビュー調査を通じ、C/P はプロジェクト終了後も実施機関に継続し勤務する見通しである。
	資機材の維持管理は適切に行われているか。			● 適切に行われている。
5-4 社会・文化・環境面	女性、貧困層への配慮不足により持続性を妨げる可能性はないか。			● 特になし。

		環境への配慮不足により持続性を妨げる可能性はないか。			● 特になし。
	5-5 その他	自立発展性を阻害するその他の要因はあるか。			● 特になし。

４．日本・カンボジア双方の投入実績

Ⅰ．カンボジア側投入

１．カウンターパート

２．運営経費自己負担

Ⅱ．日本側投入

１．専門家派遣

（１）４名の長期専門家

（２）１５名（述べ）の短期専門家

番号	氏名	指導科目	派遣期間
＜長期専門家＞			
１	建元　亮太	法曹養成アドバイザー	2008/4/1～2010/3/31
２	森田　隆	業務調整	2008/4/1～2012/4/10
３	西村　恵三子	法曹養成アドバイザー	2010/4/1～2012/3/31
４	岡本　陽平	業務調整	2010/4/1～2012/3/31
＜短期専門家＞			
１	宮﨑　朋紀	法曹養成	2008/12/17-27
２	磯川　剛志	民事教育改善指導	2009/2/11-15
３	宮﨑　朋紀	民事教育改善指導	2009/2/9-15
４	宮﨑　朋紀	民事教育改善指導	2009/6/21-28
５	西村　恵三子	民事教育改善指導	2009/6/21-28
６	宮﨑　朋紀	民事教育改善指導	2009/7/31-8/9
７	西村　恵三子	民事教育改善指導	2009/7/31-8/9
８	磯川　剛志	民事教育改善指導	2009/8/1-5
９	西村　恵三子	民事教育改善指導（模擬裁判）	2009/12/7-26
１０	西村　恵三子	法曹養成	2010/2/22-3/13
１１	宮﨑　朋紀	法曹養成	2010/3/8-13
１２	松川　充康	民事教育改善指導	2010/9/14-9/22
１３	上坂　和央	民事教育改善指導	2010/9/14-9/22
１４	松川　充康	民事訴訟法（強制執行）	2011/3/15-24
１５	上坂　和央	民法（不法行為・強制執行）	2011/3/15-24

２．調査団派遣

番号	調査団名	派遣期間
１	運営指導調査	2008/12/10-17

２	中間評価調査	2010/2/17-3/5
３	終了時評価調査	2011/8/21-2011/9/7

３．供与機材

番号	品目	数量
1	プロジェクター	1

４．本邦研修

番号	調査団名	参加人数	派遣期間
1	模擬記録作成研修	7	2008/10/6-18
2	裁判実務・教材作成	4	2009/2/9-21
3	法曹養成支援研修（裁判実務・教材作成）	4	2009/9/8-18
4	模擬記録作成研修	6	2009/10/4-17
5	民事第一審マニュアル改訂研修	7	2009/11/10-19
6	模擬裁判研修	7	2010/10/17-30
7	執行保全研修	6	2011/6/19-25

５．日本側部会活動

法曹養成アドバイザリーグループ　計６回開催

６．現地セミナー

（１）短期専門家派遣によるセミナー実績

番号	セミナー名	開催日程
1	民事模擬裁判	2008/12/22-26
2	強制執行　主張整理	2009/2/10-13
3	民法セミナー（物権総則，担保物権総論・抵当権）	2009/6/22-26
4	民法セミナー（代理、契約総論、弁済）	2009/8/3-7
5	民事模擬裁判	2009/12/21-26
6	既判力，共同訴訟	2010/3/9-12
7	親族、相続法	2010/9/15-9/21
8	不法行為，執行保全	2011/3/16-23

（２）ワーキンググループ活動実績

計１５０回開催

（３）JICA-NET セミナー

番号	セミナー名	開催日程
1	JICA-NET セミナー（担保，仮差押解放金，保全取消，担保取消等）	2008/9/18-19
２	民法 JICA-NET セミナー（督促手続・少額訴訟）	2009/5/22